

1 第161回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集)

第161回国会（臨時会）は、平成16年（2004年）10月12日に召集され、12月3日に終了した。

第160回国会閉会後の9月16日、衆議院において、民主、共産、社民の野党3会派は、「政治とカネ」問題、自衛隊イラク派遣問題、年金制度改革、米軍ヘリ墜落事故、災害対策等、当面する諸課題に対応するためとして、臨時会召集要求書を提出し、速やかな召集を求めた。これに対して内閣は、内閣改造や小泉内閣総理大臣の国際会議出席等の日程から10月5日、第161回国会を10月12日に召集することを閣議決定した。

野党は、「政治とカネ」問題などの十分な審議期間を確保するため、2か月以上の会期を要求したが、召集日当日の衆参両院本会議において、12月3日までの53日間とすることをそれぞれ多数をもって議決した。

開会式は、召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

(院の構成)

召集日、参議院本会議において、常任委員長の選挙、特別委員会及び調査会の設置等が行われた。

常任委員長は、総務、外交防衛、文教科学、厚生労働及び農林水産の5常任委員長の辞任が許可され、9月29日に辞任していた経済産業委員長と併せ、6委員長が新たに選任された。

特別委員会は、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、イラク・事態及び拉致問題の5特別委員会が前国会同様設置され、第143回国会から毎国会設置されてきた「金融問題及び経済活性化に関する特別委員会」は設置されなかった。同日、各特別委員会は、それぞれ特別委員長を選任した。

調査会は、国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会、少子高齢社会に関する調査会の3調査会が設置され、同日、各調査会は、それぞれ調査会長を選任した。

10月14日、政治倫理審査会において、会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

(今国会における主な議論)

召集日の10月12日、小泉内閣総理大臣による所信表明演説が衆参両院本会議において行われ、これに対する質疑が13日、14日に衆議院で、14日、15日に参議院で行われた。予算委員会は10月18日、19日に衆議院で、20日、21日に参議院で開かれた。

今国会は、9月27日の第2次小泉改造内閣発足後初の国会であり、台風被害と新潟県中越地震、イラクにおける邦人人質事件と自衛隊イラク派遣、日本歯科医師連盟に

よる政治献金などの「政治とカネ」問題等が主に議論となった。

(今国会における主な議案)

今国会において、閣法は、裁判外紛争解決促進法案、信託業法案、児童福祉法改正案、刑法等改正案等24件が成立し、衆議院において独占禁止法改正案等2件が継続審査、民事訴訟費用法改正案1件が未了となった。また、日墨経済連携協定1件が承認された。

衆法は、犯罪被害者等基本法案、特別障害給付金支給法案、金融機関本人確認法改正案、発達障害者支援法案等8件が成立し、衆議院において政治資金規正法改正案等22件が継続審査、イラク人道復興支援特措法廃止法案等6件が未了、4件が撤回された。参法は2件提出されたが、いずれも未了となった。

また、参議院では、台風第23号等風水害・新潟県中越地震災害対策決議及び日米交流150周年友好増進決議の2件を議決した。なお、日米交流150周年については、衆議院においても同趣旨の決議がなされている。

(会期延長要求)

12月1日、衆議院において、野党3会派は、イラクへの自衛隊の派遣延長問題、「政治とカネ」問題、被災者生活再建支援法の改正及び年金問題についての審議が必要であるとして、12月14日まで11日間の会期延長を求めたが、同日の衆議院議院運営委員会において延長しないものと決定され、会期末の12月3日、衆参両院の本会議で閉会手続が行われた。

2 主な国会審議

(1) 第160回国会閉会後における調査

8月9日、関西電力株式会社美浜原子力発電所3号機で蒸気噴出事故が発生し、作業員11名が死傷した。参議院経済産業委員会は9月29日、福井県に委員を派遣し、関西電力から説明を聴取するとともに、事故現場を視察した。また、10月6日の委員会において、派遣委員から報告を、中川経済産業大臣、関西電力取締役社長藤洋作君等から報告及び説明をそれぞれ聴いた後、質疑を行った。

8月13日、米海兵隊所属のヘリコプターが沖縄国際大学構内に墜落し、米海兵隊員3人が重軽傷を負った。民間人に負傷者はなかった。9月7日、参議院沖縄・北方特別委員会は、川口外務大臣から報告を聴いた後、質疑を行った。

(2) 台風被害と新潟県中越地震

今年は、台風の上陸数が10個と、観測史上最多となり、各地に大きな被害をもたらした。また、10月23日には、新潟県中越地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、多数の死傷者を出すとともに、走行中だった上越新幹線「とき」が脱線した。

参議院災害対策特別委員会は、10月13日、台風第21号による被害状況等の実情調査のため三重県に、27日には台風第23号による被害状況等の実情調査のため岡山県にそれぞれ委員を派遣した。10月26日の委員会において、村田内閣府特命担当大臣から台風第23号及び新潟県中越地震による被害状況について報告を聴くとともに、台風第23号等風水害・新潟県中越地震災害対策決議を行った。11月1日には、新潟県中越地震による被害状況調査のため新潟県に委員を派遣し、被災地の意見・要望を聴取するとともに、被害の実情を調査した。

また、参議院本会議においても、10月27日、村田内閣府特命担当大臣から平成16年の台風・新潟県中越地震被害について報告を聴くとともに、台風第23号等風水害・新潟県中越地震災害対策決議を全会一致で議決し、復旧・復興に向けた喫緊の対策と中長期的かつ抜本的な災害対策を政府に求めた。

これら災害による被災者の支援策として、民主、共産、社民の野党3会派は11月4日、被災者生活再建支援法改正案を衆議院に提出した。また、民主は11月12日、被災自動車重量税還付特例法案を参議院に提出したが、いずれも未了となった。

(3) イラクにおける邦人人質事件と自衛隊イラク派遣

イラク人道復興支援特措法の基本計画で定める自衛隊のイラク派遣期限が平成16年12月14日に迫る中、イラク派遣の是非、イラクにおける自衛隊や派遣地域の安全性をめぐる事案が相次いだ。

10月6日、イラクにおいて大量破壊兵器を捜索していた米国政府調査団は、イラク国内の大量破壊兵器の存在を否定する報告書を米国議会に提出した。同月22日（現地時間。以下同じ。）、イラク・サマーワの自衛隊宿営地においてロケット弾1発が、31日には、宿営地内の荷物保管用コンテナに砲弾が貫通した痕跡がそれぞれ発見された。同日、イラク武装勢力の人質となっていた日本人男性がイラクの首都バグダッドで殺害されたことが確認された。11月7日、イラク暫定政府は北部クルド人自治区を除くイラク全土に非常事態宣言を発出した。8日、米軍は、反政府武装勢力を掃討するため、イラク中部の都市ファルージャの総攻撃を開始した。

こうした中、参議院では、外交防衛委員会において、10月28日、大野防衛庁長官からサマーワにおけるロケット弾発見事案について、町村外務大臣からイラクにおける邦人人質事件についてそれぞれ報告を聴いた。さらに、11月2日、町村外務大臣からイラクにおける邦人人質事件について、大野防衛庁長官からサマーワ宿営地内における砲弾の貫通痕と思われるものの発見についてそれぞれ報告を聴くとともに、イラクにおける邦人人質事件、イラクの治安情勢、自衛隊のイラク派遣等について質疑を行った。

イラク・事態特別委員会では、11月5日、イラクにおける邦人人質事件及び10月22日及び31日のサマーワ宿営地における事案について、町村外務大臣及び大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣等に対して質疑を行った。11月10

日には、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等について、大野防衛庁長官及び町村外務大臣からそれぞれ報告を聴いた後、質疑を行った。同月26日には、イラク情勢と自衛隊の派遣、派遣自衛隊の活動、自衛隊の派遣期間の延長等について小泉内閣総理大臣等に対して質疑を行った。

11月11日、野党3会派は、自衛隊のイラク派遣の前提はすでに崩れているとして、イラク人道復興支援特措法廃止法案を衆議院に提出した。同法案は、衆議院イラク支援特別委員会で審査されたが、未了となった。

（４）日本歯科医師連盟による政治献金問題と政治資金規正法改正

日本歯科医師連盟からの献金を政治資金収支報告書に記載していなかったとして、平成研究会（自民党旧橋本派）の会計責任者が8月29日、逮捕され、9月18日に起訴された。同月26日には、同派会長代理だった村岡兼造前衆議院議員が在宅起訴され、「政治とカネ」は、今国会における大きな焦点となった。参議院でも、小泉内閣総理大臣の所信表明演説に対する質疑や予算委員会等において取り上げられた。

この問題に関連して、11月2日に自民、公明から、16日に民主から政治資金規正法の改正案がそれぞれ衆議院に提出された。両案は、衆議院倫理選挙特別委員会で趣旨説明が行われたが、継続審査となった。

また、野党側が橋本龍太郎衆議院議員はじめ旧橋本派幹部等の証人喚問を求める中、同議員は、11月22日、衆議院政治倫理審査会に審査を申し出た。同審査会は、同月30日に非公開で開かれたが、野党は、真相が明らかになっていないとして、橋本衆議院議員の証人喚問を引き続き求めた。

（５）北朝鮮による日本人拉致問題

平成16年5月の小泉内閣総理大臣の訪朝の際に約束された拉致被害者に関する再調査に関連して、第160回国会閉会後から今国会中、3回にわたり、日朝実務者協議が行われた。いずれも新たな生存情報はもたらされなかったが、第3回実務者協議においては、北朝鮮側の調査委員会責任者との直接協議や拉致被害者に関係する施設の視察、関係者との面会などを行い、北朝鮮から提供された物的証拠とされるものを持ち帰った。

参議院拉致問題特別委員会においては、10月29日、北朝鮮による拉致問題に関しての基本方針について町村外務大臣及び杉浦内閣官房副長官から説明を聴き、11月1日、関係大臣等に質疑を行った。同月17日には、第3回日朝実務者協議について谷川外務副大臣から報告を、政府参考人から補足説明を聴いた。この他、外交防衛委員会においても、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題について質疑を行った。

なお、11月30日、衆議院にも拉致問題特別委員会が設置された。

(6) 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会においては、10月27日、11月10日、17日の3回開かれ、イラク問題、「政治とカネ」、北朝鮮による日本人拉致問題等について岡田民主党代表と小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

第159回国会まで討議を行っていた共産は、平成16年7月の第20回参議院通常選挙の結果、「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（国家基本政策委員会両院合同幹事会 平成12年2月16日）における人数要件（衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派）を満たさなくなったため、討議に参加することができなかった。

3 参議院改革の動き等

(1) 決算等の審査

11月19日、平成十五年度決算外2件が国会に提出された。これは、決算の早期審査のための具体策についての参議院改革協議会の報告（平成15年1月）、内閣に対する参議院議長からの要請（同年5月）、参議院決算委員会要請決議（同年6月）等を受けて実現したものである。秋の臨時会への提出は初めてであり、これまでで最も早い提出となった。決算の提出が従来よりも約2か月早まったことにより、決算の早期審査の基盤が確固たるものとなった。

今国会においては、11月26日、参議院本会議において平成十五年度決算の概要について谷垣財務大臣から報告を聴き、小泉内閣総理大臣等に対して質疑を行った。参議院決算委員会においては同日、平成十五年度決算外2件について谷垣財務大臣から、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴き、12月2日に小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を求め、全般質疑を行った。

(2) 調査会の活動

参議院改革の一環として昭和61年（1986年）に設けられた参議院の調査会は、通常選挙ごとに設置され、3年を一単位として法律案の提出や政策提言などの活動を行ってきた。

召集日の10月12日、国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会、少子高齢社会に関する調査会の3調査会が新たに設置された。

(国際問題に関する調査会)

3年間の調査項目を「多極化時代における新たな日本外交」とし、今国会においては、「日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題）」について参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

（経済・産業・雇用に関する調査会）

3年間の調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」とし、今国会においては、「構造改革と経済財政の中期展望」、「新産業創造戦略」、「雇用対策基本計画」及び「若年者に対する就業支援」について政府から説明を聴いた後、質疑を行った。

（少子高齢社会に関する調査会）

3年間の調査項目を「少子高齢社会への対応の在り方について」とし、今国会においては、少子高齢社会への対応の在り方について参考人から意見を、政府から説明をそれぞれ聴き、質疑を行うとともに、委員間で意見交換を行った。

（3）憲法調査会

今国会においては、「地方自治・住民投票制」、「財政」、「憲法前文と第九条（国際平和活動、国際協力等を含む）」、「新しい人権、社会権」及び「司法、特に憲法裁判・憲法裁判所（憲法の公権解釈の所在を含む）」について意見交換や参考人質疑を行った。また、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を設置し、「選挙制度を中心とした参議院の在り方」及び「参議院と衆議院の役割分担」について参考人質疑や意見交換を行った。

12月1日には、憲法調査会において、小委員長から報告を聴いた後、意見交換を行うとともに、憲法に関する各会派の検討状況について報告を聴いた。

（4）ODA調査派遣

我が国の政府開発援助に関する調査のため、本院議員団が8月17日から、中国・フィリピン（第1班）、タイ・インドネシア（第2班）及びメキシコ・ブラジル（第3班）へそれぞれ派遣された。これは、平成15年7月及び平成16年6月の参議院改革協議会報告書に基づき、決算重視の立場から、ODA経費の効率的運用に資するため、本年度初めて実施されたものである。

各派遣団は、我が国のODAの実施状況やその効果等について調査を行い、11月10日に報告書を提出した。なお、派遣団3班の団長からは、今後ともODA調査派遣を継続して実施していく意義が大きい旨の意見が表明されている。

（5）参議院改革協議会

決算の早期審査・早期提出の問題及びODA派遣の問題等に関する協議が一応の決着を見たことを踏まえ、11月24日、参議院各会派代表者懇談会が開かれ、扇議長の下に参議院改革について協議する機関を改めて設置することで合意した。これを受けて、12月1日、参議院議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することが決定され、同日の本会議において議院運営委員長から報告された。

参議院改革協議会は、12月1日、第1回協議会を開き、参議院改革協議会専門委員会を設置することを合意した。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(16.10.12)	会期中選任
議長		扇 千景(無)	
副議長		角田 義一(無)	
常任委員 長	内閣	高嶋 良充(民主)	
	総務	木村 仁(自民)※	
	法務	渡辺 孝男(公明)	
	外交防衛	林 芳正(自民)※	
	財政金融	浅尾 慶一郎(民主)	
	文教科科学	亀井 郁夫(自民)※	
	厚生労働	岸 宏一(自民)※	
	農林水産	中川 義雄(自民)※	
	経済産業	佐藤 昭郎(自民)※	
	国土交通	田名部 匡省(民主)	
	環境	郡司 彰(民主)	
	国家基本政策	北澤 俊美(民主)	
	予算	中曾根 弘文(自民)	
	決算	鴻池 祥肇(自民)	
	行政監視	山口 那津男(公明)	
	議院運営	溝手 顕正(自民)	
	懲罰	山下 八洲夫(民主)	
特別委員 長	災害対策	風間 昶(公明)※2	
	沖縄・北方	木俣 佳丈(民主)※2	
	倫理選挙	吉村 剛太郎(自民)※	
	イラク・事態	太田 豊秋(自民)※2	
	拉致問題	内藤 正光(民主)※	
調査会 長	国際問題	松田 岩夫(自民)※	
	経済産業雇用	広中 和歌子(民主)※	
	少子高齢	清水 嘉与子(自民)※	
憲法調査会会長		関谷 勝嗣(自民)	
政治倫理審査会会長		若林 正俊(自民)	竹山 裕(自民) 16.10.14選任
事務総長		川村 良典	

※ 召集日選任 (※2 再任)

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 19. 7. 28 任期満了			② 22. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	114 (11)	20 (5)	45 (3)	65 (8)	15 (2)	34 (1)	49 (3)
民主党・新緑風会	84 (11)	12 (1)	20 (3)	32 (4)	19 (2)	33 (5)	52 (7)
公 明 党	24 (5)	8 (1)	5 (1)	13 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日 本 共 産 党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	5 (1)	3	0	3	2 (1)	0	2 (1)
各派に属しない議員	6 (2)	1 (1)	2	3 (1)	0	3 (1)	3 (1)
合 計	242 (33)	48 (11)	73 (7)	121 (18)	48 (8)	73 (7)	121 (15)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成19年7月28日任期満了、○印の議員は平成22年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(114名)

阿部 正俊 (山 形)	愛知 治郎 (宮 城)	○青木 幹雄 (島 根)
○秋元 司 (比 例)	○浅野 勝人 (愛 知)	荒井 正吾 (奈 良)
○荒井 広幸 (比 例)	有村 治子 (比 例)	○泉 信也 (比 例)
○市川 一朗 (宮 城)	岩井 國臣 (比 例)	○岩城 光英 (福 島)
○岩永 浩美 (佐 賀)	魚住 汎英 (比 例)	小野 清子 (比 例)
尾辻 秀久 (比 例)	大仁田 厚 (比 例)	大野 つや子 (岐 阜)
太田 豊秋 (福 島)	○岡田 直樹 (石 川)	○岡田 広 (茨 城)
○荻原 健司 (比 例)	加治屋 義人 (鹿児島)	○加納 時男 (比 例)
狩野 安 (茨 城)	景山 俊太郎 (島 根)	柏村 武昭 (広 島)
片山 虎之助 (岡 山)	金田 勝年 (秋 田)	○亀井 郁夫 (広 島)
○河合 常則 (富 山)	○木村 仁 (熊 本)	○岸 宏一 (山 形)
○岸 信夫 (山 口)	北岡 秀二 (徳 島)	○北川 イッセイ (大 阪)
沓掛 哲男 (石 川)	国井 正幸 (栃 木)	倉田 寛之 (千 葉)
○小池 正勝 (徳 島)	○小泉 昭男 (神奈川)	小泉 顕雄 (比 例)
小斉平 敏文 (宮 崎)	小林 温 (神奈川)	後藤 博子 (大 分)
鴻池 祥肇 (兵 庫)	○佐藤 昭郎 (比 例)	佐藤 泰三 (埼 玉)
○坂本 由紀子 (静 岡)	桜井 新 (比 例)	山東 昭子 (比 例)
清水 嘉与子 (比 例)	○椎名 一保 (千 葉)	陣内 孝雄 (佐 賀)
○末松 信介 (兵 庫)	鈴木 政二 (愛 知)	世耕 弘成 (和歌山)
○関口 昌一 (埼 玉)	関谷 勝嗣 (愛 媛)	田浦 直 (長 崎)
○田中 直紀 (新 潟)	田村 公平 (高 知)	○田村 耕太郎 (鳥 取)
伊達 忠一 (北海道)	○竹中 平蔵 (比 例)	竹山 裕 (静 岡)
武見 敬三 (比 例)	谷川 秀善 (大 阪)	段本 幸男 (比 例)
常田 享詳 (鳥 取)	○鶴保 庸介 (和歌山)	○中川 雅治 (東 京)
○中川 義雄 (北海道)	中島 啓雄 (比 例)	中島 真人 (山 梨)
○中曽根 弘文 (群 馬)	中原 爽 (比 例)	○中村 博彦 (比 例)
○二之湯 智 (京 都)	○西島 英利 (比 例)	西田 吉宏 (京 都)
西銘 順志郎 (沖 縄)	野上 浩太郎 (富 山)	○野村 哲郎 (鹿児島)
○南野 知恵子 (比 例)	○長谷川 憲正 (比 例)	橋本 聖子 (比 例)
林 芳正 (山 口)	福島 啓史郎 (比 例)	藤井 基之 (比 例)
藤野 公孝 (比 例)	保坂 三蔵 (東 京)	真鍋 賢二 (香 川)
舛添 要一 (比 例)	○松田 岩夫 (岐 阜)	○松村 祥史 (比 例)

松村	龍二 (福 井)	松山	政司 (福 岡)	三浦	一水 (熊 本)
○水落	敏栄 (比 例)	溝手	顕正 (広 島)	森元	恒雄 (比 例)
○矢野	哲朗 (栃 木)	○山内	俊夫 (香 川)	山崎	力 (青 森)
○山崎	正昭 (福 井)	山下	英利 (滋 賀)	○山谷	えり子 (比 例)
山本	一太 (群 馬)	○山本	順三 (愛 媛)	吉田	博美 (長 野)
○吉村	剛太郎 (福 岡)	○若林	正俊 (長 野)	○脇	雅史 (比 例)

【 民主党・新緑風会 】

(8 4 名)

○足立	信也 (大 分)	○浅尾	慶一郎 (神奈川)	朝日	俊弘 (比 例)
伊藤	基隆 (比 例)	○家西	悟 (比 例)	池口	修次 (比 例)
○犬塚	直史 (長 崎)	今泉	昭 (千 葉)	岩本	司 (福 岡)
○江田	五月 (岡 山)	小川	勝也 (北海道)	○小川	敏夫 (東 京)
○尾立	源幸 (大 阪)	○大石	正光 (比 例)	大江	康弘 (比 例)
○大久保	勉 (福 岡)	大塚	耕平 (愛 知)	岡崎	トミ子 (宮 城)
○加藤	敏幸 (比 例)	神本	美恵子 (比 例)	○木俣	佳丈 (愛 知)
○喜納	昌吉 (比 例)	○北澤	俊美 (長 野)	○工藤	堅太郎 (比 例)
○郡司	彰 (茨 城)	○小林	正夫 (比 例)	小林	元 (茨 城)
○輿石	東 (山 梨)	○佐藤	泰介 (愛 知)	佐藤	道夫 (比 例)
○佐藤	雄平 (福 島)	齋藤	勁 (神奈川)	○櫻井	充 (宮 城)
○芝	博一 (三 重)	○島田	智哉子 (埼 玉)	○下田	敦子 (比 例)
○主演	了 (岩 手)	榛葉	賀津也 (静 岡)	鈴木	寛 (東 京)
○田名部	匡省 (青 森)	田村	秀昭 (比 例)	○高嶋	良充 (比 例)
高橋	千秋 (三 重)	谷	博之 (栃 木)	○千葉	景子 (神奈川)
ツルネン	マルティ (比 例)	○津田	弥太郎 (比 例)	辻	泰弘 (兵 庫)
○富岡	由紀夫 (群 馬)	○那谷屋	正義 (比 例)	○内藤	正光 (比 例)
○直嶋	正行 (比 例)	西岡	武夫 (比 例)	羽田	雄一郎 (長 野)
○白	眞勲 (比 例)	○林	久美子 (滋 賀)	平田	健二 (岐 阜)
平野	達男 (岩 手)	○広田	一 (高 知)	○広中	和歌子 (千 葉)
広野	ただし (比 例)	○福山	哲郎 (京 都)	○藤末	健三 (比 例)
○藤本	祐司 (静 岡)	藤原	正司 (比 例)	○前川	清成 (奈 良)
○前田	武志 (比 例)	松井	孝治 (京 都)	○松岡	徹 (比 例)
○松下	新平 (宮 崎)	○円	より子 (比 例)	○水岡	俊一 (兵 庫)
○峰崎	直樹 (北海道)	森	ゆうこ (新 潟)	○築瀬	進 (栃 木)
○柳澤	光美 (比 例)	○柳田	稔 (広 島)	○山下	八洲夫 (岐 阜)
山根	隆治 (埼 玉)	山本	孝史 (大 阪)	○蓮	舩 (東 京)
和田	ひろ子 (福 島)	若林	秀樹 (比 例)	○渡辺	秀央 (比 例)

【 公 明 党 】

(24名)

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ○荒木 清寛 (比 例) | 魚住 裕一郎 (比 例) | ○浮島 とも子 (比 例) |
| 加藤 修一 (比 例) | ○風間 昶 (比 例) | 草川 昭三 (比 例) |
| 木庭 健太郎 (比 例) | ○澤 雄二 (東 京) | 白浜 一良 (大 阪) |
| 高野 博師 (埼 玉) | ○谷合 正明 (比 例) | 遠山 清彦 (比 例) |
| ○西田 実仁 (埼 玉) | ○浜田 昌良 (比 例) | ○浜四津 敏子 (比 例) |
| ○弘友 和夫 (比 例) | 福本 潤一 (比 例) | 松 あきら (神奈川) |
| 山口 那津男 (東 京) | ○山下 栄一 (大 阪) | 山本 香苗 (比 例) |
| 山本 保 (愛 知) | 渡辺 孝男 (比 例) | ○鰐淵 洋子 (比 例) |

【 日 本 共 産 党 】

(9名)

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 井上 哲士 (比 例) | ○市田 忠義 (比 例) | 緒方 靖夫 (東 京) |
| 紙 智子 (比 例) | ○小池 晃 (比 例) | 小林 美恵子 (比 例) |
| ○大門 実紀史 (比 例) | ○仁比 聡平 (比 例) | 吉川 春子 (比 例) |

【 社会民主党・護憲連合 】

(5名)

- | | | |
|--------------|-------------|---------------|
| 大田 昌秀 (比 例) | 田 英夫 (比 例) | ○福島 みずほ (比 例) |
| ○渕上 貞雄 (比 例) | 又市 征治 (比 例) | |

【 各派に属しない議員 】

(6名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ○糸数 慶子 (沖 縄) | 扇 千景 (比 例) | 黒岩 宇洋 (新 潟) |
| ○近藤 正道 (新 潟) | ○鈴木 陽悦 (秋 田) | 角田 義一 (群 馬) |

5 議員の異動

第160回国会終了後における議員の異動

○会派所属

広田 一君 (高知)

16.10.5 民主党・新緑風会に入会

1 議案審議概況

【概 観】

閣法については、新規提出20件のうち、一般職給与法等改正案等19件（本院先議2件を含む。）が成立、独占禁止法改正案1件が衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた7件のうち、児童福祉法改正案等5件が成立、残る2件については、衆議院において、犯罪国際化等対処のための刑法等改正案が継続審査、民事訴訟費用法改正案が審査未了となった。

参法については、新規提出2件が、いずれも本院において審査未了となった。

衆法については、新規提出19件のうち、犯罪被害者等基本法案等7件が成立、残る12件については、衆議院において、6件が継続審査、5件が審査未了、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた21件のうち特別障害給付金支給法案1件が成立、残る20件については、衆議院において、16件が継続審査、1件が審査未了、3件が撤回となった。

条約については、日・メキシコ経済連携協定1件が提出され、承認された。

予備費については、衆議院で継続審査となっていた平成15年度一般会計予備費等6件が、引き続き継続審査となった。

決算については、平成15年度決算等3件が提出され、継続審査となった。また、平成13年度NHK決算（第156回国会提出）及び平成14年度NHK決算（第159回国会提出）は審査に入るに至らなかった。

決議案については、台風第23号等・新潟県中越地震決議案、日米交流150周年決議案の2件が提出され、いずれも可決された。

【議案の審議状況】

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

裁判外紛争解決(ADR)促進法案（11月19日成立）

裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間事業者がいわゆる調停、あっせん等の和解の仲介を行う紛争解決手続業務に関し、認証制度を設け、あわせて時効の中断等に係る特例を定める。

信託業法案（第159回国会提出）（11月26日成立）

受託可能財産の制限を撤廃し、あらゆる財産権について信託を可能にするとともに、金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とする。

児童福祉法改正案（第159回国会提出）（11月26日成立）

児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の在り方の見直し、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直しを図るとともに、慢性疾患児童に対する医療の給付を創設する。〔衆議院修正〕市町村の体制整備、児童福祉施設への入所措置の更新についての規定を加えるとともに、施行期日を改めた。

刑法等改正案（12月1日成立）

凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に適正に対処するため、有期刑の上限並びにこれらの犯罪に係る法定刑等及び公訴時効の期間を改める。

〔衆議院で継続審査となった主な閣法〕

独占禁止法改正案

不当な取引制限等に対して課せられる課徴金の算定率を引き上げ、あわせて課徴金減免制度を創設するとともに、審判手続等に係る規定の整備、犯則調査権限の導入等を行う。

－衆法－

〔成立した主な衆法〕

犯罪被害者等基本法案（12月1日成立）

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定める。

貸金業規制法改正案（12月1日成立）

貸金業を営む者による債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管す

る等の行為についての処罰規定を整備する。

特別障害給付金支給法案（第159回国会提出）（12月3日成立）

障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給する。〔衆議院修正〕給付を受けられない障害者の例示として、「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を掲げた。

金融機関本人確認法改正案（12月3日成立）

法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図る。

発達障害者支援法案（12月3日成立）

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図る。

〔衆議院で継続審査となった主な衆法〕

政治資金規正法改正案（衆第2号）

政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金等の口座への振込み又は振替によることを義務付ける。

政治資金規正法等改正案（衆第10号）

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附を、同一の政党又は政治資金団体に対しては年間1億円以下に、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては年間3,000万円以下に制限するとともに、政党又は政治資金団体を通じたいわゆる迂回献金の禁止、政党本部及び政治資金団体に対する外部監査の義務付け、150万円を超える寄附の過失による収支報告書等への不記載に対する罰則の創設、普通預金等及び現金の残高の収支報告書への記載の義務付け、100万円を超える政治団体間の寄附の銀行振込み等の義務付け等の措置を講ずる。

公共工事品質確保法案

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その促進に関する基本的事項を定める。

【条約の審議】

〔承認された条約〕

日・メキシコ経済連携協定（11月10日承認）

我が国とメキシコとの間の貿易及び投資の自由化並びにビジネス関係者等の自由な移動を促進し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業支援等における協力を含む幅広い分野において連携を強化する。

【決議案の審議】

〔可決された決議案〕

台風第23号等・新潟県中越地震決議案（10月27日可決）

政府においては、台風第23号等による風水害及び新潟県中越地震災害に係る応急対策、復旧・復興対策に全力を挙げて取り組み、喫緊の対策を講ずることはもとより、最近の災害の特殊性や我が国の脆弱な国土特性等を踏まえ、中・長期的かつ抜本的な災害対策を講ずべきである等の観点から、政府に対し、特に7項目について万全の措置を講ずることを求める。

日米交流150周年決議案（12月3日可決）

日米両国が緊密かつ良好な関係にあることが、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを確認し、今後とも両国が、これまで培われてきた信頼関係に基づくパートナーとして、主体的かつ率直な意見交換を通じて地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを銘記する。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	20	19	0	0	0	1	0	0	
	衆 継	7	5	0	0	0	1	0	1	
参 法	新 規	2	0	0	0	2	0	0	0	
衆 法	新 規	19	7	0	0	0	6	0	5	撤回 1
	衆 継	21	1	0	0	0	16	0	1	撤回 3
条 約	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	6	0	0	0	0	6	0	0	
決算その他	新 規	3	0	3	0	0				
	継 続	2	0	0	0	2				
決 議 案		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（27件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

●両院通過（24件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 2 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 3 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案
- 7 裁判所法の一部を改正する法律案（修）
- 8 刑法等の一部を改正する法律案
- 9 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案
- 10 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 11 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案
- 12 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 金融先物取引法の一部を改正する法律案
- 14 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 15 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案
- 16 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案《修》（衆議院同意）
- 17 民法の一部を改正する法律案
- 18 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

（第159回国会提出）

- 34 児童福祉法の一部を改正する法律案（修）
- 35 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 77 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案
- 85 信託業法案
- 88 労働組合法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（2件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 19 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(第159回国会提出)

- 46 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第159回国会提出)

- 65 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（2件）

●本院未了（2件）

- 1 平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案
- 2 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（40件）（うち衆議院において前国会から継続21件）

●両院通過（8件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案
- 6 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 11 犯罪被害者等基本法案
- 14 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 16 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 発達障害者支援法案

(第159回国会提出)

- 58 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（修）

●衆議院継続（22件）（うち衆議院において前国会から継続16件）

- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 3 公共工事の品質確保の促進に関する法律案
- 4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 12 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案
- 19 軽犯罪法の一部を改正する法律案

(第159回国会提出)

- 3 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
- 14 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 24 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 28 労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案
- 32 公職選挙法の一部を改正する法律案

- 33 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 35 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 民法の一部を改正する法律案
- 46 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 学校教育法の一部を改正する法律案
- 49 食育基本法案
- 50 国民年金法の一部を改正する法律案
- 51 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 59 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了（6件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 5 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 7 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
- 8 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
- 9 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案
- 18 国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の一部を改正する法律案

（第159回国会提出）

- 52 無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案

●撤回（4件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

- 13 発達障害者支援法案

（第159回国会提出）

- 9 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案
- 34 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 45 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案

◎条約（1件）

●両院通過（1件）

- 1 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（6件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（6件）

（第159回国会提出）

- 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

- 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（5件）

●継続（3件）

- 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書
- 平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（2件）

（第156回国会提出）

- 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第159回国会提出）

- 日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（2件）

●可決（2件）

- 1 台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議案
- 2 日米交流百五十周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議案

4 議案審議表

内閣委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第9号)	16.10.12	— 11.4・内閣	11.10 可決(全)・附帯	11.11 可決(全)
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第10号)	16.10.12	— 11.4・内閣	11.10 可決(全)・附帯	11.11 可決(全)
犯罪被害者等基本法案(内閣委員長提出)(衆第11号)	16.11.17			11.18 可決(全)
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第14号)	16.11.24			11.25 可決(全)
発達障害者支援法案(内閣委員長提出)(衆第17号)	16.11.24			11.25 可決(全)

総務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	16.10.12	— 10.20・総務	10.22 可決(多)	10.22 可決(多)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)	16.10.12	— 11.4・総務	11.9 可決(全)	11.11 可決(全)
障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第3号)	16.10.12	— 11.4・総務	11.9 可決(全)	11.11 可決(全)
日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案(閣法第20号)	16.11.9	— 11.12・総務	11.25 可決(多)	11.25 可決(多)

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

注2 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致 附帯:附帯決議

注3 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.12	11.16	11.18 質疑	11.18 可決(全) ・附帯	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 149号	52	
— 11.12	11.16		11.18 可決(全) ・附帯	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 150号	53	
— 11.24	11.25	11.30 質疑	11.30 可決(全)	12.1 可決(多)	自民、民主 (一部)、 公明、共産、 社民、無	民主(一部)	12.8 161号	54	
— 11.29	11.30	12.1 質疑	12.1 可決(全)	12.3 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.10 164号	55	
— 11.29	11.30	12.1 質疑	12.1 可決(全) ・附帯	12.3 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.10 167号	55	

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.22	10.26	10.26 質疑	10.26 可決(多)	10.27 可決(多)	自民、民主 (一部)、公明、 社民、無	民主(一部)、 共産	10.28 136号	61	
— 11.12	11.16	11.18 質疑	11.18 可決(全)	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 146号	61	
— 11.12	11.16		11.18 可決(全)	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	11.30 144号	62	
— 11.29	11.30	12.1 質疑	12.1 可決(多)	12.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	12.10 165号	62	

法務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)	16.10.12	— 10.19・法務	10.22 可決(全)	10.22 可決(全)
民法の一部を改正する法律案(閣法第17号)☆	16.10.12	— 11.12・法務	11.19 可決(全)・附帯	11.25 可決(全)
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)☆	16.10.12	— 11.12・法務	11.19 可決(多)・附帯	11.25 可決(多)
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(閣法第6号)	16.10.12	(11.2) 11.2・法務	11.9 可決(全)・附帯	11.9 可決(全)
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第77号)	16. 3. 3 (159回)	— 10.12・法務	11.2 可決(全)・附帯	11.4 可決(全)
刑法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)	16.10.12	(11.2) 11.2・法務	11.16 可決(全)・附帯	11.18 可決(多)
裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	16.10.12	— 11.12・法務	11.26 修正(全)・附帯	11.30 修正(多)

外交防衛委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	16.10.12	— 10.20・安全保障	10.22 可決(全)	10.22 可決(全)
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	16.10.12	(10.29) 10.29・外務	11.2 承認(多)	11.2 承認(多)

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.22	10.26	10.26 質疑	10.26 可決(全)	10.27 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	10.29 138号	69	
— 11.1	11.2	11.4 質疑 11.9 参考人・ 質疑	11.9 可決(全) ・附帯	11.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 147号	74	
— 11.1	11.2		11.9 可決(多) ・附帯	11.10 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	12.1 148号	75	
(11.10) 11.10	11.11	11.16 参考人・ 質疑 11.18 質疑	11.18 可決(全) ・附帯	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 151号	70	
— 11.17	11.18	11.25 質疑	11.25 可決(全) ・附帯	11.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.3 152号	76	
(11.19) 11.19	11.25	11.30 質疑・参 考人	11.30 可決(多) ・附帯	12.1 可決(多)	自民、民主、 公明、無	共産、社民、 無	12.8 156号	72	
— 11.30	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(多) ・附帯	12.3 可決(多)	自民、民主、 公明、無	共産、社民、 無	12.10 163号	71	

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.22	10.26	10.26 質疑	10.26 可決(全)	10.27 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	10.28 137号	82	
— 11.2	11.4	11.9 質疑	11.9 承認(多)	11.10 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 無	共産		82	

財政金融委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関 法第14号)	16.10.12	— 10.29・財務金融	11.5 可決(多)	11.9 可決(多)
信託業法案(第159回国会関法第85号)	16. 3. 5 (159回)	(4.22・159回) 10.12・財務金融	11.12 可決(全)・附帯	11.16 可決(全)
金融先物取引法の一部を改正する法律案(関 法第13号)	16.10.12	— 11.12・財務金融	11.17 可決(全)・附帯	11.18 可決(全)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(財 務金融委員長提出)(衆第15号)	16.11.24			11.25 可決(全)
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正す る法律案(財務金融委員長提出)(衆第16号)	16.11.24			11.25 可決(全)
平成十六年に被災した自動車に係る自動車重 量税の還付の特例に関する法律案(津田弥太 郎君外17名発議)(参第1号)	16.11.12	—	—	—

文教科学委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
独立行政法人日本原子力研究開発機構法案 (関法第11号)	16.10.12	(11.4) 11.4・文部科学	11.10 可決(多)・附帯	11.11 可決(多)

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.10	11.11	11.16 質疑	11.16 可決(多)	11.17 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 無	共産	11.25 142号	91	
(11.17) 11.17	11.18	11.25 参考人・ 質疑	11.25 可決(全) ・附帯	11.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.3 154号	91	
— 11.24	11.25	11.30 質疑	11.30 可決(全) ・附帯	12.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.8 159号	90	
— 11.29	11.30	—	11.30 可決(全)	12.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.8 157号	93	
— 11.29	11.30	—	11.30 可決(全) ・附帯	12.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.8 158号	93	
— 11.29	11.30	—	審査未了	—	—	—	—	93	

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.12	11.16	11.18 参考人 11.25 質疑	11.25 可決(多) ・附帯	11.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	12.3 155号	96	

厚生労働委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
労働組合法の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第88号)	16. 3. 5 (159回)	— 10.12・厚生労働	10.29 可決(全)・附帯	11.2 可決(全)
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第1号)	16.10.27			10.29 可決(全)
児童福祉法の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第34号)※	16. 2.10 (159回)	— 10.12・厚生労働	11.10 修正(全)・附帯	11.11 修正(全)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第35号)	16. 2.10 (159回)	— 10.12・厚生労働	11.17 修正(全)・附帯	11.18 修正(全)
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案(鈴木俊一君外3名提出)(第159回国会衆第58号)	16. 6.10 (159回)	— 10.12・厚生労働	11.19 修正(全)・附帯	11.25 修正(全)

経済産業委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(閣法第15号)	16.10.12	— 10.29・経済産業	11.5 可決(全)	11.9 可決(全)
アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(閣法第16号)	16.10.12	— 11.4・経済産業	11.10 可決(全)・附帯	11.11 可決(全)

国土交通委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)	16.10.12	— 11.4・国土交通	11.9 可決(多)	11.9 可決(多)

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.2	11.4	11.9 質疑	11.9 可決(全) ・附帯	11.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	11.17 140号	109	
— 11.8	11.9	—	11.9 可決(全)	11.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	11.17 139号	110	
(11.12) 11.12	11.16	11.25 質疑	11.25 可決(全) ・附帯	11.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.3 153号	105	
— 11.24	11.25	11.30 質疑	11.30 可決(全) ・附帯	12.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.8 160号	107	
— 11.29	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(全) ・附帯	12.3 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.10 166号	111	

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.10	11.11	11.16 質疑	11.16 可決(全)	11.17 可決(多)	自民、民主(一 部)、公明、共 産、社民、無	民主(一部)	11.25 143号	118	
— 11.15	11.16	11.25 質疑	11.25 修正(全)	11.26 修正(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.8 162号	120	11.26 衆へ回付 11.30 衆同意(全)

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載 頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.10	11.11	11.16 質疑	11.16 可決(多)	11.17 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 無	共産	11.25 141号	124	

決算委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書	16.11.19	— 11.30・決算行監	継続審査	
平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	16.11.19	— 11.30・決算行監	継続審査	
平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	16.11.19	— 11.30・決算行監	継続審査	

議院運営委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第6号)	16.11.11			11.11 可決(全)

委員会未付託議案
(内閣提出法律案)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)	16.10.15	(11.4) 11.4・経済産業	継続審査	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第46号)	16. 2.20 (159回)	— 10.12・法務	継続審査	
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(第159回国会閣法第65号)	16. 3. 2 (159回)	— 10.12・法務	審査未了	—

参議院							議案 要旨 掲載頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(11.26 財 務大臣の 報告聴取) 11.26	11.26	12.2 全般質疑	継続審査		—	—	137	
— 11.26	11.26		継続審査		—	—	138	
— 11.26	11.26		継続審査		—	—	138	

参議院							公 布 年 月 日 法 律 番 号	議案 要旨 掲載頁	備 考
(本会議 趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.17	11.19	—	11.19 可決(全)	11.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	—	12.1 145号	147	

[illegible]

(本院議員提出法律案)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外8名発議)(参第2号)	16.12. 1	—	—	—

(予備費等支出承諾)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	16. 3.19 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	16. 3.19 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	16. 3.19 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	16. 5.18 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	16. 5.18 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	16. 5.18 (159回)	— 10.12・決算行監	継続審査	

(NHK決算)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日・付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	15. 2.14 (156回)	— 16.10.12・総務	—	—
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	16. 2.10 (159回)	— 10.12・総務	—	—

1 本会議審議経過

○平成16年10月12日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長	景山 俊太郎君
外交防衛委員長	山本 一太君
文教科学委員長	北岡 秀二君
厚生労働委員長	国井 正幸君
農林水産委員長	岩永 浩美君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	木村 仁君
外交防衛委員長	林 芳正君
文教科学委員長	亀井 郁夫君
厚生労働委員長	岸 宏一君
農林水産委員長	中川 義雄君
経済産業委員長	佐藤 昭郎君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため委員40名から成るイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、

国際問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国際問題に関する調査会**、

経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**経済・産業・雇用に関する調査会**、

少子高齢社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**少子高齢社会に関する調査会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、調査会委員を指名した。

休憩 午前10時8分

再開 午後2時41分

日程第3 会期の件

本件は、53日間とすることに決した。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時4分

○平成16年10月14日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

千葉景子君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時50分

○平成16年10月15日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜四津敏子君、柳田稔君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、狩野安君、朝日俊弘君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後2時6分

○平成16年10月27日（水）

開会 午前10時3分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成16年の台風・新潟県中越地震災害について）

本件は、村田国務大臣から報告があった。

台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議案（風間昶君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、風間昶君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛

成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

村田国務大臣は、本決議について所信を述べた。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員江田五月君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員江田五月君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

青木幹雄君は、祝辞を述べた。

江田五月君は、謝辞を述べた。

次いで、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員本岡昭次君を院議をもって表彰することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員南野知恵子君、松田岩夫君、裁判官訴追委員岩井國臣君、吉村剛太郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に桜井新君、竹山裕君、裁判官訴追委員に阿部正俊君、泉信也君、日本ユネスコ国内委員会委員に有村治子君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

公認会計士・監査審査会委員に藤沼亜起君、

公安審査委員会委員に西室泰三君、寺田輝介君を任命することに、賛成127、反対92にて同意することに決し、

電気通信事業紛争処理委員会委員に香城敏磨君、田中建二君、富沢木実君、森永規彦君、吉岡睦子君、

中央労働委員会委員に山口浩一郎君、荒井史男君、古郡頼子君、岡部喜代子君、柴田和史君、佐藤英善君、菅野和夫君、曾田多賀君、林紀子君、山川隆一君、野崎薫子君、渡辺章君、

運輸審議会委員に小野孝君、長尾正和君、廻洋子君、

公害健康被害補償不服審査会委員に田中義枝君を任命することに、賛成219、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

公安審査委員会委員長に田中康久君、

同委員に長谷部由起子君を任命することに、賛成211、反対7にて同意することに決し、

中央労働委員会委員に尾木雄君、椎谷正君、廣見和夫君、

公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君を任命することに、賛成216、反対3にて同意することに決した。

日程第2 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対9にて可決された。

日程第4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時51分

○平成16年11月10日（水）

開会 午前10時1分

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、南野法務大臣から趣旨説明があった後、前川清成君が質疑をした。

日程第1 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対9にて承認することに決した。

日程第2 労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会内閣提出、第161回国会衆議院送付）

日程第3 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 民法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第5 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成229、反対0にて全会一致をもって可決、日程第5は賛成128、反対100にて可決された。

散会 午前10時47分

○平成16年11月12日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 児童福祉法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、蓮舫君、弘友和夫君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前10時51分

○平成16年11月17日（水）

開会 午前10時1分

信託業法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、伊藤国務大臣から趣旨説明があった後、中島啓雄君、大塚耕平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対8にて可決された。

日程第2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対1にて可決された。

日程第3 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対8にて可決された。

散会 午前11時5分

○平成16年11月19日（金）

開会 午前10時1分

刑法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、南野法務大臣から趣旨説明があった後、松岡徹君が質疑をした。

日程第1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があっ

た後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時50分

○平成16年11月26日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成十五年度決算の概要について）

本件は、谷垣財務大臣から報告があった後、田浦直君、谷博之君、加藤修一君、小林美恵子君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

総合科学技術会議議員に阿部博之君、薬師寺泰蔵君、黒田玲子君、

電波監理審議会委員に小舘香椎子君、

日本放送協会経営委員会委員に深谷絃一君、梅原利之君、一力徳子君、

中央更生保護審査会委員に細井洋子君、

日本銀行政策委員会審議委員に水野温氏君を任命することに、賛成224、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

総合科学技術会議議員に柘植綾夫君を任命することに、賛成215、反対9にて同意することに決し、

国家公安委員会委員に佐藤行雄君を任命することに、賛成214、反対10にて同意することに決し、

労働保険審査会委員に渡辺貞好君を任命することに、賛成219、反対5にて同意することに決した。

日程第2 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって修正議決された。

日程第3 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第159回国会内閣提出、第161回国会衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対98にて可決された。

日程第5 信託業法案（第159回国会内閣提出、第161回国会衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会内閣提出、第161回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。
散会 午後0時5分

○平成16年12月1日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 犯罪被害者等基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対1にて可決された。

日程第2 金融先物取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第4 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上3案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会内閣提出、第161回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対14にて可決された。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があった。

散会 午前10時18分

○平成16年12月3日（金）

開会 午前10時1分

日米交流百五十周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議案（溝手顕正君外6名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、溝手顕正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対17にて可決された。

小泉内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対101にて可決された。

日程第2 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第4 発達障害者支援法案（衆議院提出）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対16にて可決された。

日程第6 ないし第13の請願

本請願は、文教科学委員長外2委員長の報告を省略、日程第6 ないし第12の請願は全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決し、日程第13の請願は委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書
- 一、平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 一、平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

- 一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

- 一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

- 一、少子高齢社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前10時24分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月 日	事 項	演説者	月 日	質疑者
16. 10. 12	所信表明演説	小泉内閣総理大臣	10. 14	千葉 景子君(民主) 片山 虎之助君(自民)
			10. 15	浜四津 敏子君(公明) 柳田 稔君(民主) 狩野 安君(自民) 朝日 俊弘君(民主)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月 日	事 項	報告者	月 日	質疑者
16. 10. 27	平成16年の台風・新潟県中越地震災害について	村田国務大臣	—	—
16. 11. 26	平成十五年度決算の概要について	谷垣財務大臣	同日	田浦 直君(自民) 谷 博之君(民主) 加藤 修一君(公明) 小林 美恵子君(共産) 又市 征治君(社民)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議案	風間 昶君 外7名	16. 10.26			10.27 可決	
2	日米交流百五十周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議案	溝手 顕正君 外6名	16. 12. 2			12. 3 可決	

可決したもの

平成16年10月27日

台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議

本年は、既に史上最多となる10個の台風が相次いで襲来し、また、去る23日には、震度6強の直下型地震が新潟県中越地方を襲うなど、全国各地において未曾有の自然災害が多発し、尊い人命、財産に甚大な被害が生じている。

本院は、ここに院議をもって、風水害、地震災害等によって犠牲となられた方々に対し、深甚なる哀悼の意を表するとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げる。

台風第23号等本年の風水害による死者・行方不明者は、既に200名を超え、昭和57年の長崎水害以来の大災害となった。また、地域の農林水産業、商工業、暮らしに欠かせない住家及び公共土木施設等に壊滅的な打撃を与え、憂慮すべき事態を招いている。

新潟県中越地震においては、多数の死傷者が発生し、さらには、高速走行中の新幹線「とき」の脱線という極めて危険な事故が発生した。今なお、断続的な余震におびえながら約10万人の被災者が避難を余儀なくされ、不自由な生活に苦しむ中で、一日も早く元の暮らしに戻ることを切望している。

政府においては、これらの自然災害に係る応急対策、復旧・復興対策に全力を挙げて取り組み、喫緊の対策を講ずることはもとより、最近の災害の特殊性や我が国の脆弱な国土特性等を踏まえ、中・長期的かつ抜本的な災害対策を講ずべきである。

以上のような観点に立って、政府は、地方公共団体、ボランティア団体、国民等と連携し、特に、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 一、被災者の避難生活に必要な物資、応急仮設住宅等の確保を図るとともに、高齢者等に関する医療・救護体制の充実に努めること。
- 二、被災者の実態に応じたきめ細かな支援対策を講ずるため、被災者生活再建支援法の積極的かつ柔軟な活用等を図ること。

- 三、被災した農林漁業者、中小企業者に対する十分な支援対策を講ずるとともに、中小企業に係る雇用の安定化対策を講ずること。
- 四、道路、鉄道、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図ること。特に、上越新幹線の早期復旧を図るとともに、全国の新幹線の耐震性の強化のため、早急に対策を講ずること。
- 五、相次ぐ災害の復旧・復興を図るため、積極的かつ十分な財政措置を速やかに講ずること。
- 六、集中豪雨、地震等に係る観測・予報体制等の充実強化に努めるとともに、防災情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の早期整備を図ること。
- 七、水害、地震等による被害を軽減するため、河川堤防等に係る施設の整備、住宅の耐震化の促進等に努めること。
- 右決議する。

平成16年12月3日

日米交流百五十周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議

今から150年前の1854年、我が国は日米和親条約に調印した。我が国はこの条約によってアメリカ合衆国との公式な関係を樹立し、近代世界に第一步を踏み出すこととなった。

太平洋を結んで友好親善の関係を築いた日米両国は、その後、戦火を交えるという不幸な一時期を経験したが、両国国民の努力により、これを乗り越え、幅広い分野で確固たる二国間関係を育むに至っている。今日、両国は、固い友情と絆に結ばれ、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値を分かち合い、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。両国の国民は相互の文化と人間性に対する尊敬と親愛の念を基礎に幅広い交流を進めている。

参議院は、日米交流150周年に当たるこの機会に、日米両国が緊密かつ良好な関係にあることが、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを確認するとともに、今後とも日米両国が、これまで培われてきた信頼関係に基づくパートナーとして、主体的かつ率直な意見交換を通じて地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを、ここに銘記する。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	高嶋	良充 (民主)	竹山	裕 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	市川	一朗 (自民)	中曽根	弘文 (自民)	円	より子 (民主)
理事	小野	清子 (自民)	西銘	順志郎 (自民)	風間	昶 (公明)
理事	岡崎	トミ子 (民主)	山崎	正昭 (自民)	白浜	一良 (公明)
	秋元	司 (自民)	工藤	堅太郎 (民主)	黒岩	宇洋 (無)
	鴻池	祥肇 (自民)	広野	ただし (民主)	近藤	正道 (無)
	佐藤	泰三 (自民)	松井	孝治 (民主)		(16.10.26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出(内閣委員長)3件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類50件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、委員会において一括して議題とされ、書面の電子保存容認によるコスト削減の効果、主務省令の整合性の確保と早期の公布及び周知、本法の対象外となる書面の類型とITの進展に対応した見直し、条例により保存義務のある文書の電子化の促進等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪被害者等基本法案は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、犯罪被害者等の権利保障を明記したことの意義、犯罪被害者等給付金制度の更なる拡充、刑事手続への犯罪被害者等の参加の拡大の在り方、犯罪被害者等のための施策への被害者等の意見の反映と策定過程の透明性確保等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の

犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図るため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、いわゆるオレオレ詐欺の手口と増加の背景、法制定による犯罪抑制効果、現行法の下における口座売買等の取締りの現状、プリペイド式携帯電話への規制についての考え方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

発達障害者支援法案は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図るため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、障害者基本法と本法案の関係、検診を契機とする治療の強制や不当な差別への懸念、障害児・保護者の意思と自己決定権の尊重、障害者の雇用機会の確保と法制・法定雇用率の見直し等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月28日、青少年対策及び少子化対策における具体的重点事項、災害復旧に向けた早急な補正予算編成の必要性、三位一体改革に伴う母子家庭等への予算措置の確保、新潟県中越地震に対する警察、消防及び自衛隊の連携、緊急時における通信手段の確保、重要知能犯罪への取組、新潟県中越地震に対する総理の初動対応等の諸問題について質疑を行った。

11月2日、地域住民の防犯ボランティア活動状況と警察庁の取組、我が国における男女共同参画の現状及び今後の推進策、激甚災害指定手続きの迅速化、法改正を含めた被災者支援策の拡充、市場化テストの対象範囲、小泉内閣における経済財政政策、被災地の治安維持に向けた警察の取組、災害時の情報伝達体制の整備、消防庁における情報収集機能及び災害対応力の強化、災害対策のための今臨時会における補正予算の早期成立の必要性等の諸問題について質疑を行った。

11月4日、我が国における情報機関の現状と強化策、三位一体改革と自立に向けた地方自治体の財政力等の強化、電子政府の推進に当たっての国民の利便性向上への配慮と情報セキュリティ対策、NPOによる有償ボランティア輸送に関する施策方針の関係機関への徹底、障害者施策の策定に際してのNGO及び障害者の参加の促進、人身取引被害者保護への取組状況及び人身取引防止のための新法制定の必要性、警察の不正経理問題、改正DV法施行による被害者保護の拡大と今後の課題、暴力団が関与するNPO法人に対する取締り、食品安全委員会の公正・中立の維持とBSE全頭検査の見直し問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年育成施策及び少子化社会対策の推進に関する件、新潟県中越地震の被災者救援と復旧支援に関する件、国庫補助負担金制度の見直しの子供育成関係予算への影響に関する件、ヤミ金融の現状と取締りの状況に関する件等について南野内閣府特命担当大臣、村田国家公安委員会委員長、細田内閣官房長官、竹中内閣府特命担当大臣、江渡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、円より子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、風間昶君（公明）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防犯ボランティアに対する支援措置に関する件、男女共同参画社会の推進に関する件、大規模災害の復旧及び被災者支援の在り方に関する件、経済活性化に向けた政府の取組に関する件、BSE対策の見直しに関する件、災害被災地における犯罪対策に関する件等について村田国家公安委員会委員長、細田国務大臣、村上内閣府特命担当大臣、竹中内閣府特命担当大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、岩井国土交通副大臣、江渡内閣府大臣政務官、小泉文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小野清子君（自民）、松井孝治君（民主）、工藤堅太郎君（民主）、円より子君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（無）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の情報体制の強化に関する件、人身取引の防止に向けた取組に関する件、警察の予算不適正執行問題に関する件、改正DV法施行による保護対象の拡大と今後の課題に関する件、郵政民営化の諸課題に関する件、食の安全確保と食品安全委員会の役割に関する件等について細田内閣官房長官、竹中国務大臣、棚橋国務大臣、村上国務大臣、村田国家公安委員会委員長、伊達国土交通大臣政務官、森岡厚生労働大臣政務官、福島外務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、風間昶君（公明）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について棚橋国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月18日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について棚橋国務大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本貿易保険総務部審議役畑幸宏君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

（閣法第9号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成16年11月25日（木）（第7回）

- 犯罪被害者等基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理上川陽子君、同宇佐美登君、同泉房穂君、滝法務副大臣、森岡厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

（衆第11号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴い

た。

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年12月1日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者内閣委員長代理藤田一枝君、同菅義偉君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 円より子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理山井和則君、同福島豊君、同宇佐見登君、同馳浩君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 神本美恵子君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第17号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第10回）

- 請願第14号外49件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民間事業者等は、保存のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。
- 二、民間事業者等は、作成のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 三、民間事業者等は、縦覧のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができる。
- 四、民間事業者等は、交付のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。
- 五、地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。
- 六、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、ITを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担軽減等を通じた国民の利便性の向上を図るという法の目的を十分に踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

- 一、主務省令等の制定に当たり、民間保存文書等について、原則としてすべて電子保存を可能にするという法の趣旨に適うように可能な限り対象範囲を拡大するとともに、それらの整合性等を図るために、IT戦略本部及び省庁間において十分な調整を行うこと。
また、主務省令等は、両法律の施行の前に公布するよう努めること。
 - 二、主務省令等の内容について、民間事業者等の経済活動及び国民生活に支障のないよう十分周知徹底するとともに、情報通信技術の発達及び民間事業者等の経済活動等の態様の変化を踏まえ、適時必要な見直しを行うこと。
 - 三、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないように、情報通信技術の発達に対応したセキュリティ対策及び個人情報の保護のための適切な措置が講じられるよう、民間事業者等に対して必要な助言、情報提供その他必要な措置を講ずること。
 - 四、税務関係書類の電子的な保存については、適正公平な課税の観点を踏まえつつ、対象範囲の拡大に向けて積極的な検討を行うこと。
 - 五、地方公共団体においても書面の保存等における情報通信技術の利用の促進を図るため、政府は、適切な情報提供その他必要な支援措置を講ずること。
- 右決議する。

**民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）**

【要 旨】

本法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「通則法」という。）の施行に伴い、関係72法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、通則法に規定する主務省令に代えて条例に委任することが必要な場合について、所要の規定を整備する。
- 二、法令上書面による保存が義務付けられている文書について、電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすことを担保するために行政庁の承認等特別な手続が必要であるものについて、所要の規定を整備する。
- 三、立入検査の対象である書面を電磁的記録により保存した際には、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含む旨の規定を整備する。
- 四、協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、保存が義務付けられていない監事の意見書の添付が必要な場合に、当該意見書の添付に代えて電磁的記録を添付することをもって当該意見書を添付したものとみなす旨の規定を整備する。
- 五、通則法の規定を適用しないものについて、所要の規定を整備する。
- 六、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）と同一内容の附帯決議が行われている。

犯罪被害者等基本法案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等が置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な施策を講ずること、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう施策を講ずることを内容とする基本理念を定める。
- 二、国は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 三、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 四、国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。
- 五、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画である犯罪被害者等基本計画を定めなければならない。
- 六、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。また、政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。
- 七、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対する基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等の措置を講ずるものとする。
- 八、内閣府に内閣官房長官を会長とする犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等基本計画の案の作成、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項についての審議等を行う。
- 九、本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第14号)**

【要旨】

本法律案は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改める。

二、目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加する。

三、次に掲げる者について、50万円以下の罰金に処する。

- 1 他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者
- 2 相手方に1の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等の譲渡し等をした者
- 3 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲受け等をした者
- 4 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲渡し等をした者

四、業として三の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五、三の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘等をした者も、50万円以下の罰金に処する。

六、本法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

発達障害者支援法案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって政令で定めるものをいう。

二、国及び地方公共団体は、発達障害者及びその保護者の意思をできる限り尊重しつつ、発達障害の早期発見、早期の発達支援その他の支援が行われるよう、必要な措置を講じる。

- 三、国民は、発達障害者の福祉について理解を深め、発達障害者の社会経済活動への参加の努力に協力するように努める。
- 四、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援及び権利擁護並びに家族への支援のための施策について定める。
- 五、都道府県知事は、発達障害者に対する支援業務等を、発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができる。
- 六、国及び地方公共団体は、民間団体への支援、国民に対する普及啓発活動等を行う。
- 七、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、本法の施行に当たり、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利等を確認した障害者基本法第3条の基本的理念を踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

- 一、発達障害の早期発見は、発達障害者に対する早期の発達支援に資するためのものであることに留意し、障害者福祉、医療・保健、保育・教育にかかわる関係者の間における発達障害に関する理解の促進と認識の共有を図ること。
- 二、発達障害児に対する保育及び教育的支援と支援体制の整備に当たっては、発達障害児が障害のない児童・生徒とともに育ち学ぶことを基本としつつ、発達障害児及びその保護者の意思とニーズを最大限尊重すること。
- 三、発達障害者の就労を支援するための体制の整備を進めるに当たっては、障害者の就労の機会の確保に配意し、障害者の雇用の促進等に関する法律について、必要な見直しの検討に速やかに着手すること。
- 四、発達障害者及びその家族に対する相談・助言体制を可及的速やかに拡充し、及び医療・保健、福祉、教育、就労その他の支援を行う専門的人材を早急に育成する必要性にかんがみ、予算措置を含む適切な措置を講じること。
- 五、発達障害者に対する支援の実効性を確保するため、障害者基本計画についての必要な見直しを行うとともに、都道府県及び市町村が策定する障害者計画についても本法の趣旨が活かされるように、必要な助言等を行うこと。
- 六、発達障害者に対する施策の在り方について、医学的知見や介助方法の向上等、国際的な動向等に十分留意し、常に見直しに努めること。
- 七、包括的な障害者福祉法制及び施策の検討に当たっては、障害者の自己決定権及び発達の権利を含む権利・利益の尊重と侵害に対する迅速かつ効果的な救済、経済、社会、文化その他の分野における分け隔てのない参画の促進と自立に向けたきめ細かい支援、障害を理由とするあらゆる差別の排除と差別のない社会の実現を基本的視点として行うこと。

右決議する。

委員一覧 (25名)

委員長	木村	仁 (自民)	椎名	一保 (自民)	内藤	正光 (民主)
理事	世耕	弘成 (自民)	二之湯	智 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	森元	恒雄 (自民)	山内	俊夫 (自民)	水岡	俊一 (民主)
理事	山崎	力 (自民)	吉村	剛太郎 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	伊藤	基隆 (民主)	若林	正俊 (自民)	山本	保 (公明)
理事	山根	隆治 (民主)	犬塚	直史 (民主)	吉川	春子 (共産)
	荒井	広幸 (自民)	櫻井	充 (民主)	又市	征治 (社民)
	景山	俊太郎 (自民)	高橋	千秋 (民主)		
	岸	信夫 (自民)	津田	弥太郎 (民主)		
						(16.10.26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類9件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公務員の給与等 本年8月6日の人事院勧告を踏まえ、内閣は、一般職国家公務員の給与改定を見送るとともに、寒冷地手当制度の抜本的な見直しを行うことを決定した。これを受けて提出された**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**は、国立大学の法人化等に伴い適用する職務がなくなった俸給表を改定するとともに、民間準拠を基本に寒冷地手当の支給地域の縮小及び支給額の引下げ等を行おうとするものであった。委員会においては、公務員の恒常的長時間労働の打開策等勤務時間をめぐる諸課題、寒冷地手当の抜本的見直しの理由と支給基準の在り方、給与構造の見直しとその問題点、新潟県中越地震災害に際しての緊急消防援助隊の活動状況等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

また、内閣官房長官の下で「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会」が、今日の実情を踏まえて幹部公務員の給与の在り方について見直しを行っていたが、本年3月31日にその報告書がとりまとめられた。これを受けて、**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**が提出された。本法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額を引き下げ、兼業をしている場合の給与の日額化の範囲を拡大するとともに、特別職職員の給与体系の見直し等を行うことを内容とするものであった。また、労働者災害補償保険制度における障害等級の改定等との均衡を図る改正を内容とする**障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案**が提出された。両法律案は、委員会において一

括して議題とされ、幹部公務員給与の見直しの経緯と改正趣旨、審議会委員の選任の在り方と勤務実態の情報公開の必要性、独立行政法人職員の給与実態、公務災害認定の迅速化とメンタルヘルスへの配慮等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

郵便局における投資信託の窓口販売 平成15年5月、低迷する株価対策の一環として、証券市場活性化対策閣僚等による会合が「郵便局ネットワークを活用した民間投資信託の窓口販売については、民間との役割分担を含め、総合的に検討する」としたことから、郵便局における投資信託の窓口販売について検討が進められていた。その後の調整を経て提出された日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案は、公社がその業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集等の取扱い等を行うことができるようにするとともに、日本郵政公社法及び証券取引法等の適用について必要な読替えを行い、併せて公社がその選定に当たっては公募の方法によること等を内容とするものであった。委員会においては、日本郵政公社の設置目的と郵便局が投資信託の窓口販売を行う意義、元本割れリスクのある投資信託を郵便局で扱うことに対する懸念、投資信託の販売の在り方と購入者保護のための具体的方策、投資信託窓口販売の業務を特例法により定める理由等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月26日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴取した。

11月2日、地方六団体が取りまとめた補助金改革案を真摯に受け止める必要性、地域的特性等から合併できない市町村への配慮、郵政民営化により郵貯・簡保資金が民間部門へ流れる可能性、電気通信事業分野における競争政策の在り方、能力等級制度の導入に当たって労働基本権制約の見直しを行う必要性、防災ボランティアの活動に対する認識等について質疑を行った。

11月9日、日本郵政公社平成15年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について麻生総務大臣、生田日本郵政公社総裁から説明を聴取した後、郵政公社の初年度決算に対する総裁及び総務大臣の所見、公社職員の勤務形態「深夜勤」の見直しの必要性、営業ノルマ解消の徹底、郵政民営化情報システム検討会議における検討状況、郵政民営化により資金が民間に流れる可能性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、今井総務副大臣、林田内閣府副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 森元恒雄君（自民）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成16年11月2日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 三位一体改革に関する件、市町村合併に関する件、郵政民営化の基本方針に関する件、電気通信分野の競争政策に関する件、公務員制度改革に関する件、被災者に対する援護活動に関する件等について麻生総務大臣、今井総務副大臣、段本財務大臣政務官、森岡厚生労働大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官、山本総務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 世耕弘成君（自民）、森元恒雄君（自民）、高橋千秋君（民主）、内藤正光君（民主）、又市征治君（社民）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）

○平成16年11月9日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政公社平成15年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について麻生総務大臣及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君から説明を聴いた後、同大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 長谷川憲正君（自民）、櫻井充君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成16年11月16日（火）（第4回）

- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月18日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について麻生総務大臣、増原総務大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長杉原正純君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣法第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成16年11月30日（火）（第6回）

- 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年12月1日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、山本総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕荒井広幸君（自民）、犬塚直史君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第20号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成16年12月2日（木）（第8回）

- 請願第236号外8件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成16年8月6日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行い、あわせて、民間準拠を基本に寒冷地手当の支給地域、支給額等の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給表の改定

教育職俸給表及び指定職俸給表を改定する。

2 諸手当の廃止

教育職員に適用される研究員調整手当並びにハワイ観測所勤務手当及び義務教育等教員特別手当を廃止する。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

1 寒冷地手当の支給

一般職に属する職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（2において「基準日」という。）において、北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる地域に在勤する職員等に対しては、寒冷地手当を支給する。

2 寒冷地手当の額

職員の在勤する地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分等に応じて、寒冷地手当の額を定める。

3 寒冷地手当の支給等について、防衛庁の職員への準用について定める。

三、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第一号任期付研究員の俸給月額の上限を指定職俸給表11号俸の額に相当する額とする。

四、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

特定任期付職員の俸給月額の上限を指定職俸給表11号俸の額に相当する額とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、審議会等の常勤委員等の俸給月額の引下げ、特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額の特例制度の新設、給与体系の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 審議会等の常勤委員等の俸給月額を、審議会等の委員長及び総合科学技術会議の常

勤の議員については114万6,000円に、審議会等の常勤委員については101万2,000円に引き下げる。

2 特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額について、総務大臣への協議により引き上げることができる特例制度を設ける。

3 特別職の職員の給与体系を見直し、内閣危機管理監及び侍従長の俸給月額を132万8,000円とし、内閣総理大臣補佐官等の俸給月額を130万1,000円とする。

4 兼業等をしている審議会等の常勤委員等の兼業等から生ずる所得が政令で定める基準に該当するときは、日額の手当を支給する。

5 大使について、特別の事情がある場合の俸給月額の特例に関し、規定を整備するほか、適用範囲に関する規定を整序する。

二、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

特別職の職員の給与体系を見直し、政府代表の俸給月額を130万1,000円とする。

三、国家公務員退職手当法の一部改正

審議会等の常勤委員等に適用される特例措置を廃止する。

四、この法律は、平成17年4月1日から施行する。

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員災害補償法の一部改正

1 障害補償に係る障害の等級の改定

国家公務員の障害補償に係る手指及び眼の障害の等級を改定する。

2 用語の整理

所要の用語を整理する。

二、地方公務員災害補償法の一部改正

地方公務員について、一と同様の措置を講ずる。

三、この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の規定は、平成16年7月1日から適用する。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための 日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、日本郵政公社が業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めようとするもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本郵政公社の業務の特例等

日本郵政公社は、日本郵政公社法第19条に規定する業務のほか、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うことができることとし、その業務が行われる場合の日本郵政公社法の適用について、業務方法書の認可に関する規定等所要の読替えを行う。

二、証券取引法の適用

日本郵政公社は、証券取引法第65条の2第1項に規定する登録を受け、登録金融機関として証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うこととし、証券取引法の適用について所要の読替えを行う。

三、証券投資信託の選定等

日本郵政公社が証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならないこととし、また、選定した証券投資信託受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	渡辺	孝男 (公明)	小泉	昭男 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	松村	龍二 (自民)	山東	昭子 (自民)	築瀬	進 (民主)
理事	吉田	博美 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	遠山	清彦 (公明)
理事	千葉	景子 (民主)	鶴保	庸介 (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	木庭	健太郎 (公明)	野村	哲郎 (自民)	扇	千景 (無)
	青木	幹雄 (自民)	江田	五月 (民主)	角田	義一 (無)
	尾辻	秀久 (自民)	前川	清成 (民主)		(16. 10. 26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件(うち本院先議2件)であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類48件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

司法制度改革 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案は、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、同手続の基本理念等について定めるとともに、民間紛争解決手続の業務についての認証制度の導入や時効中断等に係る特例の措置を講ずるものである。委員会においては、裁判外紛争解決手続制度に関する人材育成や財政措置等の総合的な基盤整備の必要性、認証制度の意義及び認証基準の客観性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

裁判所法の一部を改正する法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするもので、衆議院において施行期日を4年延期する修正が行われた。委員会においては、法曹養成における法科大学院と司法修習との連携の必要性、貸与制を導入する理由等について質疑が行われた後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民事関係 保証契約の内容の適正化及び民法の表記の現代用語化を内容とする民法の一部を改正する法律案及び動産譲渡登記制度の創設や債務不特定の将来債権の登記を可能とする等を内容とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、一括して議題とし、民法の現代用語化の検討の経緯及び基本方針、保証制度の見直しが中小企業の資金調達に与える影響、動産・債権譲渡登記制度の活用の見通し、労働債権の確保のための法整備の必要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、民法改正案は全会一致をもって、

債権譲渡特例法改正法案は多数をもって、それぞれ可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額制度の見直し、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じるため提出された**民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、オンライン化の対象及びセキュリティ確保の必要性、養育費等の支払いについての間接強制制度の創設の理由と実効性確保のための方策等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事関係 **刑法等の一部を改正する法律案**は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に対し事案の実態等に即した適正な対処が可能になるよう、有期刑の上限の引上げ、これらの犯罪に係る法定刑の見直し等及び公訴時効期間の延長を行うものである。委員会においては、改正案提出の背景である犯罪動向の評価、強姦等の性犯罪の法定刑の妥当性、法定刑引上げの犯罪抑止効果、公訴時効期間延長の理由、刑務所の過剰収容の実態と法定刑引上げによる影響等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

10月28日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、法務大臣の法務行政に臨む基本姿勢、人身取引問題に関する法改正の諮問内容と被害者保護や広報・啓発への法務省の取組、不法滞在者対策に向けた法務省の取組、法務省予算の推移と現状に対する法務大臣の認識、法律扶助予算の大幅な拡充に向けた法務大臣の決意、法教育の充実に向けた法務省の取組、新司法試験の周知についての法務省の取組、プリペイド式携帯電話が犯罪に使用されている実態と対策等が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）**（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決し

た。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成16年10月28日（木）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○人身売買防止に関する件、ドメスティックバイオレンスの被害者保護に関する件、入国管理政策に関する件、司法制度改革に関する件、敗訴者負担制度に関する件、国内の犯罪情勢に関する件、矯正施設等の過剰収容に関する件、携帯電話の不正利用対策に関する件等について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山東昭子君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

○民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年11月4日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年11月9日（火）（第5回）

○民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について参考人慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授池田眞朗君、弁護士・日本弁護士連合会副会長清水規廣君及び日本商工会議所金融問題小委員会委員・経済法規小委員会委員石井卓爾君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第17号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第18号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成16年11月11日（木）（第6回）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第7回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について参考人一橋大学法学研究科教授山本和彦君、弁護士・日本弁護士連合会ADRセンター委員長吉岡桂輔君及び社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問柴垣雅子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、築瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上

哲士君（共産）

○平成16年11月18日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、千葉景子君（民主）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第6号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣、森岡厚生労働大臣政務官、段本財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、櫻井充君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（第159回国会閣法第77号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人東京都立大学法学部教授木村光江君、弁護士・日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長神洋明君、及び龍谷大学法学部教授石塚伸一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、仁比聡平君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）

・質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月1日（水）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴き、南野法務大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鶴保庸介君（自民）、千葉景子君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第7号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第12回）

○請願第7号外47件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、山口県厚狭郡楠町の同県宇部市への編入合併に伴い、船木簡易裁判所及び宇部簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。
- 二、市町村の廃置分合等に伴い、六日町簡易裁判所ほか10庁の名称を変更する。
- 三、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。
- 四、この法律は、平成16年11月1日から施行する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念（公正かつ適正な実施等）及び国等の責務（国民の理解の増進等）について定める。

二、民間紛争解決手続の業務の認証制度

- 1 民間紛争解決手続を業として行う者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合するものであることにつき、法務大臣の認証を受けることができる。
- 2 法務大臣は、認証に当たり、認証審査参与員から意見聴取を行う。
- 3 認証紛争解決事業者（認証を受けた紛争解決事業者）は認証を受けている旨及び業務に関する一定の情報の提供を行い、法務大臣はこれらの情報を公表できる。
- 4 認証紛争解決事業者は、事業報告書等一定の書類を作成し、法務大臣に提出しなければならない。法務大臣は、一定の要件の下で、認証紛争解決事業者に対して、報告の徴求、検査、勧告、命令、認証の取消しを行う。
- 5 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

三、時効中断等に係る特例

- 1 認証紛争解決手続の終了後1か月以内に訴訟手続に移行する等一定の要件を満たす場合には、認証紛争解決手続における請求時に遡って時効中断の効力が発生する。
- 2 受訴裁判所は、認証紛争解決手続の実施等一定の要件の下で、訴訟手続を中止することができる。
- 3 訴え提起前に裁判所の調停を経なければならない事件のうち一定のものについて、訴えの提起前に認証紛争解決手続を経ている等一定の要件を満たす場合には、原則として、調停の前置を要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 裁判外紛争解決手続が裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義及び内容等について、国民に対して周知徹底を図ること。
 - 二 国民が簡易・迅速な裁判外紛争解決手続を適切に選択できるよう、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、日本司法支援センターその他の関係機関との連携強化、人材育成、法律扶助の適用など、財政上の措置を含め裁判外紛争解決手続制度の総合的な基盤整備に、なお一層努めること。
 - 三 認証に当たっては、民間の紛争解決事業者の自主性や独立性を損なうことのないよう、その趣旨を十分周知するとともに、国民が安心して裁判外紛争解決手続を利用できるよう、適正な運用を図り、法施行後の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを含め所要の措置を講ずること。
 - 四 手続実施者が弁護士でない場合において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置については、公正かつ適正な手続を確保し、裁判外紛争解決手続利用者の利益を損なうことのないよう十分に配慮すること。
 - 五 民間紛争解決手続における執行力の付与については、紛争解決の実効性を確保するため、利用者の権利保護も十分配慮した上で、引き続き法整備等の措置も含め検討すること。
 - 六 民間団体等が行う調停、あっせん等の手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、紛争当事者間で合意が得られない場合の適用原則の法令化について、民間紛争解決手続の多様性も配慮した上で、今後の国際的動向等を勘案しつつ引き続き検討すること。
 - 七 本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最高裁判所は、司法修習生の修習のため最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金を貸与する。
- 二 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 三 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することができなくなったときは、その返還の期限を猶予することが

できる。

四 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部を免除することができる。

五 以上のほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

六 この法律は、平成22年11月1日から施行する。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないように、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないように、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

四 新司法試験については、法科大学院における教育及び司法修習との連携によるプロセスとしての新しい法曹養成制度の理念と成立の経緯を踏まえた実施を図ること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、有期刑に係る法定刑等の上限の引上げ、これらの犯罪に係る法定刑の見直し及び公訴時効期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 有期の懲役及び禁錮の法定刑の上限の改正等

一、有期刑に係る法定刑の上限を現在の15年から20年に、また、これを加重する場合における処断刑の上限を20年から30年に引き上げる。

二、死刑・無期刑から有期刑に減軽した場合の有期刑の上限を15年から30年に引き上げる。

第二 強制わいせつ、強姦及び強姦致死傷の各罪等の法定刑の改正等

一、強制わいせつ及び準強制わいせつの各罪の法定刑の上限を懲役7年から懲役10年に、強姦及び準強姦の各罪の法定刑の下限を懲役2年から懲役3年に、強姦致死傷罪の法

定刑の下限を懲役3年から懲役5年に、それぞれ引き上げる。

- 二、集団強姦等罪（4年以上20年以下の懲役）及び集団強姦等致死傷罪（無期又は6年以上20年以下の懲役）を新設する。

第三 殺人の罪等の法定刑の改正

- 一、殺人罪の法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げる。
- 二、組織的な殺人罪の法定刑の下限を懲役5年から懲役6年に引き上げる。

第四 傷害及び傷害致死の各罪等の法定刑の改正

- 一、傷害罪の法定刑中、懲役刑の上限を10年から15年に引き上げるとともに、科料を削除し、罰金の上限を30万円から50万円に引き上げる。
- 二、傷害致死罪の法定刑の下限を懲役2年から懲役3年に引き上げる。
- 三、危険運転致傷罪、加重傷害罪及び常習的傷害罪の法定刑の上限を懲役10年から懲役15年に引き上げる。

第五 強盗致傷の罪の法定刑の改正

強盗致傷罪の法定刑の下限を懲役7年から懲役6年に引き下げる。

第六 公訴時効期間の改正

- 一、法定刑に死刑の定めがある罪について現行の15年から25年に、法定刑中の最も重い刑が無期の懲役又は禁錮である罪について現行の10年から15年に、それぞれ公訴時効期間を延長する。
- 二、法定刑中の最も重い罪が15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪について、10年の公訴時効期間を新設する。

第七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪を抑止し、国民の不安を解消するため、捜査体制の充実・強化、捜査関係機関の連携強化等治安対策の一層の推進に努めるとともに、刑罰体系の在り方等について多角的観点から積極的に検討すること。
- 二 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられることにかんがみ、深刻化している行刑施設の過剰収容状況を早期に解消し、適正な収容を確保するため、行刑施設職員の増員や施設の拡充を推進するとともに、長期受刑者については、円滑な社会復帰が妨げられることのないよう、更生を促すための教育の充実・強化等処遇に十分配慮すること。
- 三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなど含めて、さらに検討すること。
- 四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。
- 五 公訴時効期間が延長されることにより、迅速な捜査処理に支障を来すことがないよう

にするとともに、その趣旨を踏まえ、捜査技術の開発向上等に一層努めること。
右決議する。

民法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（先議）

【要旨】

本法律案は、保証契約の内容の適正化の観点から、個人保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保証契約の適正化

1 極度額（限度額）の定め

極度額の定めのない根保証契約は無効とする。

2 元本確定期日（保証期間の制限）

① 根保証をした保証人は、元本確定期日までの間に行われた融資に限り保証債務を負担する。

② 元本確定期日は、契約で定める場合には契約日から5年以内、契約で定めない場合には契約日から3年後の日とする。

3 元本確定事由

主たる債務者や保証人が、強制執行を受けた場合、破産手続開始の決定を受けた場合又は死亡した場合には、根保証をした保証人は、その後に行われた融資については保証債務を負担しないものとする。

4 書面の作成

根保証契約を含む保証契約は書面（契約書）によらなければ無効とする。

二 民法の現代語化

1 片仮名・文語体の表記を平仮名・口語体の表記に改める。

2 現代では用いられていない用語を平易なものに置き換える。

三 その他

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 保証制度の適正化及び民法の現代語化については、いずれも、国民の日常生活に関連した身近で重要な内容を含んだものであることにかんがみ、その十分な周知徹底に努めること。

二 保証人の保護の在り方については、契約締結後に事情変更があった場合の負担等にも配慮し、法施行後の実施状況を勘案しつつ、引き続き検討を行うこと。

三 貸金等債務のみならず、継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務を主たる債務とする根保証契約についても、取引の実態を勘案しつつ、保証人

を保護するための措置を講ずる必要性の有無について検討すること。

四 契約の書面化、根保証期間の制限、極度額の定め等の今回の改正の趣旨が保証人の保護にあることにかんがみ、保証契約の締結に際し、銀行を始めとする融資機関の保証人への説明責任が十分果たされるよう必要な措置を講ずること。

五 企業の資金調達の円滑化に資するとの観点から、債権の電子的取扱い等新たな制度に関する法整備についても一層検討を進めること。

右決議する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第18号）（先議）

【要旨】

本法律案は、法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記による新たな対抗要件の制度を創設するとともに、法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても登記により対抗要件を備えることができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、動産譲渡登記制度の創設

- 1 法人が動産を譲渡した場合において、動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、民法第178条の引渡しがあったものとみなす。
- 2 動産譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、10年を超えることができない。

二、債権譲渡登記制度の改正

- 1 法人が債務者不特定の将来債権を譲渡した場合において、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第467条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。
- 2 債務者不特定の将来債権の譲渡に関する債権譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、10年を超えることができない。

三、登記事項の開示

一及び二に関する登記事項の概要は、何人に対しても開示するものとし、すべての登記事項は譲渡当事者、利害関係人及び譲渡人の使用人にのみ開示する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 動産・債権の譲渡が企業の倒産時における労働債権の確保に影響を与え得ること等を考慮し、かかる労働債権の法律上の保護の在り方については、本法の施行後における動産・債権譲渡登記制度の利用状況等を踏まえ、今後も引き続き十分検討すること。
- 二 動産・債権譲渡登記制度については、その活用状況を常に注視しつつ、必要に応じ、

動産・債権の取引の安全及び債務者の保護を図るという見地から、更なる検討を行うこと。

- 三 新規融資の拡大に途を開くとの制度趣旨にかんがみ、債権回収の手段として濫用されることのないよう必要な対応を図るとともに、その十分な周知徹底に努めること。
右決議する。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第77号)

【要旨】

本法律案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額制度の見直し、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 民事訴訟手続関係

一、民事訴訟手続等の申立て等のオンライン化

民事訴訟手続等における申立て等のうち、法令の規定により書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所が定める裁判所に対してするものについては、電子情報処理組織を用いてすることができ、その申立て等の到達時期等について所要の規定を整備する。

二、電磁的記録による管轄の合意

管轄の合意は、書面のほか、その合意内容を記録した電磁的記録によってもすることができる。

第二 民事執行手続関係

一、不動産競売手続における最低売却価額制度の見直し

最低売却価額を売却基準価額とし、これを2割下回る価額の範囲内の買受けの申出を認める。

二、少額訴訟債権執行制度の創設

少額訴訟に係る債務名義については、地方裁判所のほか、少額訴訟に係る債務名義が成立した簡易裁判所でも債権執行を行うことができる。

三、扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行

扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行は、直接強制の方法により行うほか、債権者の申立てがあるときは、債務者が支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき等を除き、間接強制の方法によっても行うことができる。

第三 公示催告手続関係

有価証券の無効を宣言するための公示催告の期間の下限を、現行の6か月から2か月に短縮し、公示催告手続全体を決定手続に改める。

第四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続等における申立て等のオンライン化については、その周知に努めるとともに、申立て等によって得られた電子情報の滅失、改ざん等がないよう万全のセキュリティ体制を構築すること。
 - 二 簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度は、簡易迅速な手続である少額訴訟の利便性をより向上させるためのものであることにかんがみ、権利の実現が一層円滑に行われるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
 - 三 売却基準価額制度の導入については、最低売却価額制度の見直しが行われた趣旨が尊重され、執行妨害が行われないよう注意しつつ、売却が迅速かつ適正に行われるよう、十分な配慮をすること。
 - 四 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行を間接強制の方法により行う場合に、債務者の支払能力等の申立て要件を明確に理解できるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
 - 五 養育費については、十分な履行がなされていない現状にかんがみ、子の福祉の観点からも、履行の実効性が上がるよう、本法施行後の状況を注視しつつ、法整備も含めて引き続き検討すること。
 - 六 公示催告手続について公示催告期間の短縮等が行われた趣旨を踏まえ、手形等の喪失者等の権利保護がより円滑に行われるよう、その内容等について周知徹底を図ること。
- 右決議する。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	林	芳正 (自民)	柏村	武昭 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	桜井	新 (自民)	田村	秀昭 (民主)
理事	三浦	一水 (自民)	谷川	秀善 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	福島	啓史郎 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	齋藤	勁 (民主)	山谷	えり子 (自民)	澤	雄二 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	今泉	昭 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	岡田	直樹 (自民)	喜納	昌吉 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(16.10.26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出1件の合計2件であり、いずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願6種類27件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日・メキシコ経済連携協定 我が国は、WTO体制を補完するため、二国間における自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)の締結を進めている。世界第10位の経済規模を有するメキシコ市場へのアクセス拡大を図り、FTA/EPAの未締結により日本企業が被っている不利益を解消するため、小泉総理の中南米訪問に際し、9月17日、フォックス大統領との間で署名された日・メキシコ経済連携協定が提出された。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、我が国とメキシコとの間で貿易及び投資の自由化、並びにビジネス関係者等の自由な移動を促進し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業支援等における協力を含む幅広い分野での連携を強化しようとするものである。委員会においては、本協定締結の意義と経済効果、メキシコからの農産品輸入拡大による国内農業への影響、輸入農産品の安全性、東アジア諸国との経済連携協定締結交渉の見通し等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

防衛庁職員給与法の改正 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国立大学の法人化等により、一般職職員給与法別表の教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けていた陸上自衛隊少年工科学校教官等に対し適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新たに設けること、その他所要の措置を講じるものである。委員会においては、自衛隊生徒の教育の現状と自衛隊における教育訓練の在り方、寒冷地手当削減に伴う予算の歳出節減等について質疑が行われ、

全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

テロ対策特措法に基づく基本計画の変更(派遣期間を6ヶ月延長、10月26日閣議決定)、イラクにおける邦人人質事件(10月27日)、ブッシュ米国大統領の再選、第3回日朝実務者協議(11月9日～14日)、先島群島周辺海域における中国海軍潜水艦の領海侵犯(11月10日)、イラク情勢、新たな防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画の策定、米軍再編問題等を踏まえ、国政調査が行われた。

10月28日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について大野防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

11月2日、イラクにおける邦人人質事件、イラクの治安情勢、自衛隊のイラク派遣等について質疑を行った。

11月4日、日米安保体制、在日米軍再編問題、米国大統領選挙、イラク情勢、米軍池子家族住宅追加建設問題、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故等について質疑を行った。

11月11日、中国の海軍力増強、先島群島周辺海域における国籍不明潜水艦に対する海上警備行動、防衛力の整備、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故、中東情勢等について質疑を行った。

11月16日、防衛庁市ヶ谷地区の実情調査(中央指揮所の視察等)を行った。

11月18日、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、北方領土問題、陸上自衛隊東部方面隊の不正経理問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

11月30日、アジア太平洋経済協力(APEC)閣僚会議、イラクに関するG8及び周辺国による国際会議、日・ASEAN外相会議並びに日中韓外相三者委員会への出席について町村外務大臣から、防衛庁長官のアメリカ合衆国への訪問について大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴取した後、日中関係と対中ODA、北朝鮮の軍事情勢と日朝関係、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、在日米軍再編問題、ミサイル防衛、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日(火)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、町村外務大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、齋藤勁君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、山崎内閣官房副長官、今津防衛庁副長官、逢沢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、田村秀昭君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける邦人人質事件に関する件、イラクの治安情勢に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米安保体制に関する件、在日米軍再編問題に関する件、米国大統領選挙に関する件、イラク情勢に関する件、米軍池子家族住宅追加建設問題に関する件、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官、逢沢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、佐藤道夫君（民主）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月9日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について町村外務大臣、大野防衛庁長

官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、喜納昌吉君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成16年11月11日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○中国の海軍力増強に関する件、先島群島周辺海域における国籍不明潜水艦に対する海上警備行動に関する件、防衛力の整備に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故に関する件、中東情勢に関する件等について大野防衛庁長官、町村外務大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村秀昭君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月18日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題に関する件、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、北方領土問題に関する件、陸上自衛隊東部方面隊の不正経理問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 齋藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月30日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議、イラクに関するG8及び周辺国による国際会議、日・ASEAN外相会議並びに日中韓外相三者委員会への出席に関する件及び防衛庁長官のアメリカ合衆国への訪問に関する件について町村外務大臣及び大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、日中関係と対中ODAに関する件、北朝鮮の軍事情勢と日朝関係に関する件、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、在日米軍再編問題に関する件、ミサイル防衛に関する件、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、齋藤勁君

(民主)、榛葉賀津也君(民主)、澤雄二君(公明)、緒方靖夫君(共産)、
大田昌秀君(社民)

○平成16年12月2日(木)(第9回)

- 請願第1号外26件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学の法人化等により、一般職の職員の給与に関する法律別表第六ロ教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている陸上自衛隊少年工科学学校等の教官に対し適用する俸給表として新たに自衛隊教官俸給表を設ける。
- 二、自衛隊教官俸給表を新設することに伴う切替措置等を設ける。
- 三、本法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結に
ついて承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

この協定は、我が国とメキシコとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及び政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境の整備及び中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設けるものであり、本年9月17日にメキシコ市において、小泉内閣総理大臣とピセンテ・フォックス・ケサーダ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文177箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目（いずれの品目についても、協定発効後5年目に再協議）

イ 豚肉

従価税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度3万8,000トン→5年目8万トン）

ロ オレンジジュース

関税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度4,000トン→5年目6,500トン（濃縮換算））

ハ 牛肉

協定発効後2年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

3年目以降は、特恵輸入枠を設定（3年目3,000トン→5年目6,000トン）。関税率は協定発効後2年目に協議

ニ 鶏肉

協定発効後1年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

2年目以降は、特恵輸入枠を設定（2年目2,500トン→5年目8,500トン）。関税率は協定発効後1年目に協議

ホ オレンジ生果

協定発効後2年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

3年目以降は、特恵輸入枠を設定（3年目2,000トン→5年目4,000トン）。関税率は協定発効後2年目に協議

2 メキシコによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

例外なく、すべての鉄鋼製品について、10年以内に関税を撤廃。そのうち、電子、家庭用電気製品、資本財、自動車の4分野向けに使われるもの等については、関税を即時撤廃

ロ 自動車

協定発効時より6年目までは、乗用車及び大型を除くバス及びトラックについて、それぞれの年の前年のメキシコ国内販売台数の5パーセントの新規の無税枠を設定、7年目からは完全に関税を撤廃（ただし、メキシコ国内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は、別途維持）

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービス並びに他方の締約国の物品及びサービスの供給者に対し、内国民待遇を与える。

六、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議することとし、このためのビジネス環境の整備に関する委員会を設置する。

- 七、両締約国は、貿易投資の促進、裾野産業、中小企業、科学技術、技術及び職業に関する教育及び訓練、知的財産、農業、観光並びに環境の各分野において協力する。
- 八、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び裁定、仲裁裁判手続の終了、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 九、各締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を速やかに公表する。
- 十、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びメキシコ政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	浅尾 慶一郎 (民主)	段本 幸男 (自民)	広田 一 (民主)
理事	愛知 治郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	広野 ただし (民主)
理事	中島 啓雄 (自民)	南野 知恵子 (自民)	峰崎 直樹 (民主)
理事	山下 英利 (自民)	舩添 要一 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	平野 達男 (民主)	溝手 顕正 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	若林 秀樹 (民主)	尾立 源幸 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	片山 虎之助 (自民)	大久保 勉 (民主)	糸数 慶子 (無)
	金田 勝年 (自民)	大塚 耕平 (民主)	
	田村 耕太郎 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	

(16. 10. 26 現在)

財政金融

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（いずれも財務金融委員長）の合計6件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計5件を可決した。

また、本委員会付託の請願9種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

関税暫定措置法の改正 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等を内容とする**関税暫定措置法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、協定の締結が日本経済に与える影響、輸入農作物の安全性確保の必要性、二国間セーフガード発動の可能性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

信託業法の全部改正 第159回国会において内閣から提出され、以後衆議院において継続審査となっていた**信託業法案**は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託業法を全部改正し、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行おうとするものである。委員会では、信託業への具体的な算入基準、信託市場の拡大の見通しと検査・監督体制整備への取組、知的財産権の客観的評価基準の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

外為証拠金取引顧客の保護 外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引を取り扱う業者を金融先物取引業者の定義に含め規制対象とするとともに、顧客の保護に必要な規制の整備等を行う**金融先物取引法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、外国為替証拠金取引の実態、金融先物取引市場整備のための今後の課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

【その他】 政治団体に対する個人の寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限を平成21年12月31日まで延長する**租税特別措置法の一部を改正する法律案**が提出され、全会一致をもって可決された。

近年、貸金業者により、債務者等の公的給付を債権の弁済に充てるため、その給付が払い込まれる預金等の口座に係る預金通帳等を所持する等の行為が行われている状況が生じていることから、こうした行為についての処罰を整備すること等により、公的給付の受給権の保護、貸金業者による貸付けの適正化を図る**貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案は、審査未了となった。

〔国政調査等〕

10月26日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣から、それぞれ発言を聴取した。

また、第160回国会閉会後の9月21日、22日の両日、北海道において実施した、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

10月28日、災害復旧のための財政措置、財政の健全化、今後の税制改革の見通し、金融機関の不祥事等について質疑を行った。

また、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（6月4日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、11月2日、上記報告に関し、デフレ継続の要因、量的緩和政策のメリットとデメリット等について質疑を行った。

11月4日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（6月11日）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、足利銀行の内部調査委員会の調査状況、金融機関による法令違反の再発防止等について質疑を行った。

11月11日、国及び地方の財政の現状、地域金融機関の動向、コクドの西武鉄道株式会社売却の経緯等について質疑を行った。

11月30日、参考人シティバンク、エヌ・エイ在日支店チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼東京支店長ダグラス・L・ピーターソン君及び東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し、シティ在日支店における違法行為の有無と法令遵守規定の履行状況、西武鉄道の虚偽記載等に関する事実関係の把握状況と上場廃止の判断理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害復旧のための財政措置に関する件、財政の健全化に関する件、税制改革に関する件、日本銀行の金融政策運営に関する件、金融機関の不祥事等に関する件、三位一体改革に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁岩田一政君、同銀行理事白川方明君、同銀行理事小林英三君及び同銀行理事稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舩添要一君（自民）、平野達男君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君及び預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、若林秀樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成16年11月11日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国及び地方の財政に関する件、地域金融機関の動向に関する件、コクドの西武鉄道株式売却等に関する件、授産事業への消費税課税に関する件、在日米軍駐留経費に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、今井総務副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、広野ただし君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、谷川外務副大臣、常田農林水産副大臣、上田財務副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、広田一君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 共産

○平成16年11月18日（木）（第7回）

- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年11月25日（木）（第8回）

- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について参考人社団法人信託協会会長古沢熙一郎君及び筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授新井誠君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 信託業法案（第159回国会閣法第85号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君及び独立行政法人都市再生機構副理事長小川忠男君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、大塚耕平君（民主）、尾立源幸君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

(第159回国会閣法第85号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第13号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）
以上両案について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第15号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

（衆第16号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

- 平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案（参第1号）について発議者参議院議員津田弥太郎君から趣旨説明を聴いた。
- 金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について参考人シティバンク、エヌ・エイ在日支店チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼東京支店長ダグラス・L・ピーターソン君及び株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し質疑を行った。
 - ・参考人に対する質疑（ダグラス・L・ピーターソン君）

〔質疑者〕舩添要一君（自民）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）

- ・参考人に対する質疑（鶴島琢夫君）

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）

○平成16年12月2日（木）（第10回）

- 請願第2号外32件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者に対する行為・財務規制の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融先物取引業の登録制の導入

一般顧客を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、当該取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とした上で、金融先物取引業を許可制から登録制に変更する。

二、金融先物取引業者に対する規制の整備

- 1 金融先物取引について損失が生ずるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回るおそれがある旨等の重要事項について、広告への表示等を義務付ける。
- 2 金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止する。また、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。
- 3 最低資本金制度を導入し、あわせて、金融先物取引業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確保するため、自己資本規制比率の算出・公表を義務付けるとともに、当該比率が120%を下回らないようにする。
- 4 その他、定期的な情報開示義務、金融先物取引業者の使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う外務員の登録等について規定の整備を行う。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 所要の経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 外国為替証拠金取引の規制に当たっては、業界の健全な育成に十分配慮するとともに、悪質な業者に対しては厳格な措置を講ずることにより、被害の発生・拡大の防止に全力を挙げること。
- 一 金融先物取引業を許可制から登録制に変更するに当たっては、金融先物取引をめぐる新たな被害が発生することのないよう、厳格に対応すること。
- 一 外国為替証拠金取引の規制に当たっては、同取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、適合性原則の遵守や不招請勧誘の禁止等の行為規制の実効性の確保に努めること。また、新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方に立った投資家保護

法制の整備について引き続き検討すること。

- 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての実効性・効率性を確保するよう、厳正な対応を可能とする体制整備を図るとともに、自主規制機関との役割分担等についての方針等を明確化すること。

右決議する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（関法第14号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置を導入する。

二、協定に基づく関税割当制度の導入等

- 1 メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃・引下げをする物品については、当該数量等の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当制度を導入する。
- 2 メキシコに対して特定の用途に供するものであることを要件として関税の撤廃・引下げをする物品について、協定に基づく税率を適用するために必要な手続等に係る規定の整備を行う。

三、その他

その他所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

信託業法案（第159回国会関法第85号）

【要旨】

本法律案は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行うことにより、信託制度という金融システムの基盤を整備し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、信託業法の全部改正

1 総則

受託可能財産の制限を撤廃し、あらゆる財産権について信託を可能とするほか、信託業、管理型信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業等について、所要の定義規

定を設ける。

2 信託会社の行為規制・監督規制等

金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制又は登録制の下で信託業を営むことを可能とする。また、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置する。

3 同一会社集団に属する者の間における信託及び特定大学技術移転事業の信託についての特例

知的財産権等の信託活用のニーズへ柔軟に対応するため、同一会社集団に属する者の間における信託及び大学等の技術移転事業を行う承認TLO（技術移転機関）による信託業に特例を認める。

4 信託契約代理店制度及び信託受益権販売業者制度の創設

信託サービスの販売チャネルを拡大する観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等を行う信託契約代理店及び信託受益権の販売等を行う信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備する。

二、施行期日等

この法律は、一部を除き、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、信託業法の改正に伴い、所要の経過措置等を定めるとともに、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止、銀行法等における子会社の範囲への信託会社の追加等の改正その他関連法律の整備等を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 受託可能財産の範囲の拡大及び信託業の担い手の拡大に当たっては、受益者保護を図るため、信託会社に対し適切な法令遵守体制を整備するよう指導・監督すること。また、信託の対象となる権利や財産の価値や内容の公正性、客観性を確保する観点から、専門家の活用を含め、適切な対応を検討すること。
 - 一 過去、一部信託銀行について、忠実義務、善管注意義務及び分別管理義務等の法令遵守体制に重大な問題があったことから、過去の事例を踏まえ、より適正な業務遂行がなされるよう努めること。
 - 一 新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。
 - 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。
 - 一 次期法改正に際しては、来たるべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。
- 右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人のする政治活動に関する寄附についての寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の期限を平成21年12月31日まで延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約48億円である。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

【要旨】

本法律案は、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業者の広告・勧誘に当たって禁止される行為として、公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明を追加する。

二、貸金業を営む者は、貸付けの契約について、預金口座等から貸付け債権の弁済を受けることを目的として、公的給付が払い込まれる債務者等の預金通帳等の引渡し、提供を求めたり、保管してはならない。これに違反した者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

右決議する。

②審査未了となった議案

平成十六年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する 法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、平成16年に風水害、震災等の災害が多発したため、これらにより自動車の使用の廃止を余儀なくされ、使用済自動車に係る自動車重量税の還付の制度の実施を翌年に控えその適用を受けることができなくなった者が多数生じている状況にかんがみ、被災自動車について、自動車重量税の還付の特例を定めるものである。

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧（20名）

委員長	亀井 郁夫（自民）	河合 常則（自民）	那谷屋 正義（民主）
理 事	有村 治子（自民）	小泉 顕雄（自民）	西岡 武夫（民主）
理 事	北岡 秀二（自民）	後藤 博子（自民）	広中 和歌子（民主）
理 事	佐藤 泰介（民主）	橋本 聖子（自民）	浮島 とも子（公明）
理 事	鈴木 寛（民主）	山本 順三（自民）	山下 栄一（公明）
	大仁田 厚（自民）	小林 元（民主）	小林 美恵子（共産）
	荻原 健司（自民）	下田 敦子（民主）	(16. 10. 26 現在)

（1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願10種類45件のうち、3種類25件を採択した。

〔法律案の審査〕

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、原子力基本法に定める平和目的、安全確保、民主・自主・公開の基本方針を踏まえた原子力行政の重要性、2法人を統合し、独立行政法人化する経緯と業務運営上の課題、放射性廃棄物処理等の今後の在り方と新法人が果たすべき役割等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月2日、学校等における災害復旧のための支援策、食育の推進と農業体験学習、国立大学法人化後の諸問題への対応、三位一体改革と義務教育費国庫負担制度の在り方、子どもの文化芸術体験機会の拡充、国立大学附属病院職員の勤務体制等について質疑を行った。

11月9日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案の審査に先立ち、核燃料サイクル開発機構東海事業所、日本原子力研究所東海研究所及び那珂研究所を視察した。

11月11日、義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件を議題とし、参考人として、東京大学名誉教授小柴昌俊君、全国知事会会長・岐阜県知事梶原拓君、千葉大学教育学部教授・中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会教育条件整備に関する作業部会委員天笠茂君及び全国市町村教育委員会連合会副会長・多摩市教育委員会委員長中進士君から意見を聴取した後、質疑を行った。

また、同日、義務教育費国庫負担制度の堅持の必要性、公立学校の災害対策への支

援策、三位一体改革における教育論議、高等教育改革の在り方、義務教育に関する国と地方の役割分担、一般財源化された教育費の取扱い等について、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校等における災害復旧のための支援策に関する件、食育の推進と農業体験学習に関する件、国立大学法人化後の諸問題への対応に関する件、三位一体改革と義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件、子どもの文化芸術体験機会の拡充に関する件、国立大学附属病院職員の勤務体制に関する件等について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、後藤博子君（自民）、鈴木寛君（民主）、那谷屋正義君（民主）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月11日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担制度の在り方に関する件について参考人東京大学名誉教授小柴昌俊君、全国知事会会長・岐阜県知事梶原拓君、千葉大学教育学部教授・中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会教育条件整備に関する作業部会委員天笠茂君及び全国市町村教育委員会連合会副会長・多摩市教育委員会委員長中進士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕河合常則君（自民）、西岡武夫君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担制度の堅持の必要性に関する件、公立学校の災害対策への支援策に関する件、三位一体改革における教育論議に関する件、高等教育改革の在り方に関する件、義務教育に関する国と地方の役割分担に関する件、一般財源化された教育費の取扱いに関する件等について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、山本総務副大臣、松本総務大臣政務官、段本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、荻原健司君（自民）、佐藤泰介君（民主）、広中和

歌子君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年11月18日（木）（第6回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について参考人東京大学名誉教授・財団法人エネルギー総合工学研究所理事長秋山守君及び青森県議会議員鹿内博君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、下田敦子君（民主）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成16年11月25日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）（衆議院送付）について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣、小泉文部科学大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕河合常則君（自民）、山本順三君（自民）、下田敦子君（民主）、小林元君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

（閣法第11号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第8回）

- 請願第267号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第61号外19件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立する

こととし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第2条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とすること。

二、役員等

- 1 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、副理事長1人及び理事7人以内を置くことができるものとする。
- 2 文部科学大臣は、独立行政法人通則法第20条第1項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 役員の任期
 - ① 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとすること。
 - ② 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とすること。
 - ③ 監事の任期は、2年とすること。
- 4 機構の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすること。
- 5 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

三、業務の範囲

機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行うほか、その業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができるものとする。

- 1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 2 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
 - ① 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
 - ② ①の業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

③ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究

④ ③の業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究

4 1から3までの成果を普及し、及びその活用を促進すること。

5 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

6 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

7 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

8 1から3までの業務のほか、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。

9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

四、雑則

主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないものとする。

五、施行期日

この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府及び関係者は、原子力行政及び原子力の研究開発利用を行うに当たって、原子力基本法に定める平和の目的、安全の確保及び民主・自主・公開の基本方針に徹することにより、国民の信頼を確保し、人類社会の福祉向上に資する姿勢の重要性を、改めて確認するとともに、設立される独立行政法人日本原子力研究開発機構に関し、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、自律的・効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえつつ、原子力研究開発利用に係る安全の確保に万全を期すること。

二、独立行政法人日本原子力研究開発機構における研究開発が適切かつ十分に行われ、我が国の国策として進められてきた原子力施策の立案・実施に資するよう、必要な措置を講ずること。特に、中期目標及び中期計画の作成及び認可に際しては、原子力委員会の策定する長期計画及び原子力安全委員会の策定する原子力の安全確保に関する基本政策との整合性の確保を図り、機構の施設の廃止措置等を含め、国の責務において我が国の原子力施策が総合的、計画的かつ安定的に進められるよう努めること。

三、業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人日本原子力研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

四、独立行政法人日本原子力研究開発機構の運営に当たっては、透明性の確保に留意し、情報公開の徹底に努めること。その際、研究開発の成果の公開のための適切な基準を作

成するとともに、役職員の守秘義務が濫用されたりすることのないよう十分配慮すること。また、機構自ら外部の関係者や有識者等の意見や評価を聴取し、尊重する仕組みについても検討すること。

五、理事長の選任においては、原子力に関する分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。なお、主務大臣が原子力委員会の意見と異なる判断をせざるを得ない場合には、その合理的な理由について原子力委員会に対して説明責任を果たすこと。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、多岐にわたる原子力に関する研究開発の均衡ないし重点化を適正に図り、研究資源の効果的な活用に努めるとともに、自らの施設の廃止措置等を確実に行うこと。また、技術力の維持・向上が図られ、研究開発の成果が十分に得られるよう、自律的かつ創造的な研究開発環境の確保に努めるとともに、原子力分野の人材の養成にも配慮し、大学、民間企業等との連携の推進に努めること。

七、独立行政法人日本原子力研究開発機構への移行に当たっては、従業員の雇用の安定を含め、これまで維持されてきた良好な労働関係に十分配慮すること。

八、原子力に関する施策は、我が国のエネルギー政策や科学技術振興等の見地から重要な意義を有することにかんがみ、その適切な推進に努めるとともに、国民的議論の継続による合意形成、安全審査機能の強化・拡充、立地地域からの信頼の確保、実効性の高い防災体制の整備等に引き続き努めること。その際、原子力委員会や原子力安全委員会は、多様な国民の意見や要望等を十分反映して、企画・審議等を行うこと。

九、独立行政法人日本原子力研究開発機構の設立後においても、動燃改革の精神が維持・尊重されるよう、今後とも、役職員の意識改革の推進、地元重視、広報活動の徹底等社会性のある運営を図るとともに、国際社会への貢献・協力にも努めること。

右決議する。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岸	宏一 (自民)	中原	爽 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	国井	正幸 (自民)	中村	博彦 (自民)	柳田	稔 (民主)
理事	武見	敬三 (自民)	西島	英利 (自民)	蓮	舩 (民主)
理事	辻	泰弘 (民主)	藤井	基之 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	山本	孝史 (民主)	水落	敏栄 (自民)	草川	昭三 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	足立	信也 (民主)	小池	晃 (共産)
	清水	嘉与子 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	福島	みずほ (社民)
	田浦	直 (自民)	家西	悟 (民主)		
	中島	真人 (自民)	小林	正夫 (民主)		
						(16.10.28 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び衆議院提出2件（うち厚生労働委員長提出1件）の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願35種類292件のうち、4種類105件を採択した。

〔法律案の審査〕

次世代育成支援 児童福祉法の一部を改正する法律案は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談所及び市町村の役割並びに児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、市町村の体制整備に関する規定等を加えるとともに、施行期日について修正が行われた。委員会においては、国立成育医療センター及び東京都児童相談センターの実情を調査するとともに、地域における虐待防止ネットワークの構築の必要性、児童相談所の体制整備の重要性、市町村業務の拡大に伴う国の支援の在り方、小児慢性特定疾患対策の法制化の意義と難病対策との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等労働者が育児や介護を行いつつ働き続けることができる環境の整備を図ろうとするものである。なお、衆議院において、有期契約労働者に係る育児休業制度等についての検討条項を加える修正が行われた。委員会においては、育児・介護休業制度の活用に向けた環境整備の必要性、新たに対象となる有期契約労働者の範囲、看護休暇日数の妥当性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 労働組合法の一部を改正する法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を

図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の
手続及び体制の整備等を行おうとするものである。委員会においては、不当労働行為
の実態、審査体制の整備の必要性、和解制度の積極的な活用等について質疑が行われ、
全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案は、独立行政法人福祉医療機
構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認め
られる活動への助成に充てることができるようにしようとするものである。委員会に
おいては、提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴取した後、全会
一致をもって可決された。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案は、国民年金制度の発展
過程において、任意加入とされていた学生や専業主婦の中に、障害基礎年金等の受給
権を有しない障害者が存在している事情にかんがみ、こうした特定の障害者に対し、
特別障害給付金を支給しようとするものである。なお、衆議院において、附則の検討
条項に「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害
者」を明記する等の修正が行われた。委員会においては、立法化に至った経緯、本法
の対象とならない在日外国人への対応、無年金障害者に関する実態調査の必要性等
について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月4日、混合診療の全面解禁の妥当性、新潟県中越地震に対する厚労省の支援状
況、介護保険制度改革で検討されている新予防給付の考え方、全国の労働局を対象と
する不正経理調査の必要性、不妊治療に対する公費助成の在り方、公的年金制度一元
化に向けた取組の在り方、社会保険庁改革の今後の方向性、障害者に対する所得保障
の在り方、日本歯科医師連盟による政治献金問題に対する厚労省の対応等について質
疑を行った。

11月11日、公的年金制度の一元化に係る論議を進めることの意義、新潟県中越地震
に対する支援の在り方、戦没者遺骨収集のこれまでの取組状況と今後の方針、支援費
制度の今後の在り方、エイズ等の感染症に関する国際協力を推進させる必要性、若年
者雇用対策の在り方、ピロリ菌の除菌治療を保険適用させる必要性、混合診療の全面
解禁の妥当性、無年金障害者に対する所得保障の早期実施の必要性、BSEの検査基
準に関する食品安全委員会の考え方等について質疑を行った。

11月16日、社会保険庁問題等に関する件を議題とし、社会保険事務費の財源の在り
方、地方社会保険事務局職員の人員配置に係る地域格差を是正する必要性、社会保険
庁改革を推進するために職員団体との関係を見直す必要性、社会保険事業に係る福祉
施設の運営を委託する公益法人の今後の在り方、社会保険病院に対する施設整備費の
現状と今後の在り方、国民年金保険料の収納事務を市町村から国に移管したことによ

る弊害、年金受給者の現況届に関する事務手続を効率化する必要性、社会保険オンラインシステムの随意契約を見直す必要性、年金広報を各社会保険事務局が独自に行うことの妥当性、労働局に対する会計検査を強化する必要性、社会保障制度が目指す今後の方向性、三位一体改革に係る地方六団体の提案の内容と厚労省の対応、厚労省職員の監修料受領問題についての厚労省の対処方針等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月28日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成16年11月4日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 混合診療問題等医療分野の規制改革に関する件、新潟中越地震等の被災者支援に関する件、介護保険制度の見直しに関する件、広島労働局等における不祥事問題に関する件、不妊治療に対する公費助成に関する件、年金制度改革に関する件、社会保険庁改革に関する件、障害者対策に関する件、日本歯科医師連盟問題に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、西島英利君（自民）、中村博彦君（自民）、辻泰弘君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月9日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小林正夫君（民主）、柳澤光美君（民主）、加藤敏幸君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第88号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成16年11月11日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度改革に関する件、新潟県中越地震被災者への支援に関する件、戦没者の遺骨収集等戦後処理に関する件、障害者対策に関する件、エイズ等感染症対策に関する件、若年者の雇用対策に関する件、ピロリ菌除去治療に対する保険適用に関する件、混合診療問題等規制改革に関する件、無年金障害者問題に関する件、米国産牛肉の安全性に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、水落敏栄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、家西悟君（民主）、柳田稔君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保険庁問題等に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、松本総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、中村博彦君（自民）、西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、辻泰弘君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員水島広子君から説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、蓮舫君（民主）、家西悟君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第34号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大村秀章君から説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員水島広子君、尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、今井総務副大臣、下村文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人財団法人二十一世紀職業財団理事長太田芳枝君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、中村博彦君（自民）、小林正夫君（民主）、蓮舫君（民主）、山本孝史君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第35号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月1日（水）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（第159回国会衆第58号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員鈴木俊一君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員五島正規君から説明を聴き、発議者衆議院議員鈴木俊一君、同福島豊君、同長勢甚遠君、同榊屋敬悟君、修正案提出者衆議院議員大村秀章君、尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会衆第58号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第9回）

- 請願第173号外104件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外186件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童相談に関する体制の充実

- 1 児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化する。
- 2 地方公共団体は、要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための要保護児童対策地域協議会を設置できる。
同協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備する。
- 3 政令で定める市は児童相談所を設置できる。
- 4 児童福祉司の任用資格要件の見直しを行う。
- 5 新任児童相談所長に対する研修を義務化する。

二、児童福祉施設、里親等の在り方の見直し

- 1 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件を見直す。
- 2 受託中の児童に対する里親の監護、教育及び懲戒に関する権限を明確化する。
- 3 児童福祉施設及び児童自立生活援助事業の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付ける。

三、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し

- 1 家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は2年を超えてはならない。
- 2 児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入する。
- 3 児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大する。

四、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置

- 1 都道府県は、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法等に関する研究に資する医療の給付を行うことができる。
- 2 国は、1の給付に要する費用を補助することができる。また、都道府県知事は、患者等に対してその負担能力に応じた費用の支払いを命ずることができる。

五、その他

- 1 保育料収納事務の私人への委託を認める。
- 2 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定

書を締結するため、国外犯処罰規定を整備する。

六、施行期日等

この法律は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直しに関する規定 公布の日
- 2 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結に必要な規定の整備 議定書が日本国について効力を生ずる日
- 3 児童相談に関する体制の充実に係る規定（ただし、政令市の児童相談所の設置に関する規定を除く）、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直しに関する規定、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置に関する規定及び保育料の収納事務の私人委託に関する規定 平成17年4月1日
- 4 政令市の児童相談所の設置に関する規定 平成18年4月1日

なお、衆議院において、市町村の体制整備に関する規定等を加えるとともに、施行期日について修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、児童福祉司等専門職員の資質の向上を図るとともに、その配置基準を見直す等、児童相談所の体制の拡充に努めること。また、全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指すとともに、新たに窓口となる市町村においても専門性を確保できるよう必要な技術的支援を行うこと。
- 二、子どもたちが良好な家庭的環境の下で生活できるよう、職員の拡充、施設の小規模ホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。また、施設を退所した児童に対する生活拠点確保し、就労支援が適切に行われるよう自立援助ホームの設置の促進及び機能の充実強化を図ること。
- 三、里親制度の普及を図るため、一層の啓発に努めるとともに、里親への支援体制を強化すること。
- 四、児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取組を進めること。
- 五、保護者に指導措置を受けさせるための勧告が実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導措置の内容について専門的・学術的観点からの研究を更に進めること。
- 六、国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの一層の連携を図ること。
- 七、保護者への指導・支援の在り方、虐待事件の検証結果などが有効に活用されるよう地方自治体への周知徹底に努めること。
- 八、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて虐待を早期に把握するよう努めるとともに、過重な育児負担のある養育者が確実に支援を受けられるよう体制整備を行うこと。

九、小児慢性特定疾患治療研究の一層の推進を図るとともに、児童虐待の予防、虐待された児童に対するケア、養育者へのカウンセリング等に資する医学的・社会学的研究についてもその充実を図るため、予算面・人員面で十分な配慮を行うこと。

十、小児慢性特定疾患対策については、法制化に伴い制度の周知徹底及び事務手続の簡素化を図るとともに、自己負担の導入が保護者に過重な負担とならないよう十分配慮すること。また、必要に応じて継続した治療が受けられるよう成人の難病対策との連携を可能な限り図るとともに、福祉サービスの充実についても取り組むこと。

十一、小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について引き続き検討を続けるとともに、患者団体、医療機関関係者及び専門家、自治体等の関係者の意見を十分踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

右決議する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等労働者が育児や介護を行いつつ働き続けることができる環境の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

1 育児休業期間の延長

子が満1歳となった日以後の期間においても、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、事業主への申出により、子が1歳から1歳6か月に達するまで育児休業ができるものとする。

2 介護休業の取得回数制限の緩和

事業主への申出により、対象家族1人につき、要介護状態ごとに介護休業ができるものとし、その日数は通算して93日までとする。

3 育児休業、介護休業の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される労働者のうち、当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある等の一定の要件を満たすものについて、事業主への申出により育児休業及び介護休業ができる労働者の範囲に加えるものとする。

4 子の看護休暇の新設

イ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために、事業主への申出により、当該年度において5日間を限度として看護休暇を取得することができるものとする。

ロ 事業主は、労使協定で子の看護休暇が取得できないとされる労働者の場合を除き、労働者からの申出を拒否することができないものとする。

また、事業主は、子の看護休暇の申出や取得を理由として、労働者に対して解雇等の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

二、雇用保険法の一部改正

- 1 育児休業期間を1歳6か月まで延長することに合わせて、育児休業給付の給付期間の延長等を行うものとする。
- 2 介護休業の取得回数の制限の緩和に合わせて、介護休業給付の支給回数の制限の緩和等を行うものとする。

三、船員保険法の一部改正

育児休業給付及び介護休業給付について、雇用保険法と同様の改正を行うものとする。

四、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、有期契約労働者に係る育児休業制度等についての検討条項を加える修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、育児休業・介護休業制度の有期契約労働者への適用については、休業の申出及び取得を理由とした雇止め等不利益な取扱いが行われないう、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、法施行後の有期契約労働者の休業取得状況等を勘案し、その在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - 二、看護休暇が子の看護のための休暇である趣旨から、取得に当たっては、子どもの負傷及び疾病が緊急かつ不測であることにかんがみ、取得手続きに十分な配慮を行うとともに、子の人数に配慮した制度とすることについて検討を行うこと。
 - 三、男性の育児休業取得をより一層推進するため、数値目標達成に向けて事業主に対する指導、援助を進めるとともに、男性が子育てに参加することができる有効な方策の検討を進めること。
 - 四、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進め、所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、子育て責任のある世代の長時間労働の抑制に取り組むこと。また、待機児童問題の解消、多様なニーズに応じた保育サービスの充実など保育制度の整備を一層推進すること。
 - 五、育児休業期間中の所得保障の在り方を含め、総合的な次世代育成支援策について検討を行うこと。
 - 六、有期契約労働者の均等処遇について所要の検討を進めること。
 - 七、育児や家族介護のために離職を余儀なくされた労働者の再就職支援をはじめ、働きながら育児や家族介護を行う労働者に対する地域における育児・介護サービスの充実に取り組むこと。
 - 八、新たな子の出生に伴って育児休業を取得する場合には、現に保育所に通う子の継続入所を可能とするような環境を整備するなど、更なる育児支援策を検討すること。
- 右決議する。

労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の手續及び体制の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働委員会における審査体制の整備

1 都道府県労働委員会

イ 「地方労働委員会」の名称を「都道府県労働委員会」に変更する。

ロ 都道府県労働委員会は、政令に定める定数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各2人を加えた数で組織することができるものとし、公益委員のうち2人以内は常勤とすることができる。

2 合議体による審査等

イ 中央労働委員会は、原則として、公益委員5人による合議体で、不当労働行為事件等の処理（以下「審査等」という。）を行う。

ロ 都道府県労働委員会は、条例で定めるところにより、公益委員5人又は7人による合議体で、審査等を行うことができる。

二 不当労働行為事件の審査手續の整備

1 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、調査を行う手續において整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならない。

2 労働委員会は、当事者の申立て又は職権により、証人等の出頭や物件の提出を命ずることができる。

3 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

4 労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表する。

三 訴訟における物件提出の制限

労働委員会の物件提出命令に反して物件を提出しなかった者は、労働委員会の命令に対する取消訴訟において、正当な理由がない限り当該物件を証拠として提出することができない。

四 その他

1 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、その処理する事務について報告を求め、必要な勧告、助言若しくは事務局職員等の研修その他の援助を行うことができる。

2 罰金及び過料の上限額を引き上げる。

五 施行期日

この法律は平成17年1月1日から施行する。ただし、四の1については公布の日から

施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 公益委員の任命に当たっては、労働分野における専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、特に常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい専門的な知識・経験を豊富に有することに加え、主導的・調整的役割が期待される有為な人材を登用すること。
- 三 中央労働委員会等は、合議体たる小委員会の設置に当たり、常勤となる公益委員の配置、個別事件の性格をかんがみた委員構成などを含め、効果的・弾力的運用に努めること。
- 四 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
- 五 緊急命令については、労働者の団結権等の侵害に対して迅速な救済を図るという制度の趣旨にかんがみ、その積極的な活用に努めること。
- 六 審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
- 七 証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等審査体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基金の取崩し等

- 1 機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について特に必要な助成を行おうとする場合であって、基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、当該基金の一部を取り崩し、助成に充てることができるものとする。
- 2 取崩しは機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて行うものとし、厚生労働大臣は、その承認に当たって、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとと

もに、財務大臣に協議しなければならないこととする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（第159回国会衆第58号）

【要旨】

本法律案は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定障害者の定義

本法の対象となる特定障害者とは、その傷病にかかる初診日において、任意加入制度の対象とされていた被用者年金各法の被保険者等の配偶者又は大学等に在籍する生徒若しくは学生で、国民年金制度に加入していなかったものであつて、65歳に達する日までにおいてその傷病等により現に障害等級一級又は二級の障害状態にあるものとする。

二、特別障害給付金の支給

- 1 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金として、障害等級一級の者には月額5万円、二級の者には月額4万円を支給する。
- 2 特別障害給付金の額については、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施する。
- 3 特定障害者の前年の所得が一定額を超えるとき又は特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金等の給付を受けることができるときは、特別障害給付金の全部又は一部を支給しない。

三、認定

- 1 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求を行わなければならない。
- 2 1による認定の請求は、当該請求をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）を経由して行わなければならない。

四、費用の負担

- 1 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。
- 2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

五、その他

特別障害給付金の支給を受けている者に係る国民年金保険料の免除に関する特例、受給権の保護、公課の禁止等の所要の規定を整備する。

六、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかった在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 二、国民年金に加入できなかった在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となっている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。
- 三、特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。
- 四、本法の施行に当たっては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努めること。
- 五、今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生することがないように、万全の体制整備に努めること。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	中川	義雄（自民）	小泉	昭男（自民）	主 賓	了（民主）
理 事	岩永	浩美（自民）	小齊平	敏文（自民）	ツルネン	マルティ（民主）
理 事	田中	直紀（自民）	常田	享詳（自民）	松下	新平（民主）
理 事	羽田	雄一郎（民主）	野村	哲郎（自民）	谷合	正明（公明）
理 事	和田	ひろ子（民主）	松山	政司（自民）	福本	潤一（公明）
	加治屋	義人（自民）	小川	勝也（民主）	紙	智子（共産）
	岸	信夫（自民）	小川	敏夫（民主）		（16.10.26 現在）

農林水産

（１）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願１種類４件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

10月28日、米国産牛肉輸入再開協議の在り方、ＢＳＥ全頭検査見直しの経過措置として検査費用を国庫補助することの是非、新潟県中越地震に対する農林水産省の取組及び対策、野菜の価格高騰対策、頻発する大規模農業災害に適切に対応し得る農業共済制度の在り方、食料・農業・農村基本計画における担い手経営安定対策及び株式会社の農地取得についての検討状況等について質疑を行った。

11月18日、頻発する台風、地震等による被害の状況及び対策、担い手の対象から外れる小規模農家等に対する経営安定対策の在り方、農業環境・資源保全政策の検討状況、食品安全委員会の評価前に日米ＢＳＥ協議を再開した理由、有機農業を推進するための公的試験研究機関を設置する必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月28日（木）（第２回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉輸入再開問題に関する件、ＢＳＥ対策国内措置の在り方に関する件、台風、地震等による被害状況と対応策に関する件、農政改革の方向性と食料・農業・農村基

本計画見直しに関する件等について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人食品安全委員会委員長寺田雅昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田中直紀君（自民）、主濱了君（民主）、松下新平君（民主）、福本潤一君（公明）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成16年11月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 台風、地震等による被害状況と対応策に関する件、農政改革の方向性と食料・農業・農村基本計画見直しに関する件、BSE対策と米国産牛肉輸入再開問題に関する件、韓国漁船不法操業問題に関する件、植物新品種育成者権保護に関する件、最近の野菜価格の急騰問題に関する件、松くい虫防除対策に関する件、農業共済制度の在り方に関する件、有機農業の推進施策に関する件、森林・林業政策の在り方に関する件等について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岸信夫君（自民）、小泉昭男君（自民）、野村哲郎君（自民）、和田ひろ子君（民主）、小川勝也君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成16年12月2日（木）（第4回）

- 請願第446号外3件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	佐藤	昭郎 (自民)	沓掛	哲男 (自民)	平田	健二 (民主)
理事	泉	信也 (自民)	倉田	寛之 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	加納	時男 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	小林	温 (自民)	松田	岩夫 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	藤原	正司 (民主)	松村	祥史 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	加藤	敏幸 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	直嶋	正行 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(16.10.28 現在)

(1) 審議概観

経済産業

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類15件のうち、1種類6件を採択した。

〔法律案の審査〕

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案は、従来、我が国は対外経済政策においてGATT/WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を基本としてきたが、90年代に入り各国間でFTA（自由貿易協定）の締結が急速に拡大し、その結果、我が国は欧米企業等と比較し競争上不利な立場に立つことが多くなった。メキシコは、従来からNAFTA（北米自由貿易協定）やEUとの間ではFTAを結んでおり、FTAを結んでいない我が国は、貿易において不利な立場に立たされていた。このような事態を踏まえ、日・メキシコ間で、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定が締結され、この協定の的確な実施を確保するため、本法律案によって、メキシコに輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講じることとした。

委員会においては、特定原産地証明書発給制度の意義、EPAによる産業構造変化の将来像、本協定が我が国経済に及ぼす影響、東アジアにおける我が国のFTA/EPA戦略の在り方等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案は、米国企業に、ダンピング輸入企業に対する被害額の3倍賠償請求を認める「アメリカ合衆国の1916年の反不当廉売法」が、2000年にWTO違反であると確定したにもかかわらず、同法に基づく訴訟で我が国企業が米国下級審において敗訴し、今後の訴訟も懸念される事態となった。このため、同法に基づく訴訟によっ

て損害を被った我が国企業を保護するため、訴訟により利益を受けた米国企業に対し、我が国企業が損害の回復を請求できることとするとともに、1916年反不当廉売法に基づく確定判決は我が国において効力を有しないものとする等の措置を講じることとした。

委員会においては、損害回復措置の実効性、アンチダンピング措置の規律強化に向けた取組、我が国の対外通商戦略の在り方等について質疑が行われ、また、本委員会での審査中に米国議会において1916年反不当廉売法の廃止条項を含む法律が可決されたことから、施行期日に関する附則を改める修正案が提出され、修正案、原案とも全会一致をもって可決された。

なお、衆議院において、内閣提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び民主党・無所属クラブ提出の同名の法律案の審査が行われたが、いずれも継続審査となった。

〔国政調査等〕

第160回国会閉会後の9月29日、関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故の状況調査のための委員派遣として、福井県において、事故現場の実情を調査するとともに、関西電力株式会社、福井県及び美浜町から説明及び意見を聴取した後、意見交換を行った。

また、10月6日、関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故に関する件を議題とし、前記委員派遣について派遣委員の報告を聴取するとともに、中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君及び関西電力株式会社取締役社長藤洋作君から説明を聴取した後、質疑を行った。

第161回国会中の11月2日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、新潟県中越地震災害の復旧状況と支援体制、災害対応における発送電一貫体制の有効性、アジア諸国とのF T A交渉に対する基本的考え方、環境税導入に対する経済産業省の見解、東シナ海における日中間の排他的経済水域・油ガス田の共同開発、新産業創造戦略・人材投資促進税制、新エネルギー・地球温暖化対策、原材料価格上昇による中小製造業への影響、中小企業の資金繰り、中小企業経営支援三法・まちづくり三法の見直し状況、地域再生に向けた取組等について質疑が行われた。

11月25日、A P E C 閣僚会合に関する件について中川経済産業大臣から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成16年10月6日(水)(第160回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故に関する件について中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君及び関西電力株式会社取締役社長藤洋作君から説明を聴いた後、中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、政府参考人、参考人関西電力株式会社取締役社長藤洋作君及び美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長代理班目春樹君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君(自民)、加藤敏幸君(民主)、木俣佳丈君(民主)、松あきら君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

○平成16年10月28日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年11月2日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新潟県中越地震災害の復旧・支援に関する件、東アジアにおける経済連携に関する件、地球温暖化対策に関する件、東シナ海における油ガス田開発に関する件、新産業創造戦略に関する件、中小企業振興対策に関する件等について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣、蓮実国土交通副大臣、江渡内閣府大臣政務官、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君(自民)、小林温君(自民)、直嶋正行君(民主)、加藤敏幸君(民主)、浜田昌良君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

○平成16年11月11日(木)(第3回)

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣、西厚生労働副大臣、滝法務副

大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、松村祥史君（自民）、木俣佳丈君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第15号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

- アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、小此木経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第16号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

- APEC閣僚会合に関する件について中川経済産業大臣から報告を聴いた。

○平成16年12月2日（木）（第6回）

- 請願第186号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第536号外8件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく
特定原産地証明書の発給等に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「日メキシコ協定」という。）の適確な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 特定原産品とは、日メキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされる物品をいう。
- 2 特定原産地証明書とは、物品が特定原産品であることをメキシコ合衆国の税関当局に対し証明する書類で、経済産業大臣又は経済産業大臣が国の事務代行機関として指定した政府以外の団体（以下「指定発給機関」という。）が発給するものをいう。

二、特定原産地証明書の発給の申請

メキシコ合衆国に輸出をしようとする者等は、経済産業大臣又は指定発給機関に対し、特定原産地証明書の発給を申請することができる。

三、特定原産地証明書の発給

経済産業大臣又は指定発給機関は、特定原産地証明書の申請があった場合には、審査を行い、物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、標章を付した特定原産地証明書を発給しなければならない。

四、申請書等の保存

経済産業大臣又は指定発給機関は、提出された申請書及び資料を保存しなければならない。また、証明書受給者は、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類を保存しなければならない。

五、指定発給機関の指定

経済産業大臣は、指定発給機関を指定し、特定原産地証明書の発給に関する事務（以下「発給事務」という。）を行わせることができる。ただし、この場合、指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 1 発給事務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 2 特定の者に支配されていないなど、発給事務の実施が不公正になるおそれがないこと。
- 3 日メキシコ協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。

六、指定発給機関に対する監督

事務の改善命令など指定発給機関への監督に係る所要の規定を定める。

七、メキシコ合衆国の税関当局に対する情報提供

経済産業大臣は、メキシコ合衆国の税関当局から特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

八、手数料

発給申請者が経済産業大臣又は指定発給機関に納付する手数料について定める。

九、罰則

特定原産地証明書の発給を受ける際に虚偽の申請書・資料を提出した発給申請者、秘密保持義務に違反した指定発給機関の役職員等についての罰則を定める。

十、附則

- 1 この法律は、日メキシコ協定の効力発生の日から施行する。ただし、指定発給機関

の指定等に関する規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 2 この法律の施行後5年を経過した場合において、指定発給機関に関する規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じる。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴訟により損害を被った我が国法人等が、当該訴訟により利益を受けた米国法人等に対し、損害の回復を請求できるものとするとともに、同法に基づく確定判決は我が国において効力を有しないものとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利益の返還義務等

- 1 千九百十六年の反不当廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によって利益を受け、そのために我が国法人等に損失を及ぼした米国法人等（以下「受益者」という。）は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。
- 2 1の場合において、我が国法人等に千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び続いて後から裁判を行うための代理人への報酬の支払その他の損害があったときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。
- 3 1及び2の場合において、次のいずれかに該当する者は、我が国法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

イ 受益者の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の全部を保有する者（100パーセント親会社）

ロ 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人（100パーセント子会社）

二、消滅時効

利益の返還又は損害賠償の請求権は、3年間行使しないときは消滅する。

三、裁判管轄

利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

四、外国裁判所の確定判決の効力

千九百十六年の反不当廉売法に基づき我が国法人等に行われた外国裁判所の確定判決は、我が国において効力を有しない。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、千九百十六年の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止の時に効力を失う。ただし、その時まで提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は

損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

**アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還
義務等に関する特別措置法案委員会修正**

【要旨】

一、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二、法律の失効

この法律は、この法律の施行の日から起算して6月を経過した日に、その効力を失うものとする。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	田名部	匡省 (民主)	岡田	広 (自民)	北澤	俊美 (民主)
理事	田村	公平 (自民)	北川	イッセイ (自民)	小林	正夫 (民主)
理事	脇	雅史 (自民)	小池	正勝 (自民)	前田	武志 (民主)
理事	大江	康弘 (民主)	末松	信介 (自民)	山下	八洲夫 (民主)
理事	佐藤	雄平 (民主)	鈴木	政二 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	山本	香苗 (公明)	伊達	忠一 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	岩井	國臣 (自民)	藤野	公孝 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
	岩城	光英 (自民)	池口	修次 (民主)		
	太田	豊秋 (自民)	岩本	司 (民主)		
						(16. 10. 26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願1種類9件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公益法人に係る改革を推進するため、住宅性能評価等の業務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとする住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案については、住宅性能評価機関等の登録制移行の効果、住宅性能表示制度の普及促進策、住宅性能評価手数料の在り方、欠陥住宅問題への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月26日、第160回国会閉会後の9月30日、沖縄県において実施した南西海域（尖閣諸島周辺海域等）における海上保安業務に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、国土交通行政の諸施策について北側国土交通大臣から説明を聴取した。

10月28日、質疑を行い、我が国の災害実態を踏まえた国土交通行政に対する大臣の取組決意、地方六団体の三位一体改革案の下での治水・治山事業に対する国交大臣の所見、新潟県中越地震被災者対策の実情と地域特性を踏まえた配慮の必要性、台風等による浸水被害住宅支援に対する政府の対応と所見、オリエン特・タイ航空機の東京上空低空飛行の経緯と再発防止策、高速道路料金引下げの内容・目的とETC普及促進の効果、環境税導入と自動車ユーザーへの過重な税負担の見直しの必要性、今後の豪雨対策と水害ハザードマップの作成・普及策、公共土木施設の耐震基準の見直しと

中越地震被災道路・新幹線の復旧見直し、河川・海岸堤防等の緊急総点検・予算措置の必要性、地震空白地域における監視体制と気象予報体制強化の必要性、タクシー運賃見直し通達における引下げ理由と割引率の根拠などの諸問題が取り上げられた。

11月25日、平成16年7月梅雨前線豪雨、台風第23号等の一連の風水害及び新潟県中越地震による災害について質疑を行い、中越地震被災者支援策、復旧・復興スケジュールと復興基金創設に関する所見、台風第23号による円山川堤防決壊原因と本格的改良復旧工法、住宅本体への適用を認めない現行被災者生活再建支援制度に対する国交大臣所見、被災者の住宅ローン負担軽減措置の現状と保険制度創設等政治的決断の必要性、公共工事の意義と在り方に対する国交大臣の認識、紀伊半島沖への海底地震計早期設置の必要性、被災家電・自動車のリサイクル法上の取扱い内容と廃棄処理費用の負担者、被災自動車廃車後に自動車重量税が還付されない理由と国交大臣所見、豪雨対策総合政策委員会の審議方針・検討内容・提言時期と政府の対応、積雪倒壊家屋に対する被災者本位の居住安定支援制度の適用、台風第16号による球磨川水系流域被害と河川改修・浚渫等治水対策早期実施の必要性、上越新幹線脱線原因の徹底究明と脱線防止に対する国交大臣の決意などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について北側国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策に対する国土交通省の取組に関する件、三位一体改革と治水・治山事業等に関する件、新潟県中越地震の対応状況等に関する件、高速道路の通行料金引下げ等に関する件、自動車関係諸税の見直しと環境税導入に関する件、豪雨災害対策等に関する件、河川・海岸堤防等の緊急総点検に関する件、タクシー運賃・料金の規制緩和に関する件等について北側国土交通大臣、江渡内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団理事奥田楯彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村公平君（自民）、佐藤雄平君（民主）、池口修次君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成16年11月11日（木）（第3回）

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月16日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、岩本司君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第12号）賛成会派 自民、民主、公明、社民
反対会派 共産

○平成16年11月25日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成16年7月梅雨前線豪雨、台風第23号等の一連の風水害及び新潟県中越地震による災害に関する件について北側国土交通大臣、林田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、大江康弘君（民主）、池口修次君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成16年12月2日（木）（第6回）

- 請願第504号外8件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、住宅性能評価等の業務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、住宅性能評価等の業務について、国土交通大臣が指定した法人等が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた法人等が実施する制度等に改める。
- 二、国土交通大臣の登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人等には財務諸表等の公開を義務付ける等、登録制度の透明性の確保を図る。
- 三、この法律は、一部を除き、平成18年3月1日から施行する。

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	郡司	彰 (民主)	関口	昌一 (自民)	島田	智哉子 (民主)
理事	大野	つや子 (自民)	竹中	平蔵 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	真鍋	賢二 (自民)	中川	雅治 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	谷	博之 (民主)	西田	吉宏 (自民)	高野	博師 (公明)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	矢野	哲朗 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
	阿部	正俊 (自民)	大石	正光 (民主)	市田	忠義 (共産)
	狩野	安 (自民)	芝	博一 (民主)		(16. 10. 26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

10月26日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。小池環境大臣より、環境行政に関する発言があった。

10月28日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。

主な質疑は、台風等による災害廃棄物処理への取組状況、地球温暖化対策の現状と今後の取組、「環境教育推進法」に基づく環境教育の具体的ビジョン、最近頻発するクマによる被害状況と対策、中絶胎児の取扱いに関する環境省の見解、環境ホルモン対策についての環境省の見解と今後の取組方針、子どもに対する環境リスク対策等である。

11月18日、「家電リサイクル、干潟の保全対策、野生動植物の輸入検疫等の実施状況に関する実情調査」のため、千葉県を訪れ、(株)ハイパーサイクルシステムズ(家電リサイクル施設)、三番瀬、成田国際空港(税関、動物検疫所、植物防疫所)を視察した。

11月25日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。

主な質疑は、災害廃棄物の処理に当たっての支援体制、環境税創設に向けた今後の見通しと環境大臣の決意、産業廃棄物の発生抑制に関する具体的強化策、防衛施設庁による辺野古沖でのボーリング調査の実施状況、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に向けた環境教育の推進、ヒートアイランド対策に関する環境省並びに文部科学省の取組、自動車排出ガスによる健康被害に対する救済制度の創設等である。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 台風等災害による廃棄物の処理に関する件、地球温暖化対策に関する件、学校現場における環境教育に関する件、最近のクマによる被害に関する件、中絶胎児の取扱いに関する件、環境ホルモン対策に関する件、子どもの環境リスク対策に関する件等について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、林久美子君（民主）、島田智哉子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成16年11月25日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害廃棄物の処理に関する件、地球温暖化対策に関する件、産業廃棄物の発生抑制と不法投棄に関する件、普天間基地移設先の環境保全に関する件、「国連持続可能な開発のための教育の十年」と環境教育に関する件、大気汚染による健康被害の救済に関する件等について小池環境大臣、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、芝博一君（民主）、福山哲郎君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成16年12月2日（木）（第4回）

- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	北澤	俊美 (民主)	河合	常則 (自民)	輿石	東 (民主)
理事	岩城	光英 (自民)	国井	正幸 (自民)	西岡	武夫 (民主)
理事	鈴木	政二 (自民)	桜井	新 (自民)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	円	より子 (民主)	陣内	孝雄 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	築瀬	進 (民主)	真鍋	賢二 (自民)	白浜	一良 (公明)
	有村	治子 (自民)	山本	一太 (自民)	井上	哲士 (共産)
	岡田	直樹 (自民)	江田	五月 (民主)		(16. 10. 14 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を3回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、3回開かれ、岡田克也君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

基本政策

10月27日の合同審査会（第1回）では、丹羽雄哉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、10月27日判明のイラクにおける邦人人質事件についての総理の見解、政権選択の時代における党首討論の重要性に対する総理の認識、新潟県中越地震被災者に対する総理のメッセージ、支援金の住宅再建使用を可能とする被災者生活再建支援法の改正、旧橋本派1億円献金問題に対する自民党総裁としての総理の見解、政治資金収支報告書における一定金額以上の記載漏れに対する罰則の設置、政治資金規正法改正法案における迂回献金の禁止条項及び罰則の設置等について討議が行われた。

11月10日の合同審査会（第2回）では、北澤俊美参議院国家基本政策委員長が会長を務め、イラク邦人人質殺害事件発覚直後の総理の発言、国民年金を含む一元化問題に対する総理の真意、年金問題の集中審議の実施、米軍等のファルージャ攻撃に対する総理の発言、イラク特措法における非戦闘地域の定義とサマーワについての総理の認識、自衛隊サマーワ派遣の延長に対する冷静な判断の必要性等について討議が行われた。

11月17日の合同審査会（第3回）では、丹羽雄哉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、第3回日朝実務者協議における北朝鮮の報告に対する総理の見解、北朝鮮から誠意ある対応が見られない状況での日朝国交正常化交渉に対する総理の見解、地方分権改革本来の理念に基づく改革案の提示、イラク特措法においてサマーワを非戦闘地域とする総理の根拠、野党3党提出のイラク特措法廃止法案について委員会審査と本会議での採決、政治資金規正法による迂回献金禁止に反対する理由、政治とカネの問題について予算委員会等への総理出席等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成16年10月14日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
 - 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
 - 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。
-

○平成16年10月27日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成16年11月10日（水）（合同審査会第2回）

- 国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成16年11月17日（水）（合同審査会第3回）

- 国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	中曾根 弘文 (自民)	大仁田 厚 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	阿部 正俊 (自民)	大野 つや子 (自民)	齋藤 勁 (民主)
理事	椎名 一保 (自民)	岡田 広 (自民)	主濱 了 (民主)
理事	野上 浩太郎 (自民)	世耕 弘成 (自民)	辻 泰弘 (民主)
理事	舩添 要一 (自民)	関口 昌一 (自民)	白 眞勲 (民主)
理事	若林 正俊 (自民)	田村 耕太郎 (自民)	平野 達男 (民主)
理事	池口 修次 (民主)	中島 啓雄 (自民)	前川 清成 (民主)
理事	小川 勝也 (民主)	長谷川 憲正 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	福山 哲郎 (民主)	松村 龍二 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	荒木 清寛 (公明)	山崎 力 (自民)	風間 昶 (公明)
	秋元 司 (自民)	山谷 えり子 (自民)	福本 潤一 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	犬塚 直史 (民主)	山本 香苗 (公明)
	泉 信也 (自民)	小川 敏夫 (民主)	紙 智子 (共産)
	市川 一朗 (自民)	大久保 勉 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	岩永 浩美 (自民)	大塚 耕平 (民主)	福島 みずほ (社民)
			(16. 10. 15 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

予 算

〔国政調査等〕

小泉内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問を受けて、10月20、21日の2日間、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、参議院選挙結果に対する総理の所見、台風・豪雨災害対策と森林保護に向けての対応、日本歯科医師連盟(日歯連)による政治献金問題、三位一体の改革の展望と財政力の乏しい地方自治体への対応、年金制度改革の進め方と数理計算の妥当性、郵政民営化の進め方、厚生労働省職員による「監修料」受領問題、米軍駐留経費と武器輸出三原則見直しに対する基本姿勢、大陸棚認定に向けた取組強化の必要性、中小企業景況とペイオフ解禁による地方金融機関への影響、日本港湾の対外的競争力強化の必要性、国際熱核融合実験炉(ITER)誘致の必要性、教育基本法見直しと食育基本法に対する考え方、日本の国連常任理事国入りに向けた政府の基本的姿勢、イラク情勢と自衛隊の活動状況、ASEMの成果と日中関係改善に向けた取組、北朝鮮問題への対応方針、日米地位協定改定に関する問題点、地球温暖化防止策への取組、観光立国に向けた外国人観光客の誘致策、普天間基地移設問題と米軍ヘリ墜落事故への政府対応、核燃料リサイクル処理計画見直しの必要性、台風23号による被害状況及び

政府の対応、地球温暖化ガス削減への取組、木質バイオマスの利用と現状、薬物乱用の現状及び政府の対応、ファイル共有ソフトWinny開発の違法性と開発者逮捕が及ぼすPtoP開発への悪影響、日本看護連盟から、「のおの知恵子後援会」に多額の政治献金が行われた事実、「小泉純一郎同志会」の政治資金収支報告書における支出内容、イラク復興支援に向けた総理の決意、被災者生活再建支援法の対象拡充の必要性、BSE検査基準を変更する理由、米軍司令部の座間移転と日米安全保障条約極東条項の抵触問題、教育基本法改正と教員免許更新制に対する考え方、NPOの積極的な活用策、ダイエーが産業再生機構に支援要請した経緯、官製談合防止策強化の必要性、日本歯科医師連盟(日歯連)による政治献金問題での不起訴の判断基準、三位一体改革における義務教育及び生活保護費用負担の在り方、広島及び兵庫労働局の不正経理事件への対応、低髄液圧症候群の治療支援策、カネミ油症問題への対応、働かない若者(N E E T)増加への対応策、児童虐待対策等に関する補助金を国に残す必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成16年10月15日(金)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月20日(水)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、島村農林水産大臣、小池環境大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、南野法務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、麻生総務大臣、町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官、村田内閣府特命担当大臣、竹中内閣府特命担当大臣、村上内閣府特命担当大臣、中山文部科学大臣、中川経済産業大臣、谷川外務副大臣、高野環境副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小川勝也君(民主)、※平野達男君(民主)、※大塚耕平君(民主)、沓掛哲男君(自民)、※舩添要一君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、市田忠義君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成16年10月21日(木)(第3回)

- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、村田内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、大野防衛庁長官、小池環境大臣、中川経済産業大臣、島村農林水産大臣、中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、南野法務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、伊藤内閣府特命担当大臣、村

上内閣府特命担当大臣、西厚生労働副大臣、森下会計検査院長、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 前田武志君（民主）、※福山哲郎君（民主）、荒木清寛君（公明）、紙智子君（共産）、※井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、椎名一保君（自民）、直嶋正行君（民主）、築瀬進君（民主）、※辻泰弘君（民主）、風間昶君（公明）、大門実紀史君（共産） ※関連質疑

○平成16年12月3日（金）（第4回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	鴻池	祥肇 (自民)	中原	爽 (自民)	齋藤	勁 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	中村	博彦 (自民)	高橋	千秋 (民主)
理事	田浦	直 (自民)	西島	英利 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	山内	俊夫 (自民)	野村	哲郎 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	神本	美恵子 (民主)	森元	恒雄 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	松井	孝治 (民主)	山下	英利 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	山下	栄一 (公明)	山本	順三 (自民)	遠山	清彦 (公明)
	小池	正勝 (自民)	尾立	源幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	武見	敬三 (自民)	佐藤	雄平 (民主)	又市	征治 (社民)
(16. 11. 26 現在)						

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された案件は、平成十五年度決算外2件である。

〔決算の審査〕

平成十五年度決算及び国有財産関係2件は、平成16年11月19日に提出された。このうち平成十五年度決算については、11月26日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、平成十五年度国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、11月26日、谷垣財務大臣から平成十五年度決算外2件の概要説明を、森下会計検査院長から平成十五年度決算検査報告及び平成十五年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

また、同日、平成十四年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置について、小泉内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、委員会において、谷垣財務大臣からその説明を聴取した。

平成十四年度決算に関する警告に対して内閣の講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1) 平成十四年度決算検査報告では指摘金額が400億円を超え、過去20年間で最悪となったが、その指摘内容を見ても、医療や年金の社会保険における不適切な	(1) 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、指摘事項の内容及び業務上留意すべき事項を周知させ、

支出・保険料徴収額の不足、公共工事の施工不良等同種の不当事項が後を絶たないことは、誠に遺憾である。 政府は、財政状況が厳しい中、このような事態が生じていることを重く受け止め、予算執行をより一層厳正に行うとともに、再発防止の抜本的対策を講じ、いやしくも違法・不当の指摘を受けることのないよう万全を期すべきである。	指摘を受けなかった官署等を含め、類似の指摘を受けることのないよう通達するとともに、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、議決の趣旨の徹底及び再発防止について十分に指導を行い、関係職員の資質の向上を図り、予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計の事務の適正な処理に努力しているところである。 今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めてまいる所存である。
(2) 北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。平成八、九年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。 政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。	(2) 警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、会計の監査に関する国家公安委員会規則の下、すべての都道府県警察を対象に計画的に監査を実施し、その結果を国家公安委員会に報告することとするなど、監査の充実強化を図っているところである。 警察に対する国民の信頼回復については、既に国家公安委員会の管理の下、警察庁において、関係都道府県警察と連携し、事案の解明に向け調査を進めており、事案の全容が明らかとなった段階で、責任の所在を明確にするとともに、返還すべき額を早期に確定し返還するなど、厳正に対処しているところである。 今後とも、警察における監査の充実強化を図るとともに、適正経理の重要性に対する職員の意識を一層高めるなど、再発防止の徹底を図り、真に国民の信頼にこたえることができるよう努めてまいる所存である。
(3) 宇宙開発事業については、平成15年10月に従来のいわゆる宇宙三機関が統合され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構	(3) 宇宙開発事業については、H-IIAロケット6号機の打上げ失敗等のトラブルが続いたことを厳しく受け止め、宇宙開

に引き継がれたところであるが、地球観測衛星の運用停止、HⅡAロケット6号機の打上げ失敗等のトラブルが続発し、事業に対する国民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾である。 政府は、国産ロケットの開発等の宇宙開発事業が科学技術の推進のみならず、我が国の国民生活、安全保障上も重要な意味を持つものであることを十分に認識し、トラブル発生の原因究明に努めるとともに、宇宙開発委員会及び宇宙航空研究開発機構の責任ある体制を整備し、再発防止策を徹底すべきである。	発委員会において特別会合等を開催し、技術・体制の両面から原因究明と対策の検討を行ったところである。その検討結果を踏まえ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構において、固体ロケットブースタの設計変更等の技術的な対策を講じるとともに、信頼性推進評価室及び信頼性改革本部の設置等の体制面の強化を図ってきたところである。 また、宇宙開発委員会に設置したHⅡAロケット再点検専門委員会等からの技術的助言を受けつつ、同機構においてロケット・衛星について設計の基本にまで遡った全体の総点検を実施してきたところである。 今後とも、このような取組を通じて、我が国の宇宙開発事業の信頼の回復に努めてまいる所存である。
(4) 一部の勤労者福祉施設の譲渡に当たって、柔軟な公共性要件により大幅に減額して譲渡した結果、雇用保険事業の資産への回収金額が少なくなったことは、極めて遺憾である。また、社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等の事業運営において、多くの施設で累積赤字が生じ、さらに本来の設置目的を達成するための長期入居施設を設置していない等の状況が生じていることは、年金保険料の適正な使用の観点から看過できない。 政府は、年金福祉施設の維持修繕等に対し、特別会計から多額の国費が支出されていることを重く受け止め、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、年金保険料を福祉施設整備に使用しない等の整理合理化計画の策定に努める等、年金福祉施設の在り方の抜本的見直しを行うとともに	(4) 年金の福祉施設については、現下の年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料を福祉施設の整備費等に投入しないこととするとともに、5年をめどに廃止・売却による徹底した整理合理化を行うこととしている。 また、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう最大限努めてまいる所存である。

に、年金福祉施設の譲渡を行う場合は、勤労者福祉施設の譲渡に関し指摘された問題点を踏まえ、適正な譲渡価格の算定等に努めるべきである。	
(5) 国立療養所 2 病院において、勤務実績のない医師や常勤と認められない医師に対し虚偽の勤務実績により給与等を支出するなどの不正な経理が行われてきたほか、全国的に医師名義の貸し借りが蔓延している実態が明らかになったことは、医療及び大学に対する国民の信頼を裏切る重大な問題であり、極めて遺憾である。 政府は、医師名義の貸し借りを根絶し、再発防止策を講ずるとともに、地域医療を担う医師の養成及び確保を推進すること等により、医師名義の貸し借り問題の温床とも言える医師の地域偏在問題の解消に積極的に取り組むべきである。	(5) 医師名義の貸し借りの問題については、病院における名義借りを防止するため、都道府県等による立入検査により重点的に指導・確認するよう通知を行ったところである。また、各国公私立大学長に対しても、実効性のある再発防止策を講じるよう通知するとともに、その防止・改善方策の実施状況について報告を求め、名義貸しの防止に一層取り組むよう要請したところである。 さらに、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」で当面の取組課題等を取りまとめ、各国公私立大学長に対し地域医療の確保のための取組を要請するとともに、医師の地域偏在に対応し、過疎地域等における医師の確保を支援するため、過疎地域等において医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の配置標準数の緩和を認める特例措置を設けたところである。 今後とも、医師の名義の貸し借りの防止、地域における医療の確保の支援に取り組んでまいり所存である。

12月2日の委員会において小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①会計検査、決算審査の在り方と予算への反映、②対中国を中心としたODAの問題、③特別会計改革、④三位一体改革、⑤イラク自衛隊派遣の延長問題、などである。

(2) 委員会経過

○平成16年11月26日（金）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書
平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成十四年度決算についての警告に対する政府の措置について谷垣財務大臣から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十五年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成16年12月2日（木）（第2回） — 全般質疑 —

- 平成十五年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、大野防衛庁長官、中川経済産業大臣、町村外務大臣、細田内閣官房長官、島村農林水産大臣、竹中内閣府特命担当大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、中山文部科学大臣、南野法務大臣、村田国家公安委員会委員長、村上国務大臣、森下会計検査院長、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、※山下英利君（自民）、※森元恒雄君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、※神本美恵子君（民主）、※櫻井充君（民主）、山下栄一君（公明）、※西田実仁君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民）

※関連質疑

- 平成十五年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 決算の概要

平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

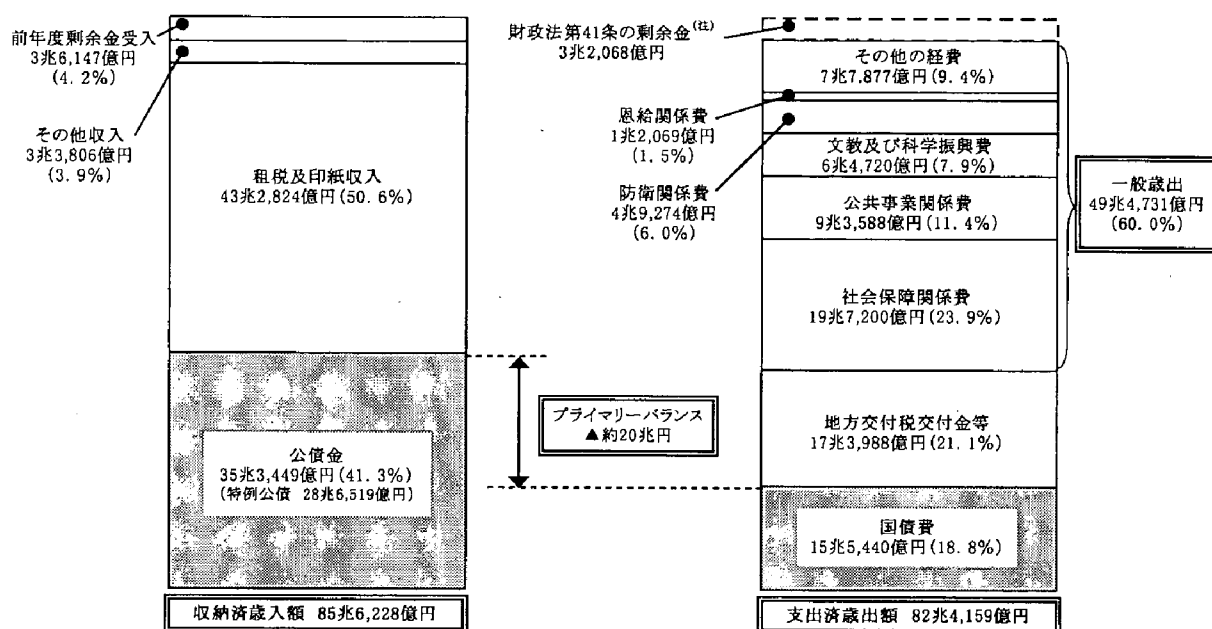
平成十五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は85兆6,228億円、歳出決算額は82兆4,159億円であり、差引き3兆2,068億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十六年度一般会計歳入に繰り入れられた。平成十五年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は1兆6,635億円、不用額は1兆874億円、また、財政法6条の純剰余金は1兆521億円である。

平成十五年度特別会計歳入歳出決算における32の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は385兆7,548億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は357兆6,913億円である。

平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆9,179億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は52兆2,349億円であるため、差引き6,830億円の剰余を生じた。

平成十五年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は5兆4,330億円、支出済額を合計した支出決算額は5兆2,055億円である。

〈平成十五年度一般会計歳入・歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額1兆6,635億円、地方交付税交付金等特定財源増4,911億円、財政法第6条の純剰余金1兆521億円である。

(資料)「平成15年度・決算の説明」等より作成

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書における15年度中の国有財産の差引純減少額は8兆7,023億円、15年度末現在額は102兆2,215億円である。

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書における15年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は153億円、15年度末現在額は1兆422億円である。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山口 那津男 (公明)	北岡 秀二 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	荒井 広幸 (自民)	佐藤 泰三 (自民)	ツルネン マルティ (民主)
理事	後藤 博子 (自民)	山東 昭子 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	田中 直紀 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	岩本 司 (民主)	橋本 聖子 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	浜田 昌良 (公明)	藤野 公孝 (自民)	和田 ひろ子 (民主)
理事	松 あきら (公明)	水落 敏栄 (自民)	渡辺 秀央 (民主)
	愛知 治郎 (自民)	吉田 博美 (自民)	浮島 とも子 (公明)
	加納 時男 (自民)	岡崎 トミ子 (民主)	吉川 春子 (共産)
	狩野 安 (自民)	鈴木 寛 (民主)	渕上 貞雄 (社民)
(16.10.27 現在)			

(1) 審議概観

第161回国会において、本委員会は、総務省が行った行政評価・監視及び政策評価を中心に、「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」及び「政策評価の現状等に関する件」について調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

行政監視

〔国政調査等〕

10月27日、行政評価・監視活動実績の概要及び政策評価の現状等のうち、「平成15年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「少子化対策に関する政策評価」及び「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」並びに「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」及び「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視」等について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、各政策評価結果に係る当該政策の概要、現状等について小池環境大臣及び衛藤厚生労働副大臣から説明を聴いた。

11月8日、行政評価・監視活動実績の概要に関する件について質疑を行った。

「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」については、勧告についての経済産業省の認識、中心市街地活性化の成功事例と今後の施策展開等の諸問題が取り上げられた。

「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視」については、事業用自動車事故の増加の理由、事故再発防止対策の徹底についての取組、三菱自動車の不祥事等の諸問題が取り上げられた。

このほか、外務省及び防衛庁の情報収集体制、イラクにおける自衛隊の活動状況の

広報の必要性、新エンゼルプランの進捗状況及び効果、三位一体改革と少子化対策、被災地における災害廃棄物対策、商店や農家の家族経営に関する経理上の問題への対策等の諸問題が取り上げられた。

11月15日、政策評価の現状等に関する件について質疑を行った。

「平成15年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」については、政策評価結果を受けて中止・廃止となる政策が少ないことに対する総務省の見解、実績評価における目標達成水準の数値化比率を高める必要性等の諸問題が取り上げられた。

「少子化対策に関する政策評価」については、地方版エンゼルプランの策定状況、保育サービスの基盤整備のための財政責任、次世代育成支援策と地方分権との整合性、少子化対策の効果の検証・精査の必要性、出生率回復目標の設定についての少子化対策担当大臣の見解、少子化対策のための不安定雇用労働者問題解決の必要性、少子化対策としての若者就労対策強化の必要性等の諸問題が取り上げられた。

「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」については、非特定汚染源対策の強化と指定湖沼への支援措置拡大についての環境大臣の見解、指定湖沼地域の農業担い手に対する環境農業直接支払交付金制度の設置、湖沼水質保全特別措置法見直しの方向性等の諸問題が取り上げられた。

このほか、社会保険庁改革への社会保険庁長官の取組姿勢、新潟県中越地震の被害状況及び特別立法措置の必要性、ものづくり基盤技術振興基本法に基づく新たな施策の内容、難民問題に対する総合的施策推進の必要性等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成16年10月27日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び政策評価の現状等に関する件について麻生総務大臣、小池環境大臣及び衛藤厚生労働副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成16年11月8日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価・監視活動実績の概要に関する件について尾辻厚生労働大臣、麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、愛知治郎君（自民）、蓮舫君（民主）、松あきら君（公明）、吉川春子君（共産）、瀧上貞雄君（社民）

○平成16年11月15日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について南野国務大臣、小池環境大臣、細田内閣官房長官、村田内閣府特命担当大臣、尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、今井総務副大臣、保坂経済産業副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 後藤博子君（自民）、水落敏栄君（自民）、津田弥太郎君（民主）、浜田昌良君（公明）、吉川春子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成16年12月2日（木）（第4回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	溝手	顕正 (自民)	北川	イッセイ (自民)	芝	博一 (民主)
理事	金田	勝年 (自民)	小泉	昭男 (自民)	下田	敦子 (民主)
理事	小斉平	敏文 (自民)	末松	信介 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	松山	政司 (自民)	中川	雅治 (自民)	藤原	正司 (民主)
理事	櫻井	充 (民主)	二之湯	智 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	平田	健二 (民主)	松村	祥史 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	弘友	和夫 (公明)	三浦	一水 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
	荻原	健司 (自民)	大江	康弘 (民主)		
	岸	信夫 (自民)	工藤	堅太郎 (民主)		

(16.10.12 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	三浦	一水 (自民)	中川	雅治 (自民)	下田	敦子 (民主)
	金田	勝年 (自民)	松村	祥史 (自民)	平田	健二 (民主)
	岸	信夫 (自民)	松山	政司 (自民)	藤原	正司 (民主)
	小泉	昭男 (自民)	工藤	堅太郎 (民主)	谷合	正明 (公明)
	小斉平	敏文 (自民)	櫻井	充 (民主)	弘友	和夫 (公明)

(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	大江	康弘 (民主)	小斉平	敏文 (自民)	芝	博一 (民主)
	荻原	健司 (自民)	末松	信介 (自民)	平田	健二 (民主)
	金田	勝年 (自民)	二之湯	智 (自民)	柳澤	光美 (民主)
	岸	信夫 (自民)	松山	政司 (自民)	弘友	和夫 (公明)
	北川	イッセイ (自民)	櫻井	充 (民主)	鰐淵	洋子 (公明)

(16.11.19 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願6種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課するものである。

本法律案は、11月11日に衆議院から提出、17日、本委員会に付託され、19日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 一、総務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長及び農林水産委員長の辞任並びに総務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長及び経済産業委員長の補欠選任について決定した。

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会及び北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会15人、公明党4人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計40人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

- 一、国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会及び少子高齢社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際問題に関する調査会

自由民主党12人、民主党・新緑風会9人、公明党3人、日本共産党1人 計25人
経済・産業・雇用に関する調査会

自由民主党12人、民主党・新緑風会9人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計25人

少子高齢社会に関する調査会

自由民主党12人、民主党・新緑風会9人、公明党3人、日本共産党1人 計25人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、会期を53日間とすることに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月14日及び15日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分

ハ、人 数 民主党・新緑風会 3 人、自由民主党 2 人、公明党 1 人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会
5 自由民主党 6 民主党・新緑風会

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年10月14日（木）（第2回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した

○平成16年10月15日（金）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年10月27日（水）（第4回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、次の件について七条内閣府副大臣、山本総務副大臣、滝法務副大臣、衛藤厚生労働副大臣、岩井国土交通副大臣及び高野環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、公認会計士・監査審査会委員の任命同意に関する件

ロ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ハ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件

ホ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員江田五月君を院議をもって表彰することに決定した。

一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員本岡昭次君を院議をもって表彰することに決定した。

一、台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議案（風間昶君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年11月10日（水）（第5回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、議院運営委員会のオブザーバーに関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年11月12日（金）（第6回）

一、児童福祉法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年11月17日（水）（第7回）

一、信託業法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年11月19日（金）（第8回）

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第6号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、刑法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年11月26日（金）（第9回）

一、次の件について七条内閣府副大臣、林田内閣府副大臣、山本総務副大臣、滝法務副大臣、上田財務副大臣及び衛藤厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ロ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

- ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ホ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ヘ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
- ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 一、本会議における平成十五年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会20分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年12月1日（水）（第10回）

- 一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年12月3日（金）（第11回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、日米交流百五十周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議案（溝手顕正君外6名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

図書館運営小委員会

○平成16年11月19日（金）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
 - イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件
 - ロ、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件
 - ハ、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課そうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、出版物の納入に関する事項

- 1 独立行政法人その他の国の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、5部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 2 地方独立行政法人その他の地方公共団体の諸機関に準ずる法人により又はこれらの法人のため出版物が発行されたときは、当該法人は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあっては4部以下の部数を、町村の諸機関に準ずる法人にあっては2部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

二、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	山下	八洲夫（民主）	片山	虎之助（自民）	森	ゆうこ（民主）
理事	西田	吉宏（自民）	杓掛	哲男（自民）	草川	昭三（公明）
理事	柳田	稔（民主）	竹山	裕（自民）		
	青木	幹雄（自民）	佐藤	泰介（民主）		（召集日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	風間	昶（公明）	小泉	昭男（自民）	芝	博一（民主）
理事	岩城	光英（自民）	田村	公平（自民）	那谷屋	正義（民主）
理事	大仁田	厚（自民）	西島	英利（自民）	水岡	俊一（民主）
理事	小林	元（民主）	野村	哲郎（自民）	森	ゆうこ（民主）
理事	高橋	千秋（民主）	松村	祥史（自民）	山本	香苗（公明）
	岩永	浩美（自民）	三浦	一水（自民）	仁比	聡平（共産）
	小池	正勝（自民）	足立	信也（民主）		（16. 10. 12 現在）

（１）審議概観

第161回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

10月13日、平成16年台風第21号による被害状況等の実情調査のため、三重県に委員派遣を行った。

10月20日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

10月26日、平成16年台風第23号及び平成16年新潟県中越地震による被害状況について、村田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

また、同日、台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議を行った。

10月27日、平成16年台風第23号による被害状況等の実情調査のため、岡山県に委員派遣を行った。

11月1日、平成16年新潟県中越地震による被害状況等の実情調査のため、新潟県に委員派遣を行った。

11月10日、台風第23号等による風水害対策について、参考人から意見を聴取した後、都道府県管理河川の施設整備の促進の必要性和三位一体改革、避難勧告・指示の効果的な発令・伝達の在り方、風水害に対する災害救助法の住宅応急修理制度の適用、災害ボランティアの在り方と基金創設、地場産業再建に対する豊岡市民の要望と市長の政府への要望などについて、参考人に対して質疑を行った。

また、同日、10月27日に行った委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した後、台風第23号等による風水害対策について質疑を行い、被害査定の迅速化と激甚災害指定の見通し、被災者生活再建支援法の運用の適正化、防災意識の啓発への取組と今後の見通し、現行の避難勧告等の課題と今後の在り方、土砂災害の危険箇所についての総点検の必要性、災害時に有効となる公衆電話の台数維持策、災害復旧において道路が果たす役割、気象・防災情報の伝達体制整備の必要性、河川管理と内水面対策の遅

れ、被災した地場産業への支援状況、被災児童等への心のケア対策、大量の災害廃棄物の処理と財政支援、ボランティア活動への支援策、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の活用策などの諸問題が取り上げられた。

11月22日、三宅島の火山活動に伴う被害状況等に関する実情調査のため、東京都三宅村に視察を行った。

11月24日、新潟県中越地震災害対策について、参考人から意見を聴取した後、国に対する県の要望事項と降雪に向けての対応、新幹線の橋梁・トンネル・車両の耐震強化策、住宅耐震化工事促進のための制度設計、降雪による住宅の全壊等への居住安定支援制度の適用と雪下ろし支援策、住宅再建、農地・農業の復旧・復興、商店街再建に対する支援策などについて、参考人に対して質疑を行った。

また、同日、11月1日に行った委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した後、新潟県中越地震災害対策について質疑を行い、中越地震被災者の国民健康保険等一部負担金免除とインフルエンザ予防接種の無料実施、災害医療における心のケアの充実強化、医療施設災害復旧補助金の補助率引き上げと非公立病院への適用拡大、被災学生の授業料等減免措置の現状と基準緩和、首都直下型地震への広域初動体制と避難地・緊急輸送路・水・食料の確保策、特別立法措置に対する村田防災担当大臣の所見と対応、豪雪地域特性を配慮した居住安定支援制度運用の必要性、水道・病院施設の耐震化の現状と促進策、新幹線の山岳トンネルの耐震化策と浜岡原発の耐震性、宅地損壊に対する被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）適用の有無、住宅本体の再建支援に対する村田防災担当大臣の考えなどの問題が取り上げられた。

12月2日、11月22日に行った視察について、視察委員から報告を聴取した。

（２）委員会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成16年台風第21号による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成16年10月20日（水）（第2回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年10月26日（火）（第3回）

- 平成16年台風第23号及び平成16年新潟県中越地震による被害状況について村田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議を行った。
- 平成16年台風第23号による被害状況等の実情調査及び平成16年新潟県中越地震による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成16年11月10日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 台風第23号等による風水害対策に関する件について参考人豊岡市長中貝宗治君、東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授廣井脩君及び特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事栗田暢之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩城光英君（自民）、足立信也君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 台風第23号等による風水害対策に関する件について村田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、小池正勝君（自民）、芝博一君（民主）、水岡俊一君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）

○平成16年11月24日（水）（第5回）

- 新潟県中越地震災害対策に関する件について参考人新潟県知事泉田裕彦君、財団法人鉄道総合技術研究所理事垂水尚志君及び東京大学生産技術研究所助教授目黒公郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、那谷屋正義君（民主）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 新潟県中越地震災害対策に関する件について村田内閣府特命担当大臣、森岡厚生労働大臣政務官、伊達国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、野村哲郎君（自民）、小泉昭男君（自民）、森ゆうこ君（民主）、加藤修一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成16年12月2日（木）（第6回）

- 三宅島の火山活動に伴う被害状況等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

____ 台風第二十三号等による風水害及び ____
新潟県中越地震災害対策に関する決議

本年は、既に史上最多となる10個の台風が相次いで襲来し、また、去る23日には、震度6強の直下型地震が新潟県中越地方を襲うなど、全国各地において未曾有の自然災害が多

発し、尊い人命、財産に甚大な被害が生じている。

本委員会は、ここに、風水害、地震災害等によって犠牲となられた方々に対し、深甚なる哀悼の意を表するとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げる。

台風第23号等本年の風水害による死者・行方不明者は、既に200名を超え、昭和57年の長崎水害以来の大災害となった。また、地域の農林水産業、商工業、暮らしに欠かせない住家及び公共土木施設等に壊滅的な打撃を与え、憂慮すべき事態を招いている。

新潟県中越地震においては、多数の死傷者が発生し、さらには、高速走行中の新幹線「とき」の脱線という極めて危険な事故が発生した。今なお、断続的な余震におびえながら約10万人の被災者が避難を余儀なくされ、不自由な生活に苦しむ中で、一日も早く元の暮らしに戻ることを切望している。

政府においては、これらの自然災害に係る応急対策、復旧・復興対策に全力を挙げて取り組み、喫緊の対策を講ずることはもとより、最近の災害の特殊性や我が国の脆弱な国土特性等を踏まえ、中・長期的かつ抜本的な災害対策を講ずべきである。

以上のような観点に立って、政府は、地方公共団体、ボランティア団体、国民等と連携し、特に、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 一、被災者の避難生活に必要な物資、応急仮設住宅等の確保を図るとともに、高齢者等に関する医療・救護体制の充実に努めること。
- 二、被災者の実態に応じたきめ細かな支援対策を講ずるため、被災者生活再建支援法の積極的かつ柔軟な活用等を図ること。
- 三、被災した農林漁業者、中小企業者に対する十分な支援対策を講ずるとともに、中小企業に係る雇用の安定化対策を講ずること。
- 四、道路、鉄道、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図ること。特に、上越新幹線の早期復旧を図るとともに、全国の新幹線の耐震性の強化のため、早急に対策を講ずること。
- 五、大量の災害廃棄物の排出に伴い、生活環境保全上特に必要となる災害廃棄物の収集・運搬及び処分経費について特段の予算措置を講じること。
- 六、災害発生時におけるボランティア活動の果たす役割の重要性にかんがみ、予算措置を含め、その活動支援のための施策の充実に努めること。
- 七、土砂流出が多数発生した地域における砂防及び地滑り防止工事等の早期対策を講じること。
- 八、相次ぐ災害の復旧・復興を図るため、積極的かつ十分な財政措置を速やかに講ずること。
- 九、集中豪雨、地震等に係る観測・予報体制等の充実強化に努めるとともに、防災情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の早期整備を図ること。
- 十、水害、地震等による被害を軽減するため、河川堤防等に係る施設の整備、住宅の耐震化の促進等に努めること。

右決議する。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	木俣	佳丈 (民主)	魚住	汎英 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	橋本	聖子 (自民)	佐藤	泰三 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	脇	雅史 (自民)	中島	啓雄 (自民)	遠山	清彦 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	西田	吉宏 (自民)	渡辺	孝男 (公明)
理事	ツルネン	マルティ (民主)	水落	敏栄 (自民)	紙	智子 (共産)
	秋元	司 (自民)	池口	修次 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	泉	信也 (自民)	喜納	昌吉 (民主)		(16. 10. 12 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

第160回国会閉会後の9月7日、沖縄及び北方問題に関するの対策樹立に関する調査を行い、宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故などについて質疑が行われた。

第161回国会中の10月27日、第160回国会閉会後の9月15日から同月17日に実施した北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

10月29日、沖縄及び北方問題に関するの対策樹立に関する調査を行い、普天間飛行場代替施設の現況、SACO最終報告の進捗状況、宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故、日米地位協定の見直し、沖縄における観光・リゾート産業振興、我が国の北方領土返還交渉、北方四島での自然災害時における我が国の対応、北方領土隣接地域の振興、矢野別演習場での米軍射撃演習と米軍再編問題、沖縄の自立型経済発展などについて質疑が行われた。

沖縄・北方

(2) 委員会経過

○平成16年9月7日(火)(第160回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故等に関する件について川口外務大臣から報告を聴いた後、茂木内閣府特命担当大臣、川口外務大臣、荒井外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 西銘順志郎君(自民)、榛葉賀津也君(民主)、喜納昌吉君(民主)、遠山清彦君(公明)、紙智子君(共産)

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年10月27日（水）（第2回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年10月29日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 普天間飛行場代替施設に関する件、SACO最終報告の進捗状況に関する件、宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故に関する件、日米地位協定の見直しに関する件、沖縄における観光・リゾート産業振興に関する件、我が国の北方領土返還交渉に関する件、北方四島での自然災害時における我が国の対応に関する件、北方領土隣接地域の振興に関する件、矢臼別演習場での米軍射撃演習と米軍再編問題に関する件、沖縄の自立型経済発展に関する件等について小池内閣府特命担当大臣、町村外務大臣、西銘内閣府大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、藤本祐司君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年12月2日（木）（第4回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	吉村 剛太郎（自民）	荻原 健司（自民）	下田 敦子（民主）
理事	市川 一朗（自民）	河合 常則（自民）	千葉 景子（民主）
理事	鶴保 庸介（自民）	山東 昭子（自民）	羽田 雄一郎（民主）
理事	森元 恒雄（自民）	世耕 弘成（自民）	平田 健二（民主）
理事	朝日 俊弘（民主）	中村 博彦（自民）	松下 新平（民主）
理事	佐藤 泰介（民主）	藤野 公孝（自民）	山根 隆治（民主）
理事	佐藤 道夫（民主）	真鍋 賢二（自民）	澤 雄二（公明）
理事	福本 潤一（公明）	山下 英利（自民）	西田 実仁（公明）
	浅野 勝人（自民）	吉田 博美（自民）	弘友 和夫（公明）
	荒井 正吾（自民）	伊藤 基隆（民主）	仁比 聡平（共産）
	荒井 広幸（自民）	家西 悟（民主）	又市 征治（社民）
	岡田 広（自民）	島田 智哉子（民主）	(16.10.12 現在)

（１）審議概観

第161回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

12月2日、第20回参议院議員通常選挙の執行状況について麻生総務大臣から、同通常選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ説明を聴取した。

（２）委員会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年12月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第20回参议院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について麻生総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

倫理選挙

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への 対処に関する特別委員会

委員一覧 (40名)

委員長	太田	豊秋 (自民)	坂本	由紀子 (自民)	齋藤	勁 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	田浦	直 (自民)	主濱	了 (民主)
理事	田村	耕太郎 (自民)	田村	公平 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	山内	俊夫 (自民)	中川	雅治 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	二之湯	智 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	大塚	耕平 (民主)	長谷川	憲正 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	平野	達男 (民主)	松村	龍二 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	柳田	稔 (民主)	山崎	力 (自民)	高野	博師 (公明)
理事	荒木	清寛 (公明)	山本	順三 (自民)	谷合	正明 (公明)
	有村	治子 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	遠山	清彦 (公明)
	大野	つや子 (自民)	犬塚	直史 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	加納	時男 (自民)	岩本	司 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	岸	信夫 (自民)	尾立	源幸 (民主)		
	後藤	博子 (自民)	大江	康弘 (民主)		

(16. 10. 12 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願7種類23件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

10月27日にイラクにおいて発生した邦人人質事件、また、10月22日及び10月31日にイラク派遣陸上自衛隊宿営地にロケット弾が着弾したことを踏まえ、11月5日、イラクにおける邦人人質事件に関する件について町村外務大臣から、10月22日及び10月31日のサマーワ宿営地における事案に関する件について大野防衛庁長官から、それぞれ報告を聴取した後、質疑を行った。

11月10日、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況等について大野防衛庁長官から、最近のイラク情勢について町村外務大臣から、それぞれ報告を聴取した後、質疑を行った。

イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画における派遣期間が12月14日に期限を迎えること等を踏まえ、11月26日、イラク情勢と自衛隊の派遣、派遣自衛隊の活動、自衛隊の派遣期間の延長等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月12日 (火) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年11月5日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける邦人人質事件に関する件及び10月22日及び10月31日のサマーワ宿営地における事案に関する件について町村外務大臣及び大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣、町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、遠山清彦君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕 阿部正俊君（自民）、齋藤勤君（民主）、遠山清彦君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月10日（水）（第3回）

- イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等に関する件について大野防衛庁長官及び町村外務大臣から報告を聴いた後、同長官、同大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山本一太君（自民）、平野達男君（民主）、尾立源幸君（民主）、若林秀樹君（民主）、谷合正明君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月26日（金）（第4回）

- イラク情勢と自衛隊の派遣に関する件、派遣自衛隊の活動に関する件、自衛隊の派遣期間の延長に関する件等について小泉内閣総理大臣、町村外務大臣及び大野防衛庁長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、若林秀樹君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年12月2日（木）（第5回）

- 請願第3号外22件を審査した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	内藤 正光（民主）	岡田 直樹（自民）	津田 弥太郎（民主）
理事	景山 俊太郎（自民）	北川 イッセイ（自民）	白 眞勲（民主）
理事	小林 温（自民）	末松 信介（自民）	林 久美子（民主）
理事	小川 敏夫（民主）	関口 昌一（自民）	木庭 健太郎（公明）
理事	広野 ただし（民主）	田中 直紀（自民）	渡辺 孝男（公明）
	愛知 治郎（自民）	山谷 えり子（自民）	緒方 靖夫（共産）
	小野 清子（自民）	田村 秀昭（民主）	(16. 10. 12 現在)

（１）審議概観

第161回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

10月29日、北朝鮮による拉致問題に関しての基本方針について町村外務大臣及び杉浦内閣官房副長官から説明を聴取した。

11月1日、米国の対北朝鮮政策、日朝実務者協議、北朝鮮に対する経済制裁、日本人拉致問題、特定失踪者問題等について質疑を行った。

11月9日から11月14日に平壤において行われた第3回日朝実務者協議を踏まえ、11月17日、第3回日朝実務者協議について谷川外務副大臣から報告を、政府参考人から補足説明を聴取した。

（２）委員会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年10月29日（金）（第2回）

- 北朝鮮による拉致問題に関しての基本方針について町村外務大臣及び杉浦内閣官房副長官から説明を聴いた。

○平成16年11月1日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国の対北朝鮮政策に関する件、日朝実務者協議に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、日本人拉致問題に関する件、特定失踪者問題に関する件等について町村外務大臣、細田内閣官房長官、村田国家公安委員会委員長、杉浦内閣官房副長官、逢沢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、広野ただし君（民主）、津田弥太郎君（民主）、渡辺孝男君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成16年11月17日（水）（第4回）

- 第3回日朝実務者協議について谷川外務副大臣から報告を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成16年12月2日（木）（第5回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	松田 岩夫 (自民)	小林 温 (自民)	佐藤 雄平 (民主)
理 事	山東 昭子 (自民)	末松 信介 (自民)	直嶋 正行 (民主)
理 事	世耕 弘成 (自民)	中川 雅治 (自民)	藤末 健三 (民主)
理 事	野上 浩太郎 (自民)	二之湯 智 (自民)	前田 武志 (民主)
理 事	田村 秀昭 (民主)	長谷川 憲正 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理 事	山根 隆治 (民主)	水落 敏栄 (自民)	澤 雄二 (公明)
理 事	加藤 修一 (公明)	大石 正光 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	大仁田 厚 (自民)	大久保 勉 (民主)	
	岸 信夫 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	(16. 10. 12 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定した。具体的な調査項目として、次の4つについて調査を行うこととした。

- ①「日本のアジア外交」（「日中外交の回顧と今後の課題」、「日韓連携の現状と今後の課題」、「日ASEAN連携に向けての課題」、「東アジア共同体構築に向けての課題」及び「東アジアにおける不安定要因の除去」）
- ②「日本の対米外交」（「21世紀における日米関係」及び「日米同盟と国連外交」）
- ③「日本の対EU外交等」（「拡大するEUの現状と今後の方向」及び「ロシア、アラブ諸国等との関係強化」）
- ④「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」（「人間の安全保障の重要性」、「多様化し拡散する脅威への国際社会の対応」、「平和の構築に向けての対応」、「文化外交、民間外交の促進」及び「資源・エネルギー問題への取組」）

なお、第1年目は、このうち「日本のアジア外交」を中心に調査を行うこととし、加えて、「日本の対米外交」及び「日本の対EU外交等」についても調査を行うこととした。

第161回国会においては、1回の調査を行った。

11月24日に、「日本のアジア外交」のうち、「日中外交の回顧と今後の課題」について、毛里和子参考人（早稲田大学政治経済学部教授）及び莫邦富参考人（ジャーナリスト、作家）から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

「日本のアジア外交」

「日中外交の回顧と今後の課題」について、毛里参考人から、中国の国会、改革開放期の経済パフォーマンス、中国と外の世界、日中関係等について、また莫参考人から、日中問題の誤診現象、中国脅威論と日本脅威論、取り組むべき未来型のテーマ、課題としての日本のソフトパワーの低下問題等についてそれぞれ意見を聴取した。

続いて、委員から、日中相互理解促進のために行うべき中国国民への働き掛け、日中政府間信頼関係の現状の評価、歴史問題の解決のための具体的手段、対中ODAについての中国側の認識、中国と日本との共有文化の有無、中国の市民社会の状況及び市民社会化が政治に及ぼす影響、中国の所得格差の現状と解決策、東アジアコミュニティ構築における日米中関係の見方等について、質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年11月24日（水）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題）について参考人早稲田大学政治経済学部教授毛里和子君及びジャーナリスト・作家莫邦富君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、直嶋正行君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、水落敏栄君（自民）、藤末健三君（民主）

○平成16年12月2日（木）（第3回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

経済・産業・雇用に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	広中	和歌子 (民主)	岡田	広 (自民)	谷	博之 (民主)
理 事	加納	時男 (自民)	小池	正勝 (自民)	広田	一 (民主)
理 事	北岡	秀二 (自民)	小泉	昭男 (自民)	藤原	正司 (民主)
理 事	椎名	一保 (自民)	中島	真人 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理 事	朝日	俊弘 (民主)	西島	英利 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理 事	辻	泰弘 (民主)	野村	哲郎 (自民)	井上	哲士 (共産)
理 事	松	あきら (公明)	松村	祥史 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
	小野	清子 (自民)	足立	信也 (民主)		
	大野	つや子 (自民)	小林	正夫 (民主)		(16. 10. 12 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、今国会の冒頭、平成16年10月12日に設置され、3年間にわたり調査活動を行うこととなった。

今国会では、まず、11月10日の理事会において調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」とすることに決定し、同日、この決定は調査会で報告された。

その後、2回の調査を行った。まず、11月10日に内閣府から「構造改革と経済財政の中期展望」について、経済産業省から「新産業創造戦略」について、それぞれ説明を聴取し、政府に対し質疑を行った。

また、11月17日には厚生労働省から「雇用対策基本計画」について、文部科学省から「若年者に対する就業支援」について、それぞれ説明を聴取し、政府に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月10日の調査会では、「構造改革と経済財政の中期展望」について、西川内閣府副大臣、村瀬内閣府政策統括官及び大守内閣府計量分析室長から、「新産業創造戦略」について、保坂経済産業副大臣及び北畑経済産業省経済産業政策局長から、それぞれ説明を聴取した後、景気の回復が実感できない理由、国のプライマリーバランスの黒字化が地域経済と地方財政に及ぼす影響、人材投資促進減税導入の必要性、雇用形態の変化が与えるものづくりへの影響、「改革と展望」における名目2%の成長率に対する評価、「改革と展望」が目指す本年度末の不良債権問題終結の見通し、環境・エネルギー政策における国による主導の必要性、伝統的な技術・技能の承継の必要性、「改革と展望」における税収弾性値の見通し等について質疑を行った。

11月17日の調査会では、「雇用対策基本計画」について、藤井厚生労働大臣政務官及び青木厚生労働省職業安定局長から、「若年者に対する就業支援」について、塩谷文部科学副大臣及び玉井文部科学大臣官房総括審議官から、それぞれ説明を聴取した後、シルバー人材センターについての今後の考え方、外国人労働者のうち単純労働者の受入れについて慎重に対応する背景、若年者就職支援のためのYES－プログラムの概要とメリット、若年者雇用支援に対する企業の認識、地域における働く場所の提供方策、女性の労働力率の近年の傾向、雇用対策基本計画の目標達成の見込み、高等学校総合学科の設置状況及び設置を積極的に推進する考えの有無等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年11月10日（水）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、構造改革と経済財政の中期展望及び新産業創造戦略について西川内閣府副大臣、保坂経済産業副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕椎名一保君（自民）、広田一君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、淵上貞雄君（社民）、岡田広君（自民）、谷博之君（民主）、小野清子君（自民）、辻泰弘君（民主）

○平成16年11月17日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、雇用対策基本計画について藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人から説明を聴き、若年者に対する就業支援について塩谷文部科学副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、小林正夫君（民主）、松あきら君（公明）、井上哲士君（共産）、淵上貞雄君（社民）、大野つや子君（自民）、和田ひろ子君（民主）、野村哲郎君（自民）

○平成16年12月2日（木）（第4回）

- 経済・産業・雇用に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

少子高齢社会に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	清水	嘉与子 (自民)	荻原	健司 (自民)	島田	智哉子 (民主)
理 事	中島	啓雄 (自民)	狩野	安 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理 事	中原	爽 (自民)	後藤	博子 (自民)	山本	孝史 (民主)
理 事	山谷	えり子 (自民)	坂本	由紀子 (自民)	蓮	舩 (民主)
理 事	神本	美恵子 (民主)	関口	昌一 (自民)	山本	保 (公明)
理 事	羽田	雄一郎 (民主)	中村	博彦 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
理 事	山本	香苗 (公明)	小川	勝也 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	荒井	広幸 (自民)	岡崎	トミ子 (民主)		
	岩城	光英 (自民)	加藤	敏幸 (民主)		

(16. 10. 12 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、今期第161回国会の平成16年10月12日に設置され、11月10日の理事会において、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定した。

今国会においては、平成16年11月10日、国立社会保障・人口問題研究所所長阿藤誠君、政策研究大学院大学教授松谷明彦君及び株式会社大和総研チーフエコノミスト原田泰君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。また、11月17日には、林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣、蓮美国土交通副大臣及び下村文部科学大臣政務官から説明を聴取した後、質疑を行った。

11月24日には、これまでの参考人からの意見聴取や政府からの説明聴取等を踏まえ、具体的な調査計画等策定の参考に資するため各委員の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

平成16年11月10日の調査会では、参考人から、超高齢・人口減少社会は環境保全等の観点ではプラスであるが経済成長率の鈍化等マイナス面も無視できない、社会全体が子育てをする人に優しい社会となることが少子化対策には重要である、増税は経済を縮小させることとなるため人口減少に見合って財政支出を縮小するような財政システムへの転換こそが肝要である、人口増加時代につくられた制度の不適合を人口減少社会に合わせて改める必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①子どもを生みたい人が生むことができるようにするために必要な施策、②労働生産性を高めるための我が国の将来の産業構造・就業構造の望ましい在り方、③公共事業の基本的見直しと超長期計画作成の期限等について質疑を行った。

11月17日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①パパ・クオータ制導入等男性の育児参加を更に推進するための方策、②人口減少に伴い我が国が直面すると考え

られる諸課題への政府の対応、③少子高齢社会を人口減少社会としてとらえて人口増加を前提としたシステムを改革する必要性、④少子高齢化対策を財源問題の側面から検討する必要性等について質疑を行った。

11月24日の調査会では、①高齢者の就労、健康づくりを重視した高齢者対策推進の必要性、②人口減少社会における年金制度、医療制度、介護制度の給付と負担の在り方、③少子高齢社会への対応について国の基本方針の役割等の政策評価の必要性、④子育て支援として企業における働き方の問題提起を行う必要性、⑤現在までの少子高齢化に関する政府の施策を抜本的に見直す必要性、⑥生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める必要性等の意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成16年10月12日（火）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年11月10日（水）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少子高齢社会への対応の在り方について参考人国立社会保障・人口問題研究所所長阿藤誠君、政策研究大学院大学教授松谷明彦君及び株式会社大和総研チーフエコノミスト原田泰君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、山本孝史君（民主）、山本保君（公明）、小林美恵子君（共産）、荒井広幸君（自民）、神本美恵子君（民主）、山谷えり子君（自民）、加藤敏幸君（民主）、中島啓雄君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、柳澤光美君（民主）、島田智哉子君（民主）

○平成16年11月17日（水）（第3回）

- 少子高齢社会への対応の在り方について林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣、蓮実国土交通副大臣及び下村文部科学大臣政務官から説明を聴いた後、衛藤厚生労働副大臣、蓮実国土交通副大臣、林田内閣府副大臣、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、山谷えり子君（自民）、山本香苗君（公明）、蓮舫君（民主）、坂本由紀子君（自民）、山本孝史君（民主）、荒井広幸君（自民）、小林美恵子君（共産）、加藤敏幸君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、島田智哉子君（民主）、神本美恵子君（民主）、荻原健司君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、柳澤光美君（民主）、関口昌一君（自民）

○平成16年11月24日（水）（第4回）

- 少子高齢社会への対応の在り方について意見の交換を行った。

○平成16年12月2日（木）（第5回）

- 少子高齢社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講じようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者の双方共同の申立てがある場合に、これを訴訟費用として敗訴者の負担とする制度を設けようとするものである。

(本院議員提出法律案)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第2号）

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成15年4月22日から16年1月27日までの間に使用を決定した金額は1,189億円余で、その内訳は、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費742億円余、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費268億円余などである。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

特別会計予備費予算総額 2兆214億円余のうち、平成15年12月9日に使用を決定した金額は110億円で、これは農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

【要旨】

平成15年8月5日から同年9月26日までの間に決定した経費増額総額は281億円余で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額212億円余、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額55億円余などである。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年3月1日から同年3月30日までの間に使用を決定した金額は130億円余で、その内訳は、退職手当の不足を補うために必要な経費109億円、矯正収容費の不足を補うために必要な経費13億円などである。また、平成15年度一般会計予備費使用総額は1,319億円である。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

特別会計予備費予算総額 2兆214億円余のうち、平成16年3月26日に使用を決定した金額は1億円で、これは国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費である。また、平成15年度特別会計予備費使用総額は111億円である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

【要旨】

平成16年3月26日から同年3月30日までの間に決定した経費増額総額は110億円余で、そ

の内訳は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額109億円などである。また、平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は392億円余である。

(NHK決算)

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

委員一覽 (45名)

10月27日に、「地方自治・住民投票制」及び「財政」について、委員相互間の意見交換を行った。11月10日に、「憲法前文と第九条（国際平和活動、国際協力等を含む）」について、元防衛研究所研究部長・元ボン大学客員教授西岡朗氏を、11月17日に、「新しい人権、社会権」について、神戸大学大学院法学研究科教授赤坂正浩氏及び早稲田大学社会科学総合学術院教授西原博史氏を、11月24日に、「司法、特に憲法裁判・憲法裁判所（憲法の公権解釈の所在を含む）」について、立教大学大学院法務研究科教授渋谷秀樹氏及び関西学院大学大学院司法研究科教授永田秀樹氏をそれぞれ参考人として招き、委員相互間の意見交換の後、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに12月1日に、159回国会以来の二院制と参議院の在り方に関する小委員会の活動経過（論点整理）について、小委員長より報告を聴取した後、これを踏まえ委員相互間の意見交換を行ったほか、憲法に関する各会派の検討状況が報告された。

また、二院制と参議院の在り方に関する調査検討を柔軟かつ機動的に行うため、10月15日に「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を引き続き設置した。11月5日に、「選挙制度を中心とした参議院の在り方」について、慶應義塾大学法学部教授小林良彰氏を参考人として招き、意見を聴取し、質疑を行った後、これを踏まえ小委員相互間の意見交換を行い、11月19日には、「参議院と衆議院の役割分担」について、小委員相互間の意見交換を行った。なお、上記のとおり、12月1日の調査会において、小委員長より小委員会の活動の経過について報告を行った。

〔調査の概要〕

（更に論議を深めるべき分野）

1. 調査会における委員相互間の意見交換及び学識経験者からの意見聴取

＜地方自治・住民投票制＞

委員相互間の意見交換における主な意見

国と地方の関係に関して、相互の関係を憲法に明記する必要があるとして、対等協力、あるいは補完的な関係を明記すべき、また現憲法の地方自治の強化が必要などの意見が出された。権限配分につき、補完性の原理を憲法上明記する必要性、地方自治体への優先的・専属的立法権の保障の検討等が指摘された。

地方自治の本旨について、明確な自治の基本原則として憲法上具体的内容を規定すべき、憲法に示された地方自治の本旨の充実が必要である、などの意見が出された。

地方財政に関して、自治財政権を確立・拡充し憲法上に明記することの必要性、財源保障・財政調整機能を担う地方交付税の縮小への懸念等が述べられた。

憲法第95条の規定については、事実上死文化しているとして廃止を求める意見と、国と地方に齟齬が生じた場合の必要性から存続させるべきとの意見が出された。

道州制に関して、行政改革の一層の推進・一極集中の是正等のメリットが述べられ、また、消極的立場から、住民自治を失わせるおそれがあるなどの意見が出された。

住民投票制に関して、住民の直接参加を実質的に保障するよう実施を容易にすべきとの意見、代表民主制を採用する我が国では補完的なものである、適切な法的規制を受けず間接民主制をゆがめており法的規制か禁止を検討すべきなどの意見が出された。

＜財政＞

委員相互間の意見交換における主な意見

財政全般に関して、憲法の財政規定の充実強化、中長期的な視点で財政を統制する仕組みの整備等が提案され、財政規律に関し、諸外国のように財政の健全性確保の規定を憲法に明記すべき、財政法にある財政規律の精神に立ち返るべきなどとの意見が出された。国会の予算修正権に関して、政府解釈は国会の修正権を非常に限定しており、財政民主主義の観点から改善の必要があるなどとの意見が出された。決算に関し、参議院は決算の院、チェックの院として機能強化を図るべき、決算の拘束力を高めるべき、次年度予算に反映できるよう迅速化すべきなどの意見が出された。私学助成との関連で89条後段を削除すべきとの意見に対しては、憲法制定議会でも憲法担当大臣が私学助成が違憲でないと答弁したなどの反論があった。さらに、会計検査院に関して、議会の附属機関として位置付け、その機能強化を図るべき、検査官の身分保障を憲法上明記してもよいのではないかなどの意見が出された。

＜憲法前文と第九条（国際平和活動、国際協力等を含む）＞

委員相互間の意見交換における主な意見

前文に関し、国際貢献、国際協力や歴史の失敗に学ぶ決意を明記すべき、前文に込められた侵略戦争への反省の実現でアジアの信頼を得られるなどの意見が出された。

9条に関して、改正すべきとの立場から、個別的及び集団的自衛権を明確に認めるべき、自衛隊を憲法上位置付けるべき、国連の集団安全保障を憲法に位置付け、集団安全保障への参画及び専守防衛を明示した自衛権の行使に徹すべきなどの意見が出される一方、9条を維持すべきとの立場から、国連決議に基づいた正当な目的のための平和維持、平和構築活動への参加は9条の下でも可能、集団的自衛権は侵略を正当化する口実として用いられてきており、憲法に明記すべきでないなどの意見が出された。

国際平和活動・国際協力に関し、一国平和主義でなく国際貢献・平和人道国家を目指す、平和主義の精神から安全保障基本法を定め国際貢献を謳うなどが提言された。

参考人の意見の概要

西岡参考人は、シビリアンコントロールは各国の政治的伝統によって維持されるものであり、特別の制度によって維持されるものではない、我が国の場合、内局制度と自衛隊の行動の法制化がその特色であるが、内局制度はシビリアンコントロールに必須でなく、行動の法制化は軍隊になじまない、自衛隊がシビリアンコントロールを受け入れている大きな心理的要因は、統治勢力と自衛隊の政治観、憲法観、歴史観あるいは危機感が一致しているためである旨、発言した。

＜新しい人権、社会権＞

委員相互間の意見交換における主な意見

基本的人権に関して、自由には責任・義務が伴う認識が必要などの意見が出される一方、日本国憲法の徹底した人権尊重主義は諸外国の憲法規定と比べても先駆的であり、憲法と現実の乖離を埋めることが必要などの意見が出された。

義務に関して、国民の憲法尊重擁護・法令遵守義務を規定すべき、社会連帯・共助の観点から社会保障制度を支える義務を規定すべきとの意見の一方、憲法は国家の国民に対する義務を規定し、国民に義務を課することが目的でないなどの意見が出された。

新しい人権に関して、憲法に明記すべきとの立場から、プライバシー権、知る権利、知的財産権保護に関する規定、環境権及びに環境保全義務、犯罪被害者の権利、自己決定権等が示された。また、明記する際の要件には、国民生活に不可欠かつ基本的な権利であること、十分な時間と議論、前段階の立法措置や現行憲法の解釈を尽くすことなどが提案された。明記の必要はないとの立場からは、新しい人権の概念の実現には憲法規定化ではなくその保障を具体化する法律が必要などの意見が出された。

社会権に関して、社会権の保障には機会の平等が重要であるが、社会権実現のため、過度の富の集中によって結果として機会の平等を損なわないよう憲法に謳うべき、社会権規定は極めて先進的であり、憲法を実現していくことが必要等の意見が出された。

参考人の意見の概要

赤坂参考人は、新しい人権と呼ばれる権利を憲法に明記することは、幸福追求権の過重な負担を軽減するという意義はあるが、環境権は環境基本法、プライバシー権は個人情報保護法といったように個別の法律の整備によって具体化されており、憲法に明記する緊急性・不可欠性があるとは言えない、仮に新しい人権が憲法に追加されても、13条の幸福追求権規定は引き続き維持されるべき旨、発言した。

西原参考人は、社会権の保障は、個人の自律という原理を踏まえ、自律可能性の条件整備を通じてすべての個人が自らの能力を十全に発揮できる社会を作り上げようとする発想に基づいており、国民を国家のために使うことではない、現行憲法に保障された社会権規定の意義をもう一度かみしめ直すことが大切である旨、発言した。

＜司法、特に憲法裁判・憲法裁判所（憲法の公権解釈の所在を含む）＞

委員相互間の意見交換における主な意見

憲法裁判に関して、最高裁判所は2,500件以上の実質的憲法判断を行っており実績が過小評価されている、違憲審査制自体は無力ではなく、違憲判断消極主義等で活用されなかった点が問題、憲法学者が関与せず憲法判断がされる現状は問題などとされた。

違憲審査制度の在り方について、現在は最高裁の負担が過大で解決までに長い年月を要し、キャリア裁判官も違憲審査には消極的であり、また最高裁裁判官の任命方式にも問題があるなどとの指摘があった。改善策として、独立した専門的機関である憲

法裁判所を創設し、国会等が任命に関与する裁判官により、迅速な憲法判断が下されるようにすべきなどの意見があった。これに対し、憲法裁判所は政治的に利用されやすく人権保障には不適當、我が国では内閣法制局の法案事前審査が徹底されており、憲法裁判所には合憲性を追認する意味しかないことになりかねない、抽象的・予防的規範統制まで行ふなら国会の立法機能が大幅に制約されるなどの意見が出された。

公権解釈の所在に関し、内閣法制局の事前審査が完全無欠との印象を与える現在の制度は唯一の立法機関たる国会の権限に抵触する疑いがある、憲法解釈機関として両院法制局を強化し、内閣法制局は縮小すべきなどの意見が出された。他方、立法府では改正を前提とする憲法論も可能だが、内閣法制局の憲法判断は憲法尊重擁護義務により憲法保障の重要な機能を担うなどの意見も出された。また、イタリア上院第一委員会のような、立法府の憲法判断を示す機関の設置を検討すべきとの意見も出された。

参考人の意見の概要

渋谷参考人は、我が国最高裁判所が違憲判断消極主義である原因は、①必要に迫られて作られた制度でない、②係属事件の多さに憲法問題が埋没、③裁判官に憲法の研究者や権威が任命されないなどにある、憲法裁判ルールの確立等の運用による改善、最高裁憲法部設立等の法律による改善、憲法遵守義務の実効化という憲法改正による改善などの対処法が考えられる旨、発言した。

永田参考人は、大多数の国が集中型違憲審査制を選ぶのは、新憲法価値を積極的に実現する機関への期待、君主制・独裁制時代の旧司法権不信、憲法裁判の政治性の認識である、と述べ、違憲審査制を有する立憲主義国家では、政府の機関による最終的有権解釈は権力分立からは不適當だが、法制局が事前に、裁判所が事後に法律の審査を行うことは立憲主義では当然で、憲法裁判所設置の必要性の有無とは無関係とした。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」活動経過報告）

2. 小委員会の活動経過報告及び委員相互間の意見交換

12月1日の調査会で、舛添小委員長は、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」の活動経過（論点整理）を報告した。同報告の柱は、①一院制・二院制の長所・短所、是非、②参議院の機能一特に独自性を発揮すべき分野、③両院間の調整一衆議院の優越規定及び意思不一致の場合、④参議院と政党との関係、⑤参議院の構成の在り方・選挙制度である。報告を受けて、委員間の意見交換が行われた。

活動経過に関し、両院の役割分担が重要であり、そのためには衆参で異なる選挙制度が必要、公正な社会を実現するには民主主義と立憲主義のバランスが重要であり、立法府においては参議院が立憲主義を担うことが重要、参議院の権限強化だけを考えるのではなく、弱める部分も今後検討することが必要、政党を憲法上位置付けることが必要、二院制は両院がともに多様な民意を反映し、抑制と協働の働きを果たすことに意義がある、参議院の会期をなくすことも一案、会期制は人権保障の仕組みの一つ

であり維持すべきなどの意見が出された。

3. 各会派の検討状況の報告

12月1日の調査会において、小委員長からの小委員会の活動経過報告及び質疑に引き続き、各会派から、それぞれの憲法に関する検討状況が報告された。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」）

4. 小委員会における学識経験者からの意見聴取及び小委員相互間の意見交換 ＜選挙制度を中心とした参議院の在り方＞

参考人の意見の概要

小林参考人は、一院制ではドラスチックな変化が行き過ぎ、政治的安定性が失われることも起こり得る、二院制の意義は第一院と行政府による政策形成をダブルチェックすることにある、そのためには衆議院と異なる選挙方法による選出が重要であるが、間接選挙等は不適當であり直接公選制は維持すべきとして、参議院の選挙制度として①民意の反映、②人の選択（脱政党化）、③恣意性の排除、④投票のインセンティブ（一票の等価値）の要件を満たす新たな選挙制度を提案した。

小委員相互間の意見交換における主な意見

選挙制度に関して、参議院議員定数の適正規模の検討が必要、政界の新陳代謝には候補者支援制の充実が必要、都市部と郡部の考え方を反映するにはある程度の広さの選挙区が必要、選挙制度変更の際に国民投票で決定する仕組みの提案、衆参各議院の在り方と選挙制度が連動して決定されてこなかったことへの反省などが述べられた。

＜参議院と衆議院の役割分担＞

小委員相互間の意見交換における主な意見

衆参の役割分担に関して、同じことを補完的に分担するのみならず分担をずらした分業を検討すべき、参議院は良識の府、再考の府としての役割を担うべき、衆議院の権限強化は行政権の強化につながるなどの意見が出された。

参議院が独自性を発揮すべき分野について、政権から距離を置いたチェックの院として、決算審査、行政監視・評価、同意人事案件、法律案のみならず政省令などのチェックに重点を置くべき、また、長期の任期をいかし、調査会活動による議員立法、基本法・年金等の中長期的問題、さらに、憲法解釈機能、請願なども重視すべきなどの意見が出された。

政党との関係に関して、参議院は内閣、政党から距離を置くべき、党議拘束を見直すべき、選挙における政党の影響力を弱めるためには任期の長期化と再選禁止を定めることも一案などの意見が出された。

参議院の選挙制度に関して、30歳被選挙権、長期の任期、半数改選制は維持すべき、候補者個人の側面を重視した多様な民意を反映する制度が望ましい、などとされた。

(2) 調査会経過

○平成16年10月15日（金）（第1回）

- 幹事の選任及び補欠選任を行った。
- 二院制と参議院の在り方に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

○平成16年10月27日（水）（第2回）

- 「地方自治・住民投票制」について意見の交換を行った。
- 「財政」について意見の交換を行った。

○平成16年11月10日（水）（第3回）

- 日本国憲法に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「憲法前文と第九条（国際平和活動、国際協力等を含む）」について意見の交換を行い、参考人元防衛研究所研究部長・元ボン大学客員教授西岡朗君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、築瀬進君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年11月17日（水）（第4回）

- 「新しい人権、社会権」について意見の交換を行い、参考人神戸大学大学院法学研究科教授赤坂正浩君及び早稲田大学社会科学総合学術院教授西原博史君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年11月24日（水）（第5回）

- 「司法、特に憲法裁判・憲法裁判所（憲法の公権解釈の所在を含む）」について意見の交換を行い、参考人立教大学大学院法務研究科教授渋谷秀樹君及び関西学院大学大学院司法研究科教授永田秀樹君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松下新平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年12月1日（水）（第6回）

- 二院制と参議院の在り方に関する小委員長舛添要一君から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
- 憲法に関する各会派の検討状況について報告を聴いた。

二院制と参議院の在り方に関する小委員会

○平成16年11月5日（金）（第1回）

- 二院制と参議院の在り方に関する件のうち、選挙制度を中心とした参議院の在り方について参考人慶應義塾大学法学部教授小林良彰君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年11月19日（金）（第2回）

- 二院制と参議院の在り方に関する件のうち、参議院と衆議院の役割分担について意見の交換を行った。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	竹山	裕（自民）	田中	直紀（自民）	佐藤	泰介（民主）
幹 事	泉	信也（自民）	西田	吉宏（自民）	千葉	景子（民主）
幹 事	景山	俊太郎（自民）	矢野	哲朗（自民）	峰崎	直樹（民主）
幹 事	今泉	昭（民主）	若林	正俊（自民）	柳田	稔（民主）
	阿部	正俊（自民）	輿石	東（民主）	浜四津	敏子（公明）
(16.10.14 現在)						

審査会経過

○平成16年10月14日（木）（第2回）

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の選任及び補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、588件（93種類）であり、このうち件数の多かったものは、「だれもが安心して良い医療を受けられることに関する請願」102件、「防犯ボランティアの必要経費への支援に関する請願」24件、「豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願」23件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣50件、総務9件、法務48件、外交防衛27件、財政金融33件、文教科学45件、厚生労働292件、農林水産4件、経済産業15件、国土交通9件、議院運営33件、イラク・事態23件であった。

請願者の総数は503万5,691人であった。

12月2日、各委員会において請願の審査が行われ、3委員会において136件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで3日の本会議において「豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願」外135件が採択（うち「原子力発電等に関する請願」6件は過半数をもって採択）され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、23.1%であり、また、種類数による採択率（採択数／付託数）は、8.6%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会 名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	50	0	0	50	0	
総 務	9	0	0	9	0	
法 務	48	0	0	48	0	
外 交 防 衛	27	0	0	27	0	
財 政 金 融	33	0	0	33	0	
文 教 科 学	45	25	0	20	25	
厚 生 労 働	292	105	0	187	105	
農 林 水 産	4	0	0	4	0	
経 済 産 業	15	6	0	9	6	
国 土 交 通	9	0	0	9	0	
議 院 運 営	33	0	0	33	0	
イラク・事態	23	0	0	23	0	
計	588	136	0	452	136	提出総数 588件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 文教科学委員会 25件
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第267号外22件）
義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第271号）
私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育環境の改善のための私学助成を
充実することに関する請願（第273号）
- 厚生労働委員会 105件
年金・医療・介護等の制度改革に関する請願（第173号）
保育制度の改善と充実に関する請願（第266号）
だれもが安心して良い医療を受けられることに関する請願（第320号外101件）
緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願（第402号）
- 経済産業委員会 6件
原子力発電等に関する請願（第186号外5件）

質問主意書一覧

第161回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
1	JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書	福島みずほ君	16. 10. 14	16. 10. 18	16. 11. 19	16. 11. 26 第9号
2	イラク戦争の正当性に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 1	11. 4	11. 19	11. 26 第9号
3	原子力発電所等における人身事故に関する質問主意書	福島みずほ君	11. 5	11. 10	11. 16	11. 17 第7号
4	規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 9	11. 10	11. 16	11. 17 第7号
5	ミズナラなどのナラ枯れ被害に関する質問主意書	井上 哲士君	11. 11	11. 15	11. 19	11. 26 第9号
6	社会保険庁による年金給付ミスに関する質問主意書	小池 晃君	11. 18	11. 22	11. 26	12. 1 第10号
7	新潟県中越地震と原子力発電所に関する質問主意書	近藤 正道君	11. 18	11. 22	11. 26	12. 1 第10号
8	ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る日米間協議に関する質問主意書	大田 昌秀君	11. 19	11. 24	11. 30	12. 1 第10号
9	中国海軍原子力潜水艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問主意書	大田 昌秀君	11. 19	11. 24	11. 30	12. 1 第10号
10	米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質問主意書	大田 昌秀君	11. 19	11. 24	12. 3	12. 3 第11号
11	米海軍恩納通信所跡地利用に関する質問主意書	大田 昌秀君	11. 19	11. 24	12. 3	12. 3 第11号
12	在日米軍の再編と沖縄の負担軽減に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 22	11. 24	12. 7	12. 14 追録

番号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
13	教科書準拠教材の著作権侵害及び教科書検定における「白表紙本」流出への対処に関する質問主意書	大田 昌秀君	16. 11. 26	16. 12. 1	16. 12. 7	16. 12. 14 追録
14	独立行政法人の会計及び監査に関する質問主意書	尾立 源幸君	11. 30	12. 1	12. 7	12. 14 追録
15	内的障害者の自動車運転免許試験に関する質問主意書	広中和歌子君	12. 1	12. 3	12. 10	12. 14 追録
16	徳島県美馬郡脇町佐尾原地区の旧陸軍砲弾貯蔵所跡地における砲弾未処理問題に関する質問主意書	仁比 聡平君	12. 1	12. 3	12. 10	12. 14 追録
17	名目金利と名目成長率との関係についての政府の見解に関する質問主意書	大塚 耕平君	12. 1	12. 3	12. 10	12. 14 追録
18	中小・ベンチャー企業に対する特許関係料金の減免措置等に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 1	12. 3	12. 10	12. 14 追録
19	ヤミ金融対策に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 1	12. 3	12. 14	12. 14 追録
20	納税者保護に関する質問主意書	齋藤 勁君	12. 2	12. 3	12. 7	12. 14 追録
21	旧国鉄跡地の鉛等重金属汚染対策に関する質問主意書	紙 智子君	12. 2	12. 3	12. 10	12. 14 追録
22	朝鮮人労務者等に対する未払金その他の取扱いに関する質問主意書	福島みずほ君	12. 2	12. 3	12. 10	12. 14 追録
23	法律条文の過誤訂正の法的性格に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	12. 2	12. 3	12. 14	12. 14 追録
24	道路特定財源の使途の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	12. 2	12. 3	12. 10	12. 14 追録
25	新たな信託業法の運用に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 3	12. 3	12. 14	12. 14 追録

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
26	電波利用料制度の見直しの基本的考え方に関する質問主意書	藤末 健三君	16. 12. 3	16. 12. 3	16. 12. 10	16. 12. 14 追録
27	政治資金の透明化についての政府の対応に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 3	12. 3	12. 10	12. 14 追録

第160回国会（臨時会）

「第160回国会参議院審議概要」発行時において掲載会議録が未定であったものを掲載している。

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
1	長野県白骨温泉における入浴剤添加に関する質問主意書	福山 哲郎君	16. 7. 30	16. 8. 4	16. 8. 10	16 9. 10 追録
2	平成一六年年金改正法に関する質問主意書	小川 敏夫君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
3	年金改正法にかかわる総理大臣等の発言等に関する質問主意書	小川 敏夫君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
4	わが国金融業界の再編に対する政府の基本姿勢に関する質問主意書	大塚 耕平君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
5	UFJグループと三菱東京フィナンシャルグループとの経営統合に対する政府の基本姿勢に関する質問主意書	大塚 耕平君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
6	金融システム安定化のために投入した公的資金に関する質問主意書	大塚 耕平君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
7	配偶者暴力防止法に関する質問主意書	平野 達男君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
8	郵政民営化に関する政府の方針等に関する質問主意書	松井 孝治君	16. 7. 30	16. 8. 4	16. 8. 10	16 9. 10 追録
9	三位一体改革における税源移譲額等に関する質問主意書	松井 孝治君	7. 30	8. 4	8. 10	9. 10 追録
10	社会保険庁のホームページにおける「年金額簡易試算」の誤表示に関する質問主意書	山本 孝史君	8. 3	8. 5	8. 10	9. 10 追録
11	財団法人日本原子力文化振興財団のプレスリリース「劣化ウラン弾による環境影響」に関する質問主意書	福島みずほ君	8. 4	8. 6	9. 10	9. 10 追録
12	日本人外交官殺害事件の被害車両の取扱いに関する質問主意書	若林 秀樹君	8. 5	8. 6	8. 11	9. 10 追録
13	法律条文の過誤訂正の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	8. 5	8. 6	8. 10	9. 10 追録
14	タクシーの台数規制廃止による弊害に関する質問主意書	櫻井 充君	8. 5	8. 6	8. 11	9. 10 追録
15	国立大学法人化後の問題点に関する質問主意書	櫻井 充君	8. 5	8. 6	8. 24	9. 10 追録
16	社会保険庁予算の開示の在り方に関する質問主意書	山本 孝史君	8. 5	8. 6	9. 3	9. 10 追録
17	社会保険庁の広報関係経費をめぐる不祥事に関する質問主意書	山本 孝史君	8. 5	8. 6	9. 3	9. 10 追録
18	厚生労働省職員の監修料受領による補助金還流問題に関する質問主意書	山本 孝史君	8. 5	8. 6	8. 11	9. 10 追録
19	MMR ワクチンの接種中止に関する質問主意書	小池 晃君	8. 6	8. 6	8. 11	9. 10 追録

1 参議院改革協議会

参議院改革協議会

(平成14年3月13日設置)

(1) 検討の経緯

参議院改革協議会（青木幹雄座長）は、第161回国会においては11月10日に最終の協議会を開いた。決算の早期提出及びODA議員派遣について、座長から報告があった。

(2) 協議会経過

○平成16年11月10日（水）（第11回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

参議院改革協議会

(平成16年12月1日設置)

協議員一覧(9名)

座長	片山 虎之助 (自民)	鈴木 政二 (自民)	木庭 健太郎 (公明)
	阿部 正俊 (自民)	北澤 俊美 (民主)	小池 晃 (共産)
	金田 勝年 (自民)	興石 東 (民主)	又市 征治 (社民)
			(16.12.1 現在)

(1) 発足の経緯

平成16年11月24日(第161回国会)、扇議長と各会派代表者との懇談会(各会派代表者懇談会)において、参議院改革の問題について協議する機関を今国会中に設置し、その機関の名称、任務、構成、運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

同年12月1日(第161回国会)、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員10人以内をもって組織する参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(参議院改革協議会)を設置することを決定し、同日の本会議において溝手顕正議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

(2) 協議会経過

○平成16年12月1日(水)(第1回)

- 一、専門委員会の設置について協議決定した。
- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

2 国会議員の互助年金等に関する調査会

本調査会は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、第159回国会において設置され、平成16年6月16日から協議を開始した。

第160回国会閉会後から今国会中において、本調査会は11回協議を行った。

(1) 調査会経過

○平成16年8月24日（火）（第6回）

○元国会議員等参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年9月8日（水）（第7回）

○衆議院議員（5名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年9月22日（水）（第8回）

○参議院議員（5名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年10月1日（金）（第9回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月14日（木）（第10回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月28日（木）（第11回）

○厚生労働省、総務省、国立国会図書館及び財務省から説明を聴取した後、質疑を行った。

○平成16年10月29日（金）（第12回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月12日（金）（第13回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月22日（月）（第14回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月25日（木）（第15回）

○答申草案について協議を行った。

○平成16年12月3日（金）（第16回）

○答申草案について協議を行った。

(2) 調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1 調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2 名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

3 構成

一 調査会は、委員6名をもって組織する。

二 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。

三 調査会に座長を置く。

四 座長は、委員の推薦によって、これを定める。

4 諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5 諮問期間

概ね6箇月

6 運営

一 調査会の招集は、座長が行う。

二 調査会の会議は、座長が主宰する。

7 参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8 答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9 調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

(3) 調査会委員

座長	中島 忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚 啓明	中央大学教授
委員	中島 勝	政治評論家
同	渡部 記安	立正大学大学院教授
同	大石 眞	京都大学大学院教授
同	猪口 邦子	上智大学法学部教授

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第147回 (常 会)	12. 1. 20(木)	12. 1. 20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7. 28(金)	12. 7. 28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常 会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8. 10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9. 27(木)	13. 9. 27(木)	13. 12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常 会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57
第156回 (常 会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常 会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成16年12月3日現在)

第2次小泉改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

小泉 純一郎 (衆・自民)

総務大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

法務大臣

(内閣府特命担当大臣 (青少年育成及び少子化対策))

南野 知恵子 (参・自民)

外務大臣

町村 信孝 (衆・自民)

財務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

文部科学大臣

中山 成彬 (衆・自民)

厚生労働大臣

尾辻 秀久 (参・自民)

農林水産大臣

島村 宜伸 (衆・自民)

経済産業大臣

中川 昭一 (衆・自民)

国土交通大臣

北側 一雄 (衆・公明)

環境大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策))

小池 百合子 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

細田 博之 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

村田 吉隆 (衆・自民)

国務大臣 (防衛庁長官)

大野 功統 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

伊藤 達也 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

竹中 平蔵 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革、産業再生機構))

村上 誠一郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品安全))

棚橋 泰文 (衆・自民)

内閣官房副長官

山崎 正昭 (参・自民)

杉浦 正健 (衆・自民)

二橋 正弘

副大臣

内閣府副大臣

七条 明 (衆・自民)

西川 公也 (衆・自民)

林田 彪 (衆・自民)

防衛庁副長官

今津 寛 (衆・自民)

総務副大臣

今井 宏 (衆・自民)

山本 公一 (衆・自民)

法務副大臣

滝 実 (衆・自民)

外務副大臣

逢沢 一郎 (衆・自民)

谷川 秀善 (参・自民)

財務副大臣

上田 勇 (衆・公明)

田野瀬 良太郎 (衆・自民)

文部科学副大臣

小島 敏男 (衆・自民)

塩谷 立 (衆・自民)

厚生労働副大臣

衛藤 晟一 (衆・自民)

西 博義 (衆・公明)

農林水産副大臣

岩永 峯一 (衆・自民)

常田 享詳 (参・自民)

経済産業副大臣

小此木 八郎 (衆・自民)

保坂 三蔵 (参・自民)

国土交通副大臣

蓮実 進 (衆・自民)

岩井 國臣 (参・自民)

環境副大臣

高野 博師 (参・公明)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

江渡 聡徳 (衆・自民)

木村 勉 (衆・自民)

西銘 順志郎 (参・自民)

防衛庁長官政務官

北村 誠吾 (衆・自民)

柏村 武昭 (参・自民)

総務大臣政務官

松本 純 (衆・自民)

増原 義剛 (衆・自民)

山本 保 (参・公明)

法務大臣政務官

富田 茂之 (衆・公明)

外務大臣政務官

小野寺 五典 (衆・自民)

河井 克行 (衆・自民)

福島 啓史郎 (参・自民)

財務大臣政務官

倉田 雅年 (衆・自民)

段本 幸男 (参・自民)

文部科学大臣政務官

下村 博文 (衆・自民)

小泉 顕雄 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

森岡 正宏 (衆・自民)

藤井 基之 (参・自民)

農林水産大臣政務官

大口 善徳 (衆・公明)

加治屋 義人 (参・自民)

経済産業大臣政務官

平田 耕一 (衆・自民)

山本 明彦 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

岩崎 忠夫 (衆・自民)

中野 正志 (衆・自民)

伊達 忠一 (参・自民)

環境大臣政務官

能勢 和子 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

佐藤

壮郎

内閣法制局長官

阪田

雅裕

公正取引委員会委員長

竹島

一彦

公害等調整委員会委員長

加藤

和夫

4 本会議・委員会等傍聴者数

(会期終了日 現在)

回 次		総 計	内 訳	
			本会議	委員会等
平成11年	145 (常 会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常 会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
14年	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,666	436	1,230

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 現在)

	総 計 (人)	参 観 内 訳				特別参観
		一般	小・中学生	高校生	外国人	
平成 7 年	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8 年	176,414	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9 年	180,875	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10年	187,652	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11年	190,554	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12年	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13年	204,028	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14年	215,057	54,388	154,841	3,297	2,531	24
15年	229,835	48,690	170,603	6,850	3,622	133
16年	218,691	52,353	157,359	4,798	4,181	70

(注) 特別参観は、国会閉会中の第 1・第 3 日曜日に限り実施している。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23, 144	355	262	83	10
平成15年度	33, 371	493	353	132	8
平成16年度					
4 月	2, 334	50	8	41	1
5 月	3, 733	69	28	41	0
6 月	3, 241	54	25	29	0
7 月	158	4	2	2	0
8 月	114	12	0	1	11
9 月	1, 202	19	11	8	0
10月	4, 143	62	51	11	0
11月	6, 606	94	90	4	0
(年度途中計)	21, 531	364	215	137	12

(注) その他とは、地域の子ども会等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
フィリピン共和国上院議長 (16. 10. 14招待状発送)	団長 上院議長 フランクリン・ドリロン君 同夫人 ミラグロス・ドリロン君 随員 上院国際関係儀典局長 カルメン・アルセーニョ君	16. 10. 28 ～10. 31
アイスランド共和国国会議長一行 (16. 3. 26招待状発送)	団長 国会議長 ハルドール・ブロンダール君 同夫人 クリストウルン・エイムンドゥスドッティル君 団員 国会議員 ステイングリムル・シグフソン君 同 同 グジョン・クリスチャンソン君 同 同 アルンビョルグ・スペインスドッティル君 同 同 ヨハン・アウルサイルソン君 随員 事務局国際部長 ベリンダ・テリオール君	16. 11. 11 ～11. 16

○両院議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
インド連邦議会議員団一行 (16. 9. 7招待状発送)	団長 下院議長 ソームナート・チャタジー君	16. 10. 31 ～11. 6
	団員 同夫人 レヌー・チャタジー君	
	同 上院議員 ラリットバイ・メヘタ君	
	同 下院議員 ジャスワント・シン・ビシュノイ君	
	同 上院議員 アシュワニ・クマール君	
	同 下院議員 スブラタ・ボース君	
	同 同 アロク・クマール・メハータ君	
	同 同 スダンシュ・クマール・セアール君	
	同 同 バラトシン・ソランキ君	
	随員 下院事務総長 G・C・マルホートラ君	
	同 下院事務局スタッフ ブラハム・ダット君	
	同 上院事務局スタッフ デヴィ・ダス君	
	同 下院事務局スタッフ P・J・アントニー君	
	同 同 ルパスリー・ロイ君	
I P U議長一行 (16. 8. 18招待状発送)	団長 I P U議長（チリ共和国上院議員） セルヒオ・パエス・ヴェルドゥーゴ君	16. 11. 8 ～11. 13
	随員 I P U事務総長 アンダース・B・ジョンソン君	
	同 同夫人 キラ・ヌニェス・ジョンソン君	
	同 I P U議長筆頭秘書 フアン・オセス君	
	同 I P U議長報道担当官 リバルド・ピウトゥラゴ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
メキシコ合衆国及びブラジル 連邦共和国に対する我が国の 政府開発援助に関する調査 (16. 7. 28 議長決定)	メキシコ ブラジル	16. 8. 17 ～ 8. 27	保坂 三蔵君(自民) 後藤 博子君(自民) 松村 龍二君(自民) 広野 ただし君(民主) 木庭 健太郎君(公明) 小林 美恵子君(共産)	16. 11. 10 議院運営委 員会に報告 書提出
タイ王国及びインドネシア共 和国に対する我が国の政府開 発援助に関する調査 (16. 8. 3 議長決定)	タイ インドネシア	16. 8. 17 ～ 8. 26	岩井 國臣君(自民) 愛知 治郎君(自民) 段本 幸男君(自民) 松下 新平君(民主) 山本 孝史君(民主) 遠山 清彦君(公明) 又市 征治君(社民)	16. 11. 10 議院運営委 員会に報告 書提出
中華人民共和国及びフィリピン 共和国に対する我が国の政 府開発援助に関する調査 (16. 8. 6 議長決定)	中国 フィリピン	16. 8. 17 ～ 8. 25	鴻池 祥肇君(自民) 松山 政司君(自民) 三浦 一水君(自民) 木俣 佳丈君(民主) 和田 ひろ子君(民主) 大門 実紀史君(共産)	16. 11. 10 議院運営委 員会に報告 書提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
WTOに関する議員会議・第7回運営委員会出席 (16. 8.20 議長決定)	スイス ノルウェー ドイツ	16. 9. 5 ～ 9.11	若林 正俊君(自民)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
第25回ASEAN議員機構(AIPO)総会出席 (16. 9. 6 議長決定)	カンボジア ベトナム	16. 9.11 ～ 9.20	山東 昭子君(自民) 山本 香苗君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
欧州評議会議員会議・第13回経済協力開発機構(OECD)活動拡大討議出席 (16. 9.10 議長決定)	フランス	16.10. 3 ～10. 8	舩添 要一君(自民) 大塚 耕平君(民主) 荒木 清寛君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
第111回IPU(列国議会同盟)会議出席 (16. 9.13 議長決定)	スイス	16. 9.26 ～10. 4	大野 つや子君(自民) 高橋 千秋君(民主)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
第59回国連総会の際のIPU議会人会合出席 (16.10. 8 議長決定)	米国	16.10.18 ～10.23	加納 時男君(自民) 広中 和歌子君(民主) 仁比 聡平君(共産)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
WTOに関する議員会議・ブリュッセル会合出席 (16.11. 8 議長決定)	ベルギー	16.11.23 ～11.27	若林 正俊君(自民) 平野 達男君(民主)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
モンゴル国国家大会議議長の招待による同国公式訪問及び同国の政治経済事情等視察 (16. 8.18 議長決定)	モンゴル	16. 9. 1 ～ 9. 6	尾辻 秀久君(自民) 亀井 郁夫君(自民) 谷川 秀善君(自民) 池口 修次君(民主) 前川 清成君(民主) 山根 隆治君(民主) 弘友 和夫君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
南アフリカ共和国全国州評議会議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (16. 8.24 議長決定)	英国 南アフリカ フランス	16. 9.14 ～ 9.22	(議長) 扇 千景君(無) 矢野 哲朗君(自民) 江田 五月君(民主) 魚住 裕一郎君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
大韓民国国会の招待による同国公式訪問 (16. 8.25 議長決定)	韓国	16. 9. 8 ～ 9.11	(副議長) 角田 義一君(無) 片山 虎之助君(自民) 興石 東君(民主) 木庭 健太郎君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
タイ王国上院議長の招待による同国公式訪問及びカンボジア王国の政治経済事情等視察 (16. 8.25 議長決定)	タイ カンボジア 香港	16. 9.18 ～ 9.25	(議院運営委員長) 溝手 顕正君(自民) 金田 勝年君(自民) 小斉平 敏文君(自民) 平田 健二君(民主) 弘友 和夫君(公明)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出
ニュージーランド国会議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (16. 9. 1 議長決定)	ニュージーランド 香港	16. 9.11 ～ 9.19	中曽根 弘文君(自民) 狩野 安君(自民) 北岡 秀二君(自民) 榛葉 賀津也君(民主) 和田 ひろ子君(民主) 井上 哲士君(共産)	16.12. 3 議院運営委員会に報告書提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
シンガポール共和国、スイス連邦、ドイツ連邦共和国及びフランス共和国における有事・緊急事態対処体制、民間防衛制度等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (16. 6. 23 議長決定)	シンガポール スイス ドイツ フランス	16. 7. 13 ～ 7. 24	田村 公平君(自民) 常田 享詳君(自民) 舩添 要一君(自民) 齋藤 勁君(民主) 若林 秀樹君(民主) 高野 博師君(公明)	16. 10. 12 議院運営委員会に報告書提出
フィジー諸島共和国、ニュージーランド及びオーストラリアにおける環境問題に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (16. 8. 19 議長決定)	フィジー ニュージーランド オーストラリア	16. 9. 2 ～ 9. 12	陣内 孝雄君(自民) 柏村 武昭君(自民) 伊達 忠一君(自民) 谷 博之君(民主) 福山 哲郎君(民主) 渕上 貞雄君(社民)	16. 12. 3 議院運営委員会に報告書提出
スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国及び英国における社会保障改革等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (16. 8. 24 議長決定)	スウェーデン ドイツ 英国	16. 9. 15 ～ 9. 24	関谷 勝嗣君(自民) 小泉 顕雄君(自民) 吉田 博美君(自民) 佐藤 泰介君(民主) 佐藤 雄平君(民主) 山本 保君(公明)	16. 12. 3 議院運営委員会に報告書提出
カナダ及びアメリカ合衆国における農業の経営安定対策並びに両国の政治経済事情調査 (16. 8. 31 議長決定)	カナダ 米国	16. 9. 15 ～ 9. 23	片山 虎之助君(自民) 野上 浩太郎君(自民) 藤井 基之君(自民) 小川 勝也君(民主) 小川 敏夫君(民主) 渡辺 孝男君(公明)	16. 12. 3 議院運営委員会に報告書提出

9 参議院委員派遣一覧

第160回国会閉会後

○財政金融委員会 (16.9.9 議長承認)

目 的	地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査
派遣委員	浅尾慶一郎君（民主）、尾辻秀久君（自民）、大塚耕平君（民主）、峰崎直樹君（民主）、松山政司君（自民）、山下英利君（自民）、大久保勉君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、平野達男君（民主）、円より子君（民主）、西田実仁君（公明）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）、広田一君（無）
派遣地	北海道
期 間	9月21日及び22日の2日間

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 (16.9.9 議長承認)

目 的	北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査
派遣委員	木俣佳丈君（民主）、中川義雄君（自民）、西銘順志郎君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、藤本祐司君（民主）、紙智子君（共産）
派遣地	北海道
期 間	9月15日から同月17日まで3日間

○経済産業委員会 (16.9.27 議長承認)

目 的	関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故の状況調査
派遣委員	加納時男君（自民）、松田岩夫君（自民）、藤原正司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、木俣佳丈君（民主）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）
派遣地	福井県
期 間	9月29日 1日間

○国土交通委員会 (16.9.27 議長承認) (16.9.28 議長変更承認)

目 的	南西海域（尖閣諸島周辺海域等）における海上保安業務に関する実情調査
派遣委員	田名部匡省君（民主）、岩城光英君（自民）、大江康弘君（民主）、 佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、木村仁君（自民）、 田村公平君（自民）、藤野公孝君（自民）、池口修次君（民主）、 仁比聡平君（共産）
派遣地	沖縄県
期 間	9月30日 1日間

第161回国会

○災害対策特別委員会 (16.10.12 議長承認)

目 的	平成16年台風第21号による被害状況等の実情調査
派遣委員	風間昶君（公明）、岩城光英君（自民）、大仁田厚君（自民）、 高橋千秋君（民主）、小池正勝君（自民）、小泉昭男君（自民）、 西島英利君（自民）、野村哲郎君（自民）、芝博一君（民主）、 水岡俊一君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）
派遣地	三重県
期 間	10月13日 1日間

○災害対策特別委員会 (16.10.26 議長承認)

目 的	平成16年台風第23号による被害状況等の実情調査
派遣委員	風間昶君（公明）、小林元君（民主）、高橋千秋君（民主）、 小池正勝君（自民）、山内俊夫君（自民）、山本香苗君（公明）、 仁比聡平君（共産）
派遣地	岡山県
期 間	10月27日 1日間

○災害対策特別委員会 (16.10.28 議長承認)

目 的	平成16年新潟県中越地震による被害状況等の実情調査
派遣委員	風間昶君（公明）、岩城光英君（自民）、大仁田厚君（自民）、 小林元君（民主）、高橋千秋君（民主）、山本香苗君（公明）、 仁比聡平君（共産）
派遣地	新潟県
期 間	11月 1 日 1 日間

10 国会に対する報告等 (16.8.7～16.12.3)

第160回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年 月 日	報 告 等 の 名 称
平成16年	
9.14(火)	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成15年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
17(金)	○ 平成15年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成15年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
21(火)	○ 平成15年度予算使用の状況（出納整理期間を含む。）
24(金)	○ 平成15年度公正取引委員会年次報告
27(月)	○ 平成16年度第1・四半期予算使用の状況
28(火)	○ 平成16年度第1・四半期国庫の状況
30(木)	○ 平成15年度国立国会図書館年報（平成15年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告）
10.19(火)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書（平成16年7月30日から同年10月11日まで）
26(木)	○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更（平成16年10月）
11.19(金)	○ 平成15年度国の債権の現在額総報告 ○ 平成15年度物品増減及び現在額総報告
26(金)	○ 平成14年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
30(火)	○ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告（平成16年11月） ○ 国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告（平成16年11月）
12. 3(金)	○ 平成15年度少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する年次報告 ○ 平成15年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告 ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成16年12月） ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書（平成16年12月）

11 国会関係日誌 (16.8.7～16.12.3)

年 月 日	事 項
【第160回国会（臨時会）閉会後】	
平成16年	
8. 8(日)	○ 和歌山県知事選で木村良樹氏再選、山口県知事選で二井関成氏 3 選 ○ 柳田桃太郎元参議院議員逝去
9(月)	○ 関西電力美浜原発 3 号機蒸気噴出事故により11人死傷 ○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典（議長出席）
10(火)	○ 林健太郎元参議院議員逝去
11(水)	○ 第 1 回日朝実務者協議（～12日）
12(木)	○ 三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスが経営統合の基本合意書を締結
13(金)	○ 沖縄県宜野湾市沖縄国際大学構内に米軍の大型輸送ヘリコプターが墜落
15(日)	○ 全国戦没者追悼式（議長出席） ○ 高橋靖子元参議院議員逝去
17(火)	○ 参議院ODA調査派遣団出発 ○ 台風第15号による災害発生（～20日）
18(水)	○ イラク国民大会議において諮問評議会議員選出
23(月)	○ 岡野裕元参議院議員（元労働大臣）逝去
26(木)	○ 全国知事会等地方 6 団体が国庫補助負担金等に関する改革案を小泉総理に提出 ○ 佐賀地裁は沿岸漁業者らの国営諫早湾干拓事業の工事差止め仮処分申請を認め、国に工事差止めを命じる決定。31日、農水省は同地裁に異議申立て
29(日)	○ 日本歯科医師連盟からの政治献金問題で平成研究会の会計責任者を政治資金規正法違反の容疑で逮捕
30(月)	○ 台風第16号による災害発生
31(火)	○ 衆・経済産業委（関西電力美浜原発 3 号機蒸気噴出事故について関西電力社長らを参考人招致）
9. 1(水)	○ ロシア南部の北オセチア共和国で学校占拠事件発生。3日、治安部隊が制圧、死者500人以上の見通し ○ 浅間山噴火
2(木)	○ 小泉総理が北方領土を海上視察 ○ 韓国の政府系原子力機関で過去に濃縮ウランを抽出していたことが判明
5(日)	○ 福島県知事選、佐藤栄佐久氏 5 選
6(月)	○ 片岡文重元参議院議員逝去
7(火)	○ 参・沖縄・北方特別委（宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故等） ○ 台風第18号による災害発生（～8日） ○ 竹内藤男元参議院議員逝去
8(水)	○ 角田参議院副議長一行韓国訪問（～11日）
9(木)	○ 名古屋地裁は秘書給与詐欺事件で佐藤観樹元衆議院議員に実刑判決 ○ 衆・総務委（NHK不祥事問題についてNHK会長らを参考人招致）
10(金)	○ 郵政民営化の基本方針を閣議決定 ○ 第 3 回 G 8 下院議長会議（河野衆議院議長出席、～11日）
13(月)	○ 小泉総理がブラジル、メキシコ、米国訪問（～23日） ○ 民主党臨時党大会、代表に岡田克也氏再選
14(火)	○ 扇参議院議長一行英国、南アフリカ、フランス訪問（～22日）
16(木)	○ 衆院において民主・共産・社民の野党 3 会派が臨時会召集要求書を提出 ○ 日・ブラジル首脳会談

17(金)	○ 日・メキシコ首脳会談
18(土)	○ 日本歯科医師連盟からの政治献金問題で平成研究会の会計責任者ら3人を政治資金規正法違反の罪で起訴
20(月)	○ 河野衆議院議長一行中国訪問(～25日) ○ 日・イラク首脳会談、日米首脳会談
21(火)	○ 小泉総理が国連総会で演説、常任理事国入りを目指す決意表明
25(月)	○ 第2回日朝実務者協議(～26日)
26(日)	○ 日本歯科医師連盟からの政治献金問題で村岡兼造前衆議院議員を政治資金規正法違反で在宅起訴
27(月)	○ 第2次小泉改造内閣の発足 ○ 自民党3役人事決定 ○ 古賀潤一郎衆議院議員辞職
29(水)	○ 参・経済産業委員派遣(福井県、美浜原発事故の状況調査) ○ 台風第21号による災害発生
30(木)	○ 衆議院通用門に元右翼団体の男が運転する乗用車が突っ込み炎上 ○ 中山利生元防衛庁長官逝去
10. 4(月)	○ 小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」が報告書提出
5(火)	○ 臨時会召集閣議決定
6(水)	○ 参・経済産業委(関西電力美浜原発3号機蒸気噴出事故について関西電力社長らを参考人招致) ○ 米国調査団がイラクの大量破壊兵器の備蓄なしとの最終報告
7(木)	○ 金融庁がUFJ銀行を銀行法違反で東京地検に告発 ○ アジア欧州会合(～9日)
9(土)	○ 台風第22号による災害発生
【第161回国会(臨時会)】	
10. 12(火)	○ 第161回国会(臨時会)召集 ○ 開会式 ○ 参・本会議(議席の指定、常任委員長選挙、5特別委員会の設置、3調査会の設置、会期の件、所信表明演説) ○ 衆・本会議(議席の指定、会期の件、常任委員長選挙、6特別委員会の設置、所信表明演説)
13(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目) ○ 参・災害対策特別委員派遣(三重県、台風第21号被害状況調査) ○ ダイエーが経営再建のため産業再生機構に支援要請
14(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目) ○ 国産牛のBSE対策について全頭検査から生後20カ月以下の牛を除外する政府見直し案を自民党了承
15(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 水俣病未認定患者と遺族が国と熊本県に賠償を求めた関西水俣病訴訟で、最高裁は被害拡大の行政責任を認める初判断を示し、患者37人について賠償責任を認定 ○ 日本が国連安保理非常任理事国に当選
17(日)	○ 新潟県知事選で泉田裕彦氏初当選、富山県知事選で石井隆一氏初当選
18(月)	○ 衆・予算委(総理出席)
19(火)	○ 衆・予算委(総理出席) ○ 情報通信審議会がNTTの固定電話加入権料の段階的廃止を答申
20(水)	○ 参・予算委(総理出席) ○ 台風第23号による災害発生
21(木)	○ 参・予算委(総理出席)
22(金)	○ イラク南部サマーワの陸上自衛隊宿営地内にロケット弾1発が着弾

23(土)	○ 新潟県中越地震発生
24(日)	○ 岡山県知事選で石井正弘氏 3 選
26(火)	○ 衆・本会議（平成16年の台風・新潟県中越地震災害について報告・質疑等） ○ イラクで日本人人質事件発生、31日に遺体を確認
27(水)	○ 参・本会議（平成16年の台風・新潟県中越地震災害報告聴取、台風第23号等・新潟県中越地震災害対策決議等） ○ 参・災害対策特別委員派遣（岡山県、台風第23号被害状況調査） ○ 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）
31(日)	○ イラク南部サマーワの陸上自衛隊宿営地の荷物保管用コンテナに被弾
11. 1(月)	○ 参・災害対策特別委員派遣（新潟県、新潟中越地震被害状況調査）
2(火)	○ 衆・本会議（イラクにおける邦人人質事件に関する報告・質疑等）
3(水)	○ 米国大統領選でブッシュ大統領が勝利宣言
4(木)	○ 都築譲衆議院議員辞職、12日の選挙会で田村謙治氏の繰上げ当選決定
5(金)	○ 参・イラク・事態特別委（総理出席） ○ 東京地裁、鈴木宗男元衆議院議員に受託収賄などで懲役 2 年の実刑判決
6(土)	○ 原健三郎元衆議院議長逝去
7(日)	○ 井上孝元参議院議員（元国土庁長官）逝去
9(火)	○ 第 3 回日朝実務者協議（～14日）
10(水)	○ 参議院 O D A 調査派遣団が報告書を提出 ○ 参議院改革協議会 ○ 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論） ○ 国籍不明の潜水艦の領海侵犯に対し、防衛庁長官が海上警備行動発令。12日、政府は中国籍と断定し、抗議
11(木)	○ アラファト・パレスチナ自治政府議長逝去
17(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論） ○ 自民党憲法調査会の憲法改正案起草委員会において新憲法草案大綱の素案提示 ○ A P E C 閣僚会議（～18日）
19(金)	○ 平成15年度決算国会提出 ○ 日米防衛首脳会談
20(土)	○ A P E C 首脳会議（～21日） ○ 日米首脳会談
21(日)	○ 日ロ首脳会談、日中首脳会談
24(水)	○ 参議院各会派代表者懇談会
25(木)	○ 政府税制調査会は平成17年度税制改正を小泉総理に答申
26(金)	○ 参・本会議（平成15年度決算概要報告・質疑） ○ 政府・与党は国・地方財政の三位一体改革の全体像を決定 ○ 参・イラク・事態特別委（総理出席）
27(土)	○ 諫山博元参議院議員逝去
28(日)	○ 栃木県知事選で福田富一氏初当選、橋本大二郎前高知県知事の辞職に伴う出直し選で橋本大二郎氏 5 選 ○ 小泉総理が A S E A N ・日中韓 3 カ国首脳会議等のためラオス訪問（～12月 1 日）
30(火)	○ 衆・政倫審（橋本龍太郎衆議院議員出席） ○ 参議院参観ロビー及び議会史料室供用開始
12. 1(水)	○ 参・本会議（参議院改革協議会設置報告等） ○ 参議院改革協議会 ○ 民主・共産・社民の野党 3 会派、会期延長について衆議院議長に申入れ
2(木)	○ 参・決算委（平成15年度決算外 2 件全般質疑）
3(金)	○ 参・本会議（日米交流150周年友好増進決議、閉会手続） ○ 衆・本会議（日米交流150周年関係増進決議、閉会手続） ○ 平成17年度予算編成の基本方針閣議決定 ○ 第161回国会閉会